

# 新庄市障がい福祉総合計画

第5次新庄市障がい者計画／第6期新庄市障がい福祉計画／第2期新庄市障がい児福祉計画

計画期間 令和3年度～令和8年度

令和3年3月

新庄市



## はじめに

障がいのある人もない人もお互いに違いを認め、人権を尊重しながら共に生きる地域社会の実現は、誰もが目指すべき理想の姿でもあります。

新庄市では、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として、平成 28 年 3 月に障がい者基本法に基づく「第 4 次新庄市障がい者計画」を策定しました。また、障がいのある人に対する障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援の提供体制の確保に関する計画として、平成 30 年 3 月に障がい者総合支援法に基づく「第 5 期新庄市障がい福祉計画」と、障がいのあるお子さんへの通所支援や相談支援の提供体制の確保に関する計画である「第 1 期新庄市障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、計画の実現に向け取り組みを進めて参りました。

これら 3 計画に関しては、令和 2 年度に計画期間が満了するため、新たに一つの計画として一体的にまとめ、新庄市障がい福祉総合計画として策定することといたしました。

新庄市では、平成 30 年度より「障がい者にやさしいまちづくり」を政策のキーワードに掲げ、各種事業を実施しており、令和 2 年度は「誰もが安心して暮らせる共生社会のまちづくり」を施政方針とし、「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定するなど、障がい福祉の推進に努めているところでございます。しかしながら、少子高齢化による社会変化や、高度多様化する障がいニーズへの対応、法制度改正による新たなサービスの追加など、障がい福祉に関する環境は急激に変化しています。

今後とも国・県の動向を注視しつつ、適宜、計画の改善も視野に入れ、「障がい者にやさしいまちづくり」の実現を目指して、市民の皆さんや保健、医療、福祉、労働、教育をはじめとする幅広い関係者の皆さんと連携・協働して取り組んで参りたいと存じます。

この度の計画策定にあたりましては、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様、障がいのある人やそのご家族、関係団体の皆様、そして、お忙しい中、会議にご出席いただいた新庄市障がい者福祉計画推進委員の皆様には、心より感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月



新庄市長 山尾順紀

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本的な理念	4
4	計画の対象	4

## 第2章 障がい福祉の現状

1	統計からみる現状	
	1. 新庄市の人口	5
	2. 市が把握する障がい者（児）の数	6
	3. 障がい福祉関連事業の推移	7
	▼障がい者福祉事業	7
	▼特別障がい者手当等給付事業	9
	▼障がい者自立支援給付事業	10
	▼地域生活支援事業	16
	4. 障がい者（児）支援施設の利用状況	21
	5. 障がい児の就学・保育の状況	21
	6. 障がい者の雇用・就業の状況	23
2	障がい福祉に関する調査結果からみる現状	
	1. アンケート調査の概要	24
	2. 一般向けアンケート調査結果	25
	3. 障がい者向けアンケート調査結果	31
3	障がい福祉福祉事業所へのヒアリング結果からみる現状	
	1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	40
	2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	41
	3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	42
	4. 福祉施設から一般就労への移行等	42
	5. 障がい児支援提供体制の整備	43
	6. 相談支援体制の充実・強化	44
	7. 障がい者差別の現状	44
	8. 生活支援に関して	45
	9. 情報提供体制に関して	45
	10. 予防と早期発見体制に関して	45
	11. 障がい者雇用に関して	46
	12. バリアフリー化の推進について	46
	13. 防災・防犯対策の推進	47

## 第5次新庄市障がい者計画

### 第3章 計画策定に向けた課題と方針

1	前計画の検証と課題	49
2	現状から見た課題の抽出	51
3	計画の基本的な方針	52
4	計画の体系	55

### 第4章 課題解決に向けた具体的な施策

1	障がいの理解促進と差別解消	
	1. 障がいの理解促進と活動支援	57
	2. 差別の解消と権利擁護の推進	58
2	自立に向けた生活支援	
	1. 障がい福祉サービスの充実	59
	2. 経済的自立に向けた支援の充実	63
3	安心・安全な生活環境の確保	
	1. 防災・防犯対策の推進	64
	2. バリアフリーの推進	65
	3. 保健・医療サービスとの連携	67
4	早期療育と社会参加の推進	
	1. 教育・保育・療育の充実	69
	2. 雇用・就労の促進	72
	3. 社会参加の機会の拡大	74
5	支援ネットワークの構築	
	1. 相談・情報提供体制の充実	75
	2. 最上地域自立支援協議会との連携	77

## 第6期新庄市障がい福祉計画・第2期新庄市障がい児福祉計画

### 第5章 成果目標と障がい福祉サービス見込量等

1	障がい福祉計画と障がい児福祉計画	79
2	計画の成果目標	80
3	障がい福祉サービスの必要量の見込	
	1. 訪問系サービス	81
	2. 日中活動系サービス	83
	3. 居住系サービス	86
	4. 相談系サービス	88
	5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	89

6.	障がい児支援体制	90
7.	医療的ケア児等コーディネーター配置人数	92
8.	相談支援体制の充実・強化	92
9.	発達障がい者等に対する支援体制	92
10.	地域生活支援事業の実施	93
11.	障がい福祉サービスの質の向上	96
4	障がい福祉サービスの必要量確保に向けた取り組み	97

## 第6章 計画の推進

1	推進体制の確立	99
2	計画の策定体制及び経過	
	1. 新庄市障がい者福祉計画推進委員会委員名簿	100
	2. 計画策定までの主な経過	100

## 障がい福祉に関する資料集

	障がい者総合支援法によるサービス事業所一覧	101
	児童福祉法によるサービス事業所一覧	103
	指定相談支援事業所一覧	103
	障がい者（児）福祉サービス一覧	104
	用語集	110
	障害に関するマークの一例	118
	合理的配慮の一例	120

本計画においては、「障害」という文字を、全て「障がい」に置き換えて使用しています。

## 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

新庄市では、平成28年3月に「第4次新庄市障がい者計画」を策定し、障がいのある人もない人も、共に充実した生活をし、活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、身体機能回復訓練にとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において人間的な尊厳の復権、社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念のもと、障がい者施策の推進を図ってきました。

また、平成30年3月には、「第5期新庄市障がい福祉計画」および「第1期新庄市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者と障がい児の地域生活を支える福祉サービス提供体制の確立に努めてきました。

これらの計画が令和2年度で終了することから、障がい者施策をめぐる最近の動向や、新庄市の障がい者を取り巻く現状、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな計画として、3つの計画を一体化し、「新庄市障がい福祉総合計画」として策定することにしました。

本計画は、令和3年3月に制定した「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念を踏まえ、新庄市における今後の障がい福祉施策のあるべき姿と具体的な施策の方向性を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障がい福祉サービス等の一層の充実と、障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援を拡充することを目的として策定するものです。

### ▶ 前計画以降の法令等に関する動向（参考）

年月	動向	概要
平成25年6月 (平成28年4月施行)	障がい者差別解消法成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>合理的配慮の提供について規定</li> </ul>
平成28年4月	障がい者雇用促進法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>差別の禁止、合理的配慮の提供義務</li> <li>法定雇用率の算定基礎見直し</li> </ul>
平成28年5月 (平成30年4月施行)	障がい者総合支援法及び 児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活援助や就労定着支援の新設</li> <li>低所得の高齢障がい者の負担軽減</li> <li>障がい児支援の強化・充実</li> </ul>
平成28年6月施行	発達障がい者支援法の一部 を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>切れ目のない支援</li> <li>家族などへの支援</li> <li>地域の支援体制の構築</li> </ul>
令和3年3月制定	新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者差別解消法の理念を踏まえ市の責務等を規定</li> </ul>



## 2 計画の位置づけ

### 1. 計画の構成

新庄市障がい福祉総合計画は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の3つの個別計画で構成され、それぞれ以下の法令に基づき策定されます。

個別計画名	根拠法令	概要
障がい者計画	障がい者基本法 第11条第3項	新庄市の障がい者福祉施策を推進するための基本的な計画
障がい福祉計画	障がい者総合支援法 第88条第1項	障がい者の日常生活や社会生活を支援するために、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定めた計画
障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20第1項	障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画

### 2. 計画の期間

計画期間に関してこれまで障がい者計画を5年毎、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を3年毎に別々に策定していましたが、一体的に6年間の計画期間で策定します。

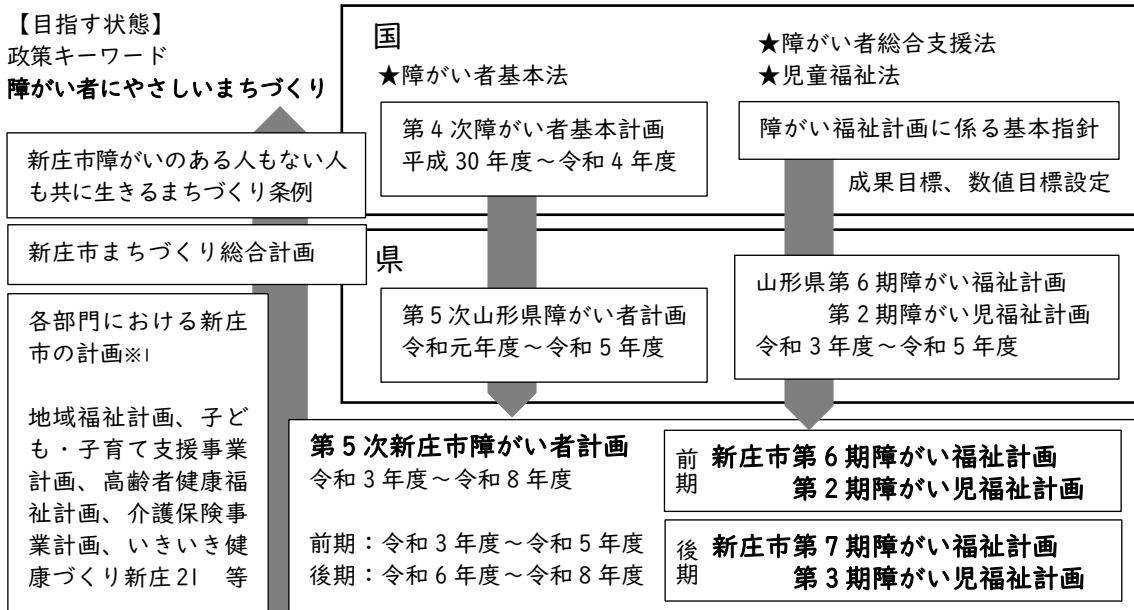
ただし、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に該当する部分は、国県が示す方針※1や社会情勢を反映し設定する必要があるため、6年間で3年毎前期・後期と分け、中間年となる令和6年度に検証および見直しを行います。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	名称	-						新庄市障がい福祉総合計画				
構成	~	第4次新庄市障がい者計画					第5次障がい者計画					
	第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画			
				第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画			

※1 障がい福祉サービス等及び児通所支援の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）が3年毎に改正され、これに即した障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定する必要があるため、3年毎に該当部分を見直す必要がある。

## 第1章 計画の概要

### ▶ 計画の体系図と関連計画（参考）



※1 各部門における新庄市の関連する計画について

#### (1) 地域福祉計画

##### ▼第4期新庄市地域福祉計画 計画年度：令和3年度～令和7年度

社会福祉法第107条に基づき、福祉関連計画などを連携する計画であり、健康福祉に限らず、新庄市の地域福祉に関係する各分野の計画を有機的に関連付け、地域福祉の将来像を取りまとめる計画。

#### (2) 子ども・子育て支援事業計画

##### ▼第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画 計画年度：令和2年度～令和6年度

子ども・子育て支援法第61条に基づき、全ての子育て世帯を対象とし、新庄市の地域ニーズにあった子育て支援施策の方向性と目標を定めた計画。

#### (3) 高齢者健康福祉計画・介護事業計画

##### ▼新庄市高齢者健康福祉計画 計画年度：令和3年度～令和5年度

老人健康法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画および、介護保険法第117条第1項に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するもので、新庄市の高齢者に関する施策を総合的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るための計画。

#### (4) いきいき健康づくり新庄21

##### ▼いきいき健康づくり新庄21 計画年度：平成26年度～令和5年度

健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画であり、健康づくりを推進し、市民が元気で長生きできる社会の実現と健康寿命の延伸を目指す計画。

### 3 計画の基本的な理念

根拠法令や「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念を踏襲し、市民・事業者・行政が連携しながら、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい共生する安全・安心な社会の実現に向け、障がい者が生活に必要な支援を受けるとともに、様々な活動に積極的に参加することで、地域社会の一員として自立した生活ができるまちづくりを目指します。

また、法制度の改正などにより、障がい福祉サービスの種類や対象者が増えたことによる利用者の増加や、医療の高度化による医療的ケア児者の増加など、高度多様化するニーズのなか、限られた福祉資源を効果的に活用し、政策キーワードである「障がい者にやさしいまちづくり」の実現を目指します。

### 4 計画の対象

本計画の対象となる「障がい者」の定義については、障がい者基本法第2条第1項の規定に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。高次脳機能障がい者、難病患者もこの定義の「障がい者」に含まれます。

そして、市民生活は、当該個人だけでなく、隣人や同じ地域の人など、他の多くの市民と関わりがあり、障がいのある人の生活についても、同様に障がいの有無に関わらず多くの人との関わりが必要です。

また、障がいのある人の生活支援等の充実を図るためには、障がいのない人の障がいに対する意識の啓発を促し、障がいのある人と同じように障がいを理解する必要があります。

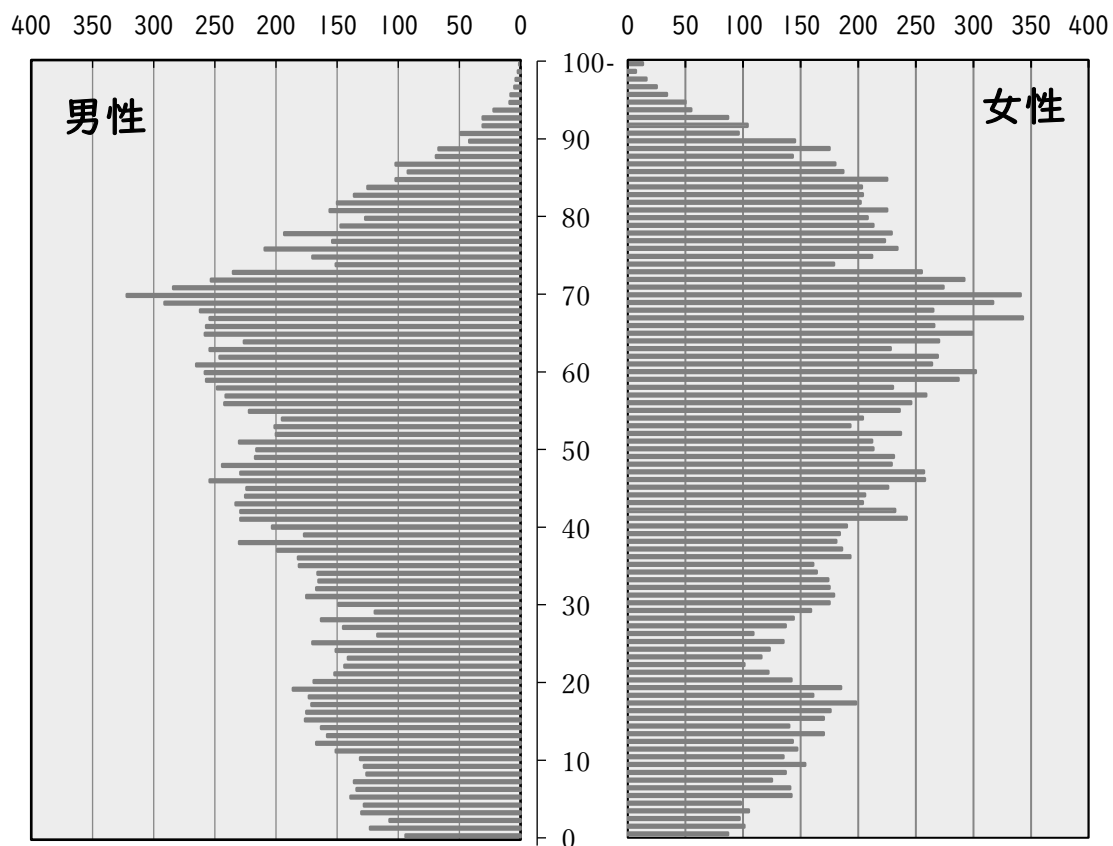
これらのことから、本計画の対象を障がいのある人だけでなく、障がいのない人も含めた全市民を対象とします。

## 第2章 障がい福祉の現状

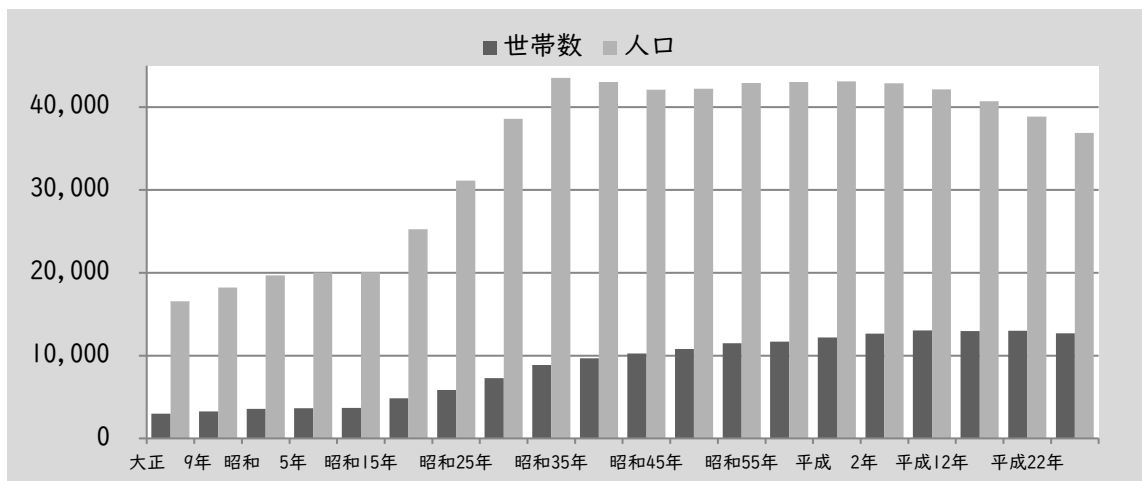
統計からみる現状

1. 新庄市の人口 35,039人（男16,716人 女18,323人）令和2年4月1日現在

▼新庄市の年齢・性別人口ピラミッド



▼新庄市の人口推移（国勢調査人口・世帯数の推移）



## 2. 市が把握する障がい者（児）等の数（各年度3月末日現在）

## ▼身体障がい者手帳所持者（括弧内は18歳未満の内数。単位：人）

年度	視覚	聴覚平衡	音声言語	上肢	下肢	体幹	心臓	じん臓
H27	130(0)	156(5)	25(1)	370(1)	499(0)	111(0)	294(5)	129(0)
H28	121(1)	166(5)	23(1)	368(2)	504(1)	112(0)	305(4)	135(0)
H29	115(1)	162(4)	25(1)	355(2)	489(0)	102(1)	290(4)	131(0)
H30	107(0)	164(4)	24(1)	352(2)	479(0)	100(1)	298(3)	139(0)
R1	111(0)	159(4)	25(1)	333(0)	480(0)	95(1)	293(3)	134(0)
年度	呼吸器	膀胱直腸	小腸	免疫	肝臓	脳原性上肢	脳原性移動	合計
H27	15(0)	72(0)	1(0)	0(0)	3(0)	22(2)	24(11)	1,851(25)
H28	22(0)	73(0)	2(0)	0(0)	3(0)	22(2)	22(10)	1,878(26)
H29	22(0)	73(0)	3(0)	0(0)	3(0)	21(1)	22(10)	1,813(24)
H30	23(0)	79(0)	4(0)	0(0)	2(0)	20(1)	22(10)	1,813(22)
R1	21(0)	79(0)	3(0)	0(0)	2(0)	20(1)	24(12)	1,779(22)

## ▼療育手帳所持者（括弧内は18歳未満の内数。単位：人）

年度	A	B	合計
H27	75(8)	177(32)	252(43)
H28	78(10)	186(36)	264(46)
H29	82(11)	179(29)	261(40)
H30	86(12)	186(35)	272(47)
R1	90(12)	189(36)	279(48)

## ▼精神障がい者保健福祉手帳所持者（括弧内は18歳未満の内数。単位：人）

年度	1級	2級	3級	合計
H27	53(0)	68(0)	46(0)	167(0)
H28	55(0)	66(0)	44(0)	165(0)
H29	54(0)	80(0)	39(0)	173(0)
H30	54(0)	84(0)	52(0)	190(0)
R1	60(0)	97(0)	51(0)	208(0)

## 第2章 障がい福祉の現状

### ▼障がい福祉サービスの対象となる可能性がある人の数（単位：人）

年度	手帳所持者 合計（延）	特定医療費 （指定難病）受 給者	合計	市人口	対人口の割合
H27	2,258	243	2,501	36,833	6.7%
H28	2,307	248	2,555	36,463	7.0%
H29	2,247	198	2,445	36,028	6.7%
H30	2,275	205	2,480	35,465	7.0%
RI	2,266	227	2,493	35,039	7.1%

※特定医療費（指定難病）受給者は県より聞き取り。平成29年12月の経過措置終了に伴い受給者数は減少。

### 3. 障がい福祉関連事業の推移

#### ▼障がい者福祉事業

（単位：世帯、円）

	年度	雪下ろし		玄関前除雪	
		実施世帯	金額	実施世帯	金額
<b>（1）障がい者世帯除雪サービス事業</b> 心身障がい者世帯であって、自力または、家族等で除雪することが困難な状態にある人に対し、除雪サービスを実施（委託事業）	H27	5	209,790	5	67,500
	H28	6	226,800	5	58,725
	H29	8	544,509	5	103,275
	H30	4	261,261	3	47,924
	RI	0	0	2	23,630

（単位：団体、円）

	年度	団体数	金額
<b>（2）身体障がい者団体育成助成事業</b> 市身体障がい者福祉協会が行う身体障がい者福祉事業に対して補助を実施	H27	1	100,000
	H28	1	100,000
	H29	1	100,000
	H30	1	100,000
	RI	1	100,000

#### （3）移動手手段確保事業

各種障がい手帳の等級等に応じ、タクシー券や給油券、移送サービス（リフト付きタクシー）助成券のいずれかを交付。

(単位：枚、%、円)

	年度	交付枚数 (人数)	使用 枚数	使用率 (%)	金 額
	<b>①タクシー券の交付</b> 500円の助成券を年間20枚交付 ※平成27年度は330円、平成28・29・30年度は620円の助成券を、身体1・2級、療育A、精神1級に15枚、身体3級の一部に12枚交付	H27	2,226 (159)	1,506	68
H28		2,301 (165)	1,506	65	933,720
H29		2,730 (186)	1,720	63	1,066,400
H30		2,901 (198)	1,937	68	1,200,940
RI		3,880 (194)	2,576	67	1,288,000
<b>②移送サービス(リフト付きタクシー)券の交付</b> 1,000円の助成券を身体1・2級に24枚交付 ※平成29年度は2,000円の助成券を年間12枚交付、平成30年度からは、1,000円の助成券を24枚交付		年度	交付枚数 (人数)	使用 枚数	使用率 (%)
	H27	456 (38)	155	34	310,000
	H28	480 (40)	194	40	388,000
	H29	384 (32)	201	52	402,000
	H30	600 (25)	330	55	330,000
	RI	528 (22)	246	47	246,000
<b>③給油券の交付</b> 500円の助成券を年間8枚交付 ※平成29・30年度は330円の助成券を年間12枚交付	年度	交付枚数 (人数)	使用 枚数	使用率 (%)	金 額
	H27	588 (49)	564	96	186,120
	H28	672 (56)	653	97	215,490
	H29	864 (72)	840	97	277,200
	H30	756 (63)	753	99	248,490
	RI	640 (80)	618	97	309,000

(単位：人、円)

	年度	利用者数	金 額
	<b>(4) 心身障がい者おむつ支給事業</b> 常時失禁状態にある在宅の重度心身障がい者に支給 ※支給限度額は月額8,000円	H27	9
H28		10	790,760
H29		11	934,620
H30		10	768,168
RI		10	667,372



## 第2章 障がい福祉の現状

(単位：人、円)

<b>(5) 在宅酸素療法者支援事業</b> 在宅酸素療法を行う呼吸機能障がい者に対し、酸素濃縮器の使用に要する経費の一部を助成	年度	利用者数	金額
	H27	6	102,400
	H28	8	89,600
	H29	9	156,800
	H30	10	184,000
	RI	10	177,600

(単位：人、円)

<b>(6) 人工透析患者通院交通費助成事業</b> 人工透析療法を受けている方の交通費の一部を助成	年度	利用者数	金額
	H27	37	554,347
	H28	39	559,581
	H29	35	551,326
	H30	46	736,762
	RI	39	644,364

(単位：人、円)

<b>(7) 心身障がい者扶養共済制度</b> 心身障がい(児)者で保護者(加入者)が死亡、または重度障がいになった場合、一口月額2万円の年金を支給	年度	受給者数	待機者数 (内掛金納付中)	金額
	H27	19	7 (1)	-
	H28	19	6 (1)	-
	H29	19	5 (1)	-
	H30	19	5 (0)	-
	RI	18	5 (0)	-

### ▼特別障がい者手当等

基準を満たす最重度の障がい者(20歳以上)や障がい児(20歳未満)に対して支給。

(単位：人、円)

<b>①特別障がい者手当</b>	年度	月額	受給者数	支給総額
	H27	26,620	59	18,778,760
	H28	26,830	62	19,158,050
	H29	26,810	69	20,083,130
	H30	26,940	67	22,018,980
	RI	27,200	56	20,992,060

②障がい児福祉手当	年度	月額	受給者数	支給総額
	H27	14,480	24	4,197,020
	H28	14,600	28	4,505,640
	H29	14,580	27	4,812,520
	H30	14,650	25	4,742,750
	RI	14,790	26	4,578,040

## ▼特別児童扶養手当

(単位：人、円)

精神又は身体に重度の障がいを有する20歳未満の児童を扶養している者に福祉の増進を図るために支給するもので、その支給手続きを行っている。(所得制限あり) ※手当の支給は山形県。	年度	1級月額	支給対象児童数	2級月額	支給対象児童数
	H27	51,100	29	34,030	50
	H28	51,500	28	34,300	52
	H29	51,450	33	34,270	47
	H30	51,700	28	34,430	47
	RI	52,200	27	34,770	46

## ▼障がい者自立支援給付事業 (表中の利用件数は月毎の延利用者の合計)

(1) 介護給付・訓練等給付等

(単位：件、円)

①居宅介護 (ホームヘルプ) ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、家事の援助などを行う	年度	利用件数	金額
	H27	357	14,353,584
	H28	325	13,394,447
	H29	322	18,995,505
	H30	325	16,127,238
	RI	322	18,007,073

②重度訪問介護 常に介護を必要とする人の自宅にヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、家事の援助のほか、外出する際の介護も総合的に行う	年度	利用件数	金額
	H27	47	12,766,800
	H28	62	15,716,290
	H29	63	15,872,540
	H30	67	23,714,530
	RI	82	18,375,390

## 第2章 障がい福祉の現状

③同行援護 視覚障がい者の外出時に必要な情報提供や移動の支援を行う	年度	利用件数	金額
	H27	79	848,708
	H28	85	953,079
	H29	78	1,177,190
	H30	60	984,032
	RI	58	1,761,760

④短期入所 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行う	年度	利用件数	金額
	H27	30	3,355,470
	H28	25	2,921,394
	H29	40	3,558,884
	H30	79	7,229,506
	RI	96	7,849,379

⑤療養介護 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をし、加療と訓練を行う	年度	利用件数	金額
	H27	108	26,277,381
	H28	108	26,360,430
	H29	108	26,434,830
	H30	108	26,918,580
	RI	97	24,062,370

⑥生活介護 常に介護を必要とする方に、昼間、排泄や食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	年度	利用件数	金額
	H27	1,062	185,538,040
	H28	1,126	205,429,050
	H29	1,157	226,555,280
	H30	1,175	229,406,530
	RI	1,181	235,455,165

⑦就労移行支援 一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う	年度	利用件数	金額
	H27	182	25,025,090
	H28	186	30,099,885

	H29	171	28,715,062
	H30	131	16,368,530
	RI	94	10,699,600

	年度	利用件数	金額
<b>⑧就労継続支援A型</b> 一般企業等で就労が困難な方に、働く場所を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行う	H27	1,183	145,374,706
	H28	1,285	160,573,699
	H29	1,259	161,203,053
	H30	1,113	144,239,258
	RI	1,021	139,639,976

	年度	利用件数	金額
<b>⑨就労継続支援B型</b> 一般企業等で就労が困難な方（雇用契約を締結することが困難な方）に、働く場所を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行う	H27	879	106,020,280
	H28	940	113,821,800
	H29	1,002	125,235,030
	H30	1,063	129,095,256
	RI	1,186	142,457,363

	年度	利用件数	金額
<b>⑩自立訓練</b> 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行う	H27	0	0
	H28	0	0
	H29	0	0
	H30	0	0
	RI	4	348,730

	年度	利用件数	金額
<b>⑪就労定着支援（平成30年度から）</b> 対面支援や、企業・関係機関との連絡調整などを通し、就労継続支援サービス等利用から一般就労へ移行した障がい者の生活面や就業面の支援を行う	H27	-	-
	H28	-	-
	H29	-	-
	H30	18	1,038,600
	RI	35	1,308,250

## 第2章 障がい福祉の現状

	年度	利用件数	金額
<b>⑫共同生活援助（グループホーム）</b> 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う【金額は特定障がい者特別給付費（低所得者に対する食費や光熱水費に係る給付）を含む】	H27	691	89,292,509
	H28	749	100,837,891
	H29	728	107,560,749
	H30	777	108,725,230
	RI	856	125,535,728

	年度	利用件数	金額
<b>⑬施設入所支援</b> 施設に入所している方に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行う【金額は特定障がい者特別給付費（低所得者に対する食費や光熱水費に係る給付）を含む】	H27	800	84,825,389
	H28	818	88,940,571
	H29	825	96,176,633
	H30	786	93,344,872
	RI	776	94,018,437

	年度	利用件数	金額
<b>⑭計画相談支援</b> 障がい福祉サービスの適正な利用のため、福祉サービス利用申請時や更新時にサービス利用計画案の作成及びモニタリングを行う	H27	510	8,355,084
	H28	448	7,283,861
	H29	503	8,148,924
	H30	476	7,731,153
	RI	464	7,465,923

	年度	利用件数	金額
<b>⑮地域移行支援</b> 障がい者支援施設や精神科病院に入院している方が地域生活に移行するのに必要な支援を行う。	H27	0	0
	H28	2	58,420
	H29	10	498,100
	H30	0	0
	RI	0	0

## (2) 障がい児通所給付等

(単位：件、円)

	年度	利用件数	金額
<b>①児童発達支援</b> 未就学障がい児に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適用のための訓練を行う	H27	88	3,343,074
	H28	96	3,069,594
	H29	92	2,326,645
	H30	136	3,492,687
	RI	216	7,079,596

	年度	利用件数	金額
<b>②放課後等デイサービス</b> 就学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行う	H27	512	54,060,402
	H28	708	67,762,707
	H29	899	79,543,240
	H30	958	79,194,683
	RI	1,048	86,927,254

	年度	利用件数	金額
<b>③障がい児相談支援</b> 障がい児や保護者の意向に基づき、障がい児支援利用計画案の作成及びモニタリングを行う	H27	38	669,240
	H28	39	694,990
	H29	27	508,010
	H30	44	792,880
	RI	63	1,270,990

## (3) 障がい者自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

(単位：人、円)

	年度	支給決定者	金額	主な障がいの部位 (人数)
<b>①更生医療</b> 18歳以上の身体障がい者が手術などにより障がい除去又は軽減される場合にその負担を軽減する	H27	27	1,728,544	肢体体幹(11)、心臓(15)、じん臓(1)
	H28	34	4,455,280	肢体体幹(5)、心臓(26)、じん臓(3)
	H29	33	1,693,461	肢体体幹(6)、心臓(21)、じん臓(6)
	H30	52	4,003,478	肢体体幹(11)、心臓(33)、じん臓(8)
	RI	52	2,699,857	肢体体幹(12)、心臓(31)、じん臓(9)

## 第2章 障がい福祉の現状

<b>②育成医療</b> 18歳未満の身体障がい者が手術などにより障がいが除去又は軽減される場合にその負担を軽減する	年度	支給決定者	金額	主な障がいの部位 (人数)
	H27	9	738,523	視覚(1)、音声等(2)、肢体体幹(4)
	H28	4	430,994	視覚(1)、音声等(2)、心臓(1)
	H29	6	222,217	視覚(2)、音声等(2)、その他(2)
	H30	12	443,906	視覚(8)、音声等(2)、その他(2)
	RI	14	596,079	視覚(2)、心臓(6)、その他(6)

<b>③精神通院医療</b> 精神障がい者で長期通院治療が必要な場合にその負担を軽減する	年度	支給決定者	金額
	H27	357	事務経費のみ
	H28	360	事務経費のみ
	H29	356	事務経費のみ
	H30	379	事務経費のみ
	RI	397	事務経費のみ

### (4) 重度心身障がい(児)者医療

(単位：人、件、円)

身体または精神に著しい障がいを持つ者を対象とし、医療の確保、生活の安定、子どもの健全な育成を目的として、医療費等の自己負担額を軽減する	年度	対象者	レセプト件数	金額
	H27	772	19,053	74,636,115
	H28	757	18,960	75,572,563
	H29	754	18,808	77,424,065
	H30	842	18,744	74,366,497
	RI	808	18,243	70,376,660

## (5) 補装具費の給付

(単位：人、円)

身体上の障がいを補うため、障がいに応じた補装具費を給付、又は必要に応じて修理を行う。

年度	義肢	装具	補聴器	座位保持装置	車いす	その他	合計	金額
H27	4	18	20	2	32	6	82	8,101,144
H28	4	10	24	2	17	3	60	7,216,048
H29	4	7	16	3	23	2	55	8,266,528
H30	6	11	18	3	22	8	68	6,501,352
RI	3	18	16	4	19	3	63	6,061,759

## (6) 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

(単位：件、円)

	年度	利用件数	金額
身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度、及び中等度の難聴児に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成する	H27	1	61,343
	H28	1	73,918
	H29	1	48,976
	H30	0	0
	RI	2	135,260

## ▼地域生活支援事業

(単位：件、円)

	年度	委託数	金額
<b>(1) 相談支援事業</b> 相談支援事業を委託し、障がい者やその家族、介護者などの相談に応じるとともに、必要な援助を実施する(委託事業)	H27	2	6,002,954
	H28	2	6,002,954
	H29	2	6,002,954
	H30	2	6,002,954
	RI	2	6,002,954

(単位：人、円)

	年度	派遣人数	金額
<b>(2) 手話奉仕員派遣事業</b> 聴覚、音声機能又は言語機能の障がい者が健常者との円滑な意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話奉仕員を派遣する	H27	29	73,440
	H28	32	147,360
	H29	15	75,840
	H30	16	75,840
	RI	29	82,080



第2章 障がい福祉の現状

(単位：件、円)

<b>(3) 身体障がい者自立訓練支援事業</b> 福祉ホーム等に居住している身体障がい者に対し、介護サービス等を提供する(委託事業)	年度	委託数	金額
	H27	2	851,100
	H28	2	851,100
	H29	2	851,100
	H30	2	602,866
	RI	1	425,550

(単位：件、円)

<b>(4) 知的障がい者職親支援事業</b> 家庭での職業指導が困難な知的障がい者について、理解ある事業主に雇用依頼し、就労指導、社会生活指導を行う	年度	委託数	金額
	H27	1	360,000
	H28	1	360,000
	H29	1	360,000
	H30	1	360,000
	RI	1	360,000

(単位：人、日、円)

<b>(5) 日中一時支援事業</b> 一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者(児)の日中の活動の場を確保し、また家族の負担を軽減する	年度	利用日数	金額
	H27	861	3,460,840
	H28	866	3,556,060
	H29	1,224	4,398,160
	H30	1,393	4,176,300
	RI	1,461	4,557,392

(単位：人、円、社)

<b>(6) 声の広報発行事業</b> 重度の視覚障がい者で、同居の家族から市報、議会報等の情報を得ることが困難な方に、録音による市報及びお知らせ版、議会報を発行する(委託事業)	年度	利用者数	金額	委託業者
	H27	6	106,800	2
	H28	6	106,800	2
	H29	4	106,800	2
	H30	4	106,800	2
	RI	4	110,700	2

(単位：人、円)

<b>(7) 障がい者スポーツ教室開催事業</b> 障がい者が種々の軽スポーツに親しみ、広く交流を深めるため、スポーツ教室を開催する(委託事業)	年度	参加者数	金額
	H27	121	90,000
	H28	126	90,000
	H29	152	90,000
	H30	137	90,000
	R1	121	90,000

(単位：人、円)

<b>(8) 障がい者文化・芸術講座開催事業</b> 障がい者が楽しみながら行える文化・芸術等に係る講座を開催する(委託事業)	年度	参加者数	金額
	H27	74	90,000
	H28	61	90,000
	H29	59	90,000
	H30	40	90,000
	R1	67	90,000

(単位：人、円)

<b>(9) 手話奉仕員養成研修事業</b> 手話人口の拡大と手話奉仕員の養成を図るため手話教室を開催する(委託事業)	年度	受講者数	金額
	H27	13	100,000
	H28	17	100,000
	H29	17	100,000
	H30	9	100,000
	R1	13	100,000

(単位：人、円)

<b>(10) 地域活動支援センター事業</b> 創作活動・生産活動など、障がい者の有意義な日中生活の場を提供する(委託事業)	年度	利用者数	金額
	H27	10	2,968,625
	H28	10	2,965,625
	H29	8	2,372,500
	H30	8	2,372,500
	R1	8	2,394,468

第2章 障がい福祉の現状

(単位：事業、円)

<b>(11) 理解促進・研修啓発事業</b> 地域における障がい者や障がい福祉に対する正しい理解を促進する事業を実施（委託事業）	年度	事業数	金額
	H27	0	0
	H28	0	0
	H29	1	150,000
	H30	1	150,000
	R1	1	150,000

(単位：団体、円)

<b>(12) 移動支援事業</b> 障がい者の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加を支援（委託事業）	年度	補助団体数	金額
	H27	0	0
	H28	0	0
	H29	1	688,924
	H30	0	0
	R1	0	0

(単位：団体、円)

<b>(13) 自発的活動支援事業</b> 障がい者やその家族、地域住民などによる、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活確立につながる自発的な取り組みを支援（補助事業）	年度	補助団体数	金額
	H27	0	0
	H28	0	0
	H29	1	100,000
	H30	1	100,000
	R1	0	0

(単位：人、円)

<b>(14) 成年後見制度利用支援事業</b> 成年後見の審判請求が困難な者に対し経費の一部を助成	年度	利用人数	金額
	H27	0	0
	H28	0	0
	H29	0	0
	H30	0	0
	R1	2	112,650

(単位：延人数、円)

(15) 身体障がい者日常生活用具給付等事業 身体障がい者に対して、ストーマ用具などの日常生活用具を給付	年度	ストーマ 利用人数	その他(給付した 用具名)利用人数	金額
	H27	861	19(入浴補助用具、電気式たん吸引器等)	8,011,733
	H28	812	29(人口咽頭、電気式たん吸引器等)	8,442,808
	H29	769	22(入浴補助用具、電気式たん吸引器等)	7,870,022
	H30	861	24(入浴補助用具、電気式たん吸引器等)	9,422,114
	RI	943	31(入浴補助用具、電気式たん吸引器等)	10,481,179

(単位：人、円)

(16) 住宅改修費給付等事業 居宅で生活している下肢・体幹・運動機能障害等の身体障がい者が、バリアフリーのために住宅改修を行う場合、改修費費用のうち上限18万円まで助成	年度	利用人数	金額
	H27	0	0
	H28	1	180,000
	H29	3	460,779
	H30	0	0
	RI	4	585,878

(単位：人、円)

(17) 障がい者用自動車改造費助成事業 障がい者が使用する自動車の改造に要する費用の一部を助成	年度	利用人数	金額
	H27	1	90,000
	H28	0	0
	H29	1	84,600
	H30	2	124,860
	RI	0	0

## 第2章 障がい福祉の現状

### 4. 障がい者（児）支援施設の利用状況（令和2年3月31日現在）

#### (1) 障がい児施設入所者数

（単位：人）

施設名	所在地	入所者数
山形県立こども医療療育センター	上山市	3
独立行政法人国立病院機構山形病院	山形市	0
独立行政法人国立病院機構米沢病院	米沢市	0
山形県立最上学園	新庄市	1
山形県立やまなみ学園	長井市	0
山形県立鳥海学園	遊佐町	1
合計		5

#### (2) 障がい者支援施設入所・入院者数

（単位：人）

施設名	所在地	入所者数
指定障がい者支援施設清流園	戸沢村	21
障がい者支援施設光生園	舟形町	25
最上ふれあい学園	最上町	1
障がい者支援施設新生園	尾花沢市	4
障がい者支援施設山形県リハビリセンター	山形市	4
山形県立総合コロニー希望が丘	川西町	9
しょうがい者支援施設栄光園	米沢市	1
障がい者支援施設パシオ	北海道美唄市	1
独立行政法人国立病院機構山形病院	山形市	4
独立行政法人国立病院機構米沢病院	米沢市	2
独立行政法人国立病院機構西多賀病院	宮城県仙台市	1
独立行政法人国立病院機構あきた病院	秋田県由利本荘市	1
合計		74

### 5. 障がい児の就学・保育の状況

#### (1) 特別支援教育諸学校在学者数（令和2年5月1日現在）

（単位：人）

ろう学校		もう学校		養護学校		総数
小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	
0	0	0	0	24	15	37

※山形県内に設置している全ての特別支援学校の合計値

資料：学校基本調査

## (2) 特別支援学級の学級数及び在学者数（令和2年5月1日現在）（単位：数・人）

小中学校名	学級数	児童・生徒数
新庄小学校	4	13
沼田小学校	2	7
日新小学校	5	19
北辰小学校	2	4
本合海小学校	0	0
升形小学校	1	1
新庄中学校	1	5
明倫中学校	3	3
日新中学校	3	5
八向中学校	2	2
萩野学園	5	18
合 計	28	77

資料：学校教育課

(3) 通級による指導を受けている児童生徒数及び就学猶予・免除者数  
(令和2年5月1日現在)（単位：人）

通級による指導を受けている児童生徒数			就学猶予・免除者		
小学校児童数	中学校生徒数	総数	小学校児童数	中学校生徒数	総数
48	6	54	0	0	0

資料：学校教育課

## (4) 障がい児保育の状況（令和2年3月末時点）

区分	施設数	総児童数	障がい児数	支援が必要な児童数 (内検査予定児童数)
公立保育所	2	208	7	18 (2)
民間立保育所	6	525	10	39 (7)
幼稚園・認定こども園	5	286	12	23 (1)
児童センター・児童館	3	41	4	6 (1)
合 計	16	1,060	33	86 (11)

資料：子育て推進課

6. 障がい者の雇用・就業の状況

(1) 新庄公共職業安定所管内の民間企業における障がい者雇用状況の推移

(各年度6月1日現在)

(単位：人、社、%)

年度	企業数 ※	常用労働 者数	基礎労働 者数	障がい者数 (カウント)	雇用率			法定雇用率達成企業	
					新庄所	山形県	全国	企業数	達成割合
21	45	5,347	5,117	72.0	1.41	1.56	1.63	18	40.0%
22	43	5,208	4,999	70.0	1.40	1.58	1.68	18	41.9%
23	47	5,542	5,377	84.0	1.56	1.55	1.65	21	44.7%
24	50	5,903	5,705	171.0	3.00	1.64	1.69	29	58.0%
25	58	6,620	6,344	222.0	3.50	1.79	1.76	31	53.5%
26	60	6,788	6,500	249.5	3.84	1.88	1.82	38	63.3%
27	59	6,844	6,578	288.0	4.38	1.93	1.88	40	67.8%
28	58	6,808	6,569	298.5	4.54	1.96	1.92	40	69.0%
29	58	6,967	6,725	318.0	4.73	2.03	1.97	38	65.5%
30	57	6,970	6,711	299.0	4.46	2.06	2.05	34	59.6%
R1	58	6,989	6,723	291.5	4.34	2.09	2.11	35	60.3%

資料：山形労働局

※企業数は管内に本社のある法人で、基礎労働者数（常用労働者数から除外率を控除したもの）50人以上（平成24年度までは56人以上）の企業数。

(2) 最上障がい者就業・生活支援センター 登録者数（令和1年10月末現在）（単位：人）

項目	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計
在職中	63	100	110	4	277
求職中	34	66	85	2	187
その他	0	7	0	0	7
合計	97	173	195	6	471

資料：最上障がい者就業・生活支援センター

## 2 障がい福祉に関する調査結果からみる現状

### 1. アンケート調査の概要

アンケートは、本計画および「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の基礎資料とするため、障がい者のみならず、さまざまな分野を対象とした標本調査として、一般向けと障がい者向けに内容を変えて実施しました。

#### 一般向けアンケート 設問数9問

調査内容	障がい者との関わりや、差別のない社会を作るために必要だと感じる事項などを調査		
配布対象	市内公共交通企業、市内一般企業、区長、民生委員、児童委員、社会教育施設、生涯スポーツ施設、市内専修学校等		
配布数	895 通	回答数	回答数：520 通（回答率 58.10%）

#### 障がい者向けアンケート 設問数16問

調査内容	現在の状況、希望するサービスや生活の場、災害時における現状と差別を感じる場面、必要だと感じる施策の方向性などを調査		
配布対象	市内福祉サービス事業所利用者、郡内施設入所者、市内精神病院入院者、身体障がい者協会会員		
配布数	570 通	回答数	回答数：226 通（回答率 39.65%）

いずれも、調査期間は令和2年6月～7月で、対象へ直接配布により実施しました。両アンケートとも、未記入部分を除いて集計しているため、回答者数と各設問の個別回答数が一致しない場合があります。

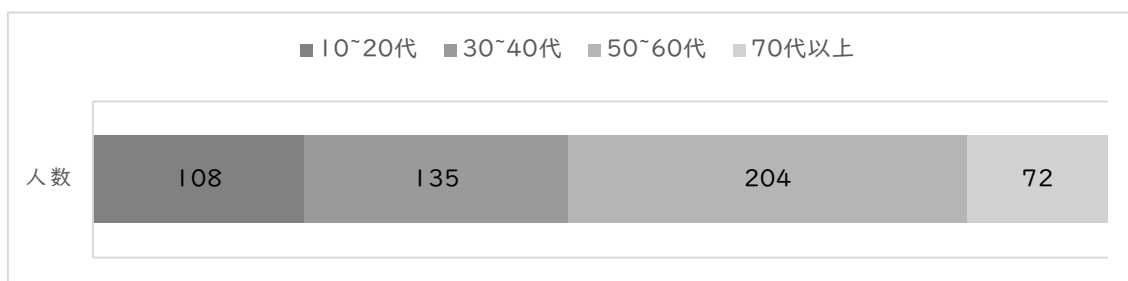


## 第2章 障がい福祉の現状

### 2. 一般向けアンケート調査結果

問 1 あなたの年齢を教えてください。

設問	人数	構成比
10～20代	108	20.8%
30～40代	135	26.0%
50～60代	204	39.3%
70代以上	72	13.9%
合計	519	100.0%



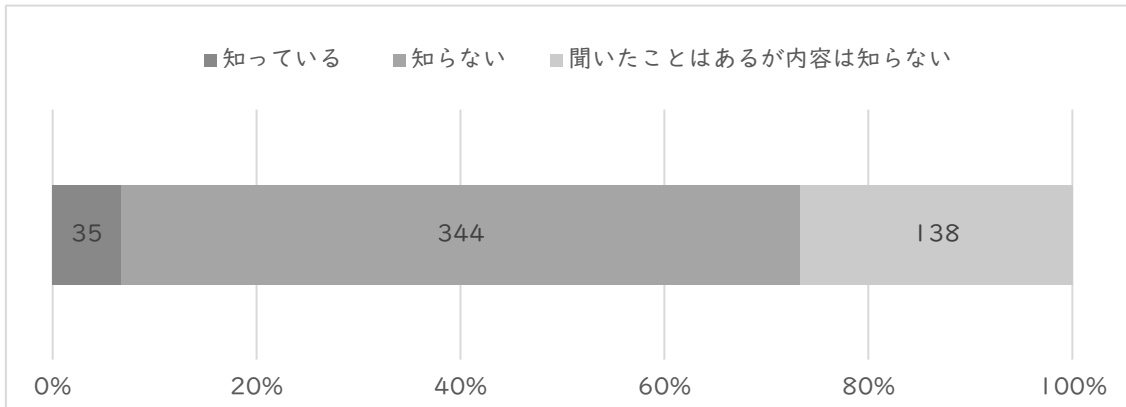
問 2 あなたの日常生活で障がいのある人との関わりはどのようなものですか。(あてはまるもの全てに○)

設問	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	合計	構成比
自分に障がいがある	2		3	2	7	1.35%
家族や親族にいる	13	29	66	15	123	23.75%
友人や知人にいる	19	15	30	14	78	15.06%
学校にいる	7				7	1.35%
職場や仕事で関わる	3	27	19	4	53	10.23%
関わりがない	63	64	80	32	239	46.14%
その他			6	5	11	2.12%
合計	107	135	204	72	518	

各年代とも半数程度が障がいのある人と関わりがない現状にあります。ただし、50代以上になると、近親者や身近に障がいを持つ人が増える傾向にあるようです。

問 3 「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」(障がい者差別解消条例)が、平成28年4月1日から施行されましたが、この条例を知っていますか。

設問	人数	構成比
知っている	35	6.77%
知らない	344	66.54%
聞いたことはあるが内容は知らない	138	26.69%



一般における条例の認知度は6%程度であり、ほぼ浸透していないことがわかりました。

**問 4** ここ5年くらいの間に、障がいのある人が差別されているところを見たことはありますか。または障がいのある人に偏見を持ったり、差別したことはありますか。

設問	10～20代		30～40代		50～60代		70代以上		合計	
ある	15	13.89%	11	8.15%	18	8.82%	5	6.94%	49	9.44%
ない	75	69.44%	108	80.00%	160	78.43%	58	80.56%	401	77.26%
わからない	18	16.67%	16	11.85%	26	12.75%	9	12.50%	69	13.29%
合計	108		135		204		72		519	

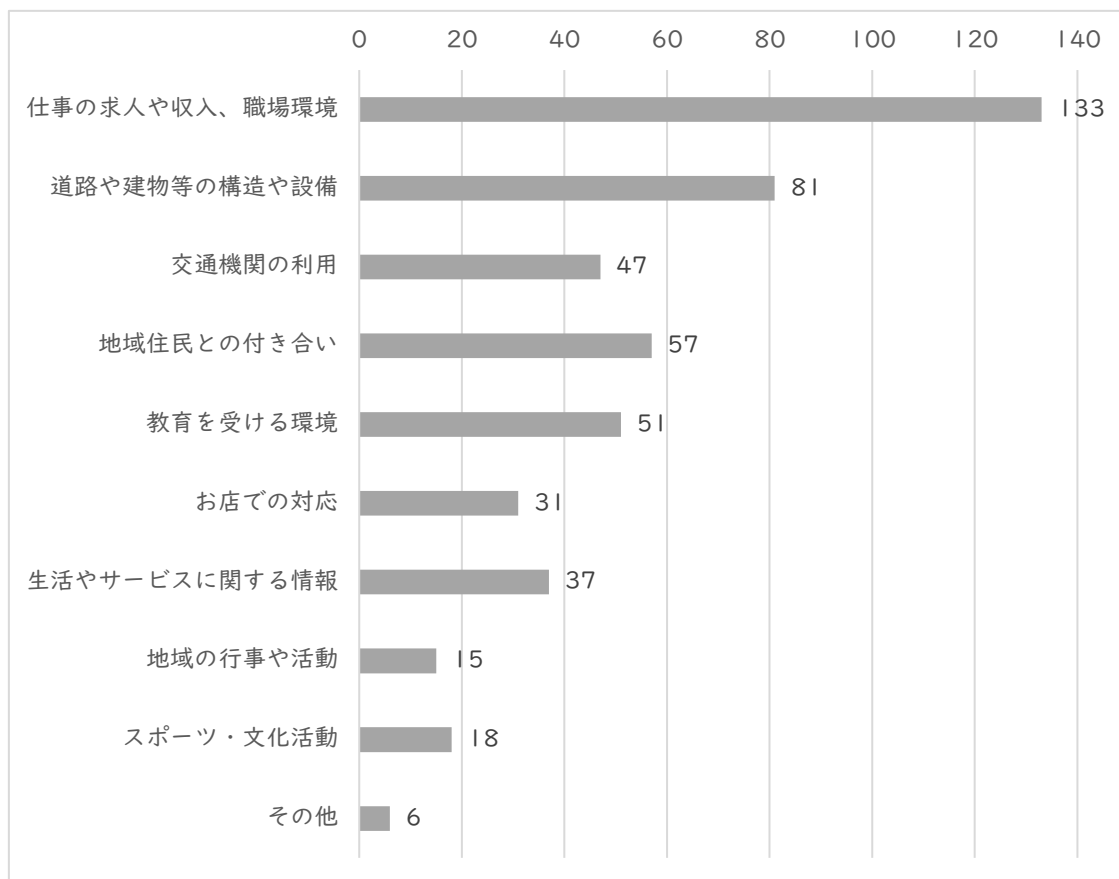
他の年代と比べ、若年層において差別や偏見などが多いことがわかりました。

**問 5** 現在、障がいのある人への偏見や差別または配慮のなさがあると思いますか。

設問	人数	構成比
思う	226	43.55%
思わない	124	23.89%
わからない	169	32.56%

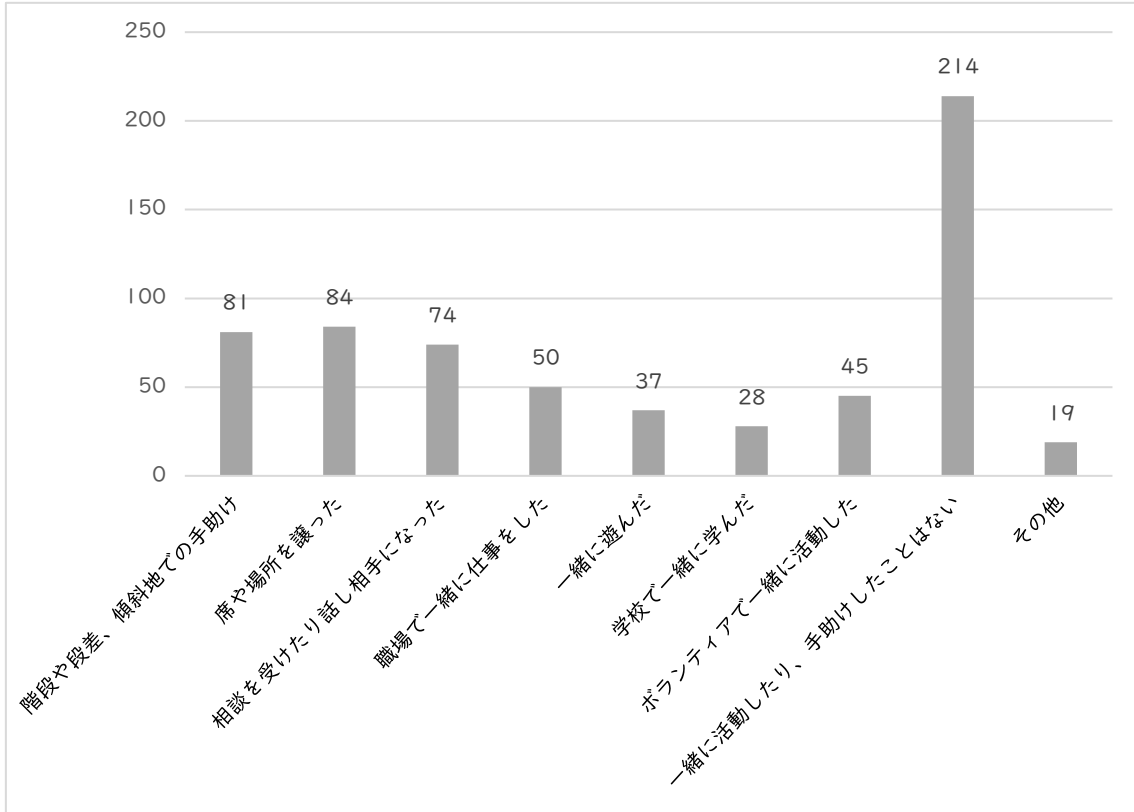
## 第2章 障がい福祉の現状

問 6 問5で「1. 思う」と回答した方にお聞きします。どのようなところに障がいのある人への偏見や差別または配慮のなさを感じますか。(特にあてはまるもの3つまで○)



約半数の人が、障がい者への差別や配慮の無さを感じており、その内容のうち、就労環境に差別等を感じる人が28%で一番多く、次いでバリアフリーに関する部分が17%となりました。

問 7 この5年間で、障がいのある人と一緒に活動したり、手助けしたことはありますか。また、ある場合はどのような活動や手助けをしましたか。(あてはまるもの全てに○)

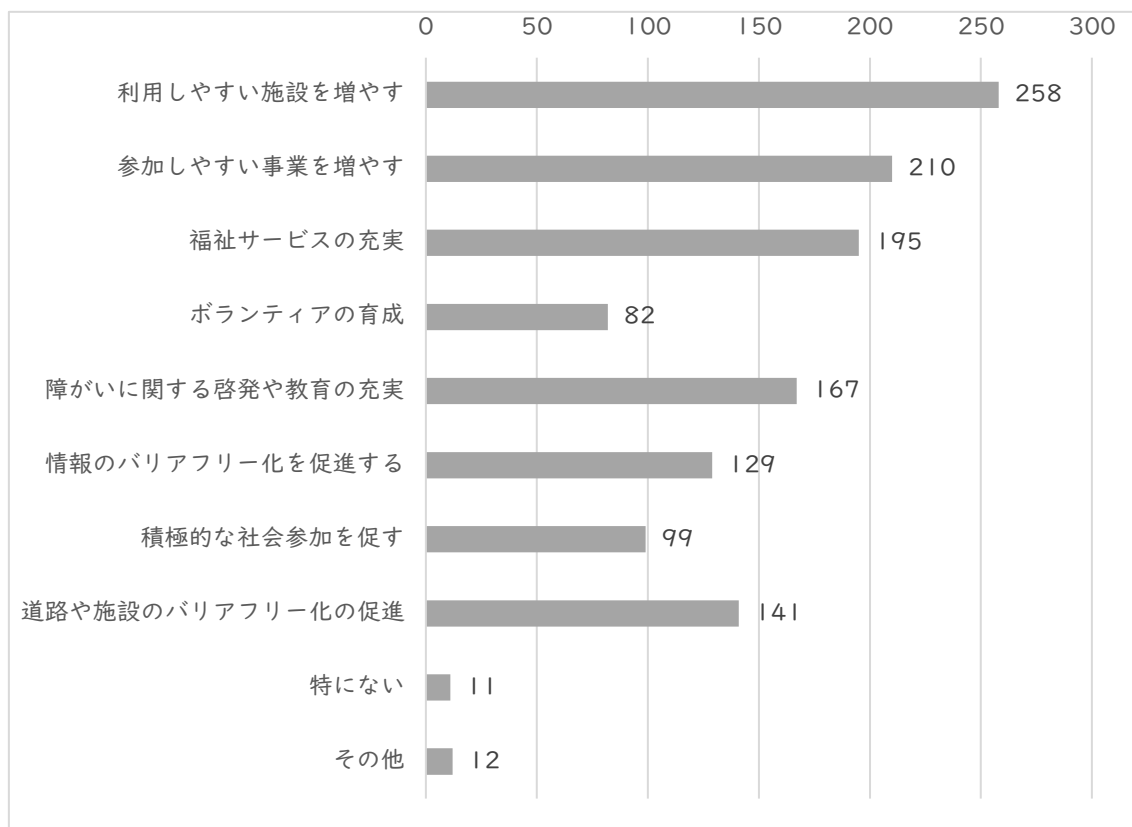


設問	10~20代		30~40代		50~60代		70代以上		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
階段や段差、傾斜地での手助け	9	7.0%	12	7.7%	43	17.2%	17	17.3%	81	12.8%
席や場所を譲った	17	13.2%	15	9.7%	37	14.8%	15	15.3%	84	13.3%
相談を受けたり話し相手になった	12	9.3%	12	7.7%	32	12.8%	18	18.4%	74	11.7%
職場で一緒に仕事をした	6	4.7%	23	14.8%	18	7.2%	3	3.1%	50	7.9%
一緒に遊んだ	5	3.9%	15	9.7%	10	4.0%	7	7.1%	37	5.9%
学校で一緒に学んだ	24	18.6%	3	1.9%	1	0.4%	0	0.0%	28	4.4%
ボランティアで一緒に活動した	11	8.5%	5	3.2%	21	8.4%	8	8.2%	45	7.1%
一緒に活動したり、手助けしたことはない	45	34.9%	66	42.6%	78	31.2%	25	25.5%	214	33.9%
その他			4	2.6%	10	4.0%	5	5.1%	19	3.0%
合計	129		155		250		98		632	

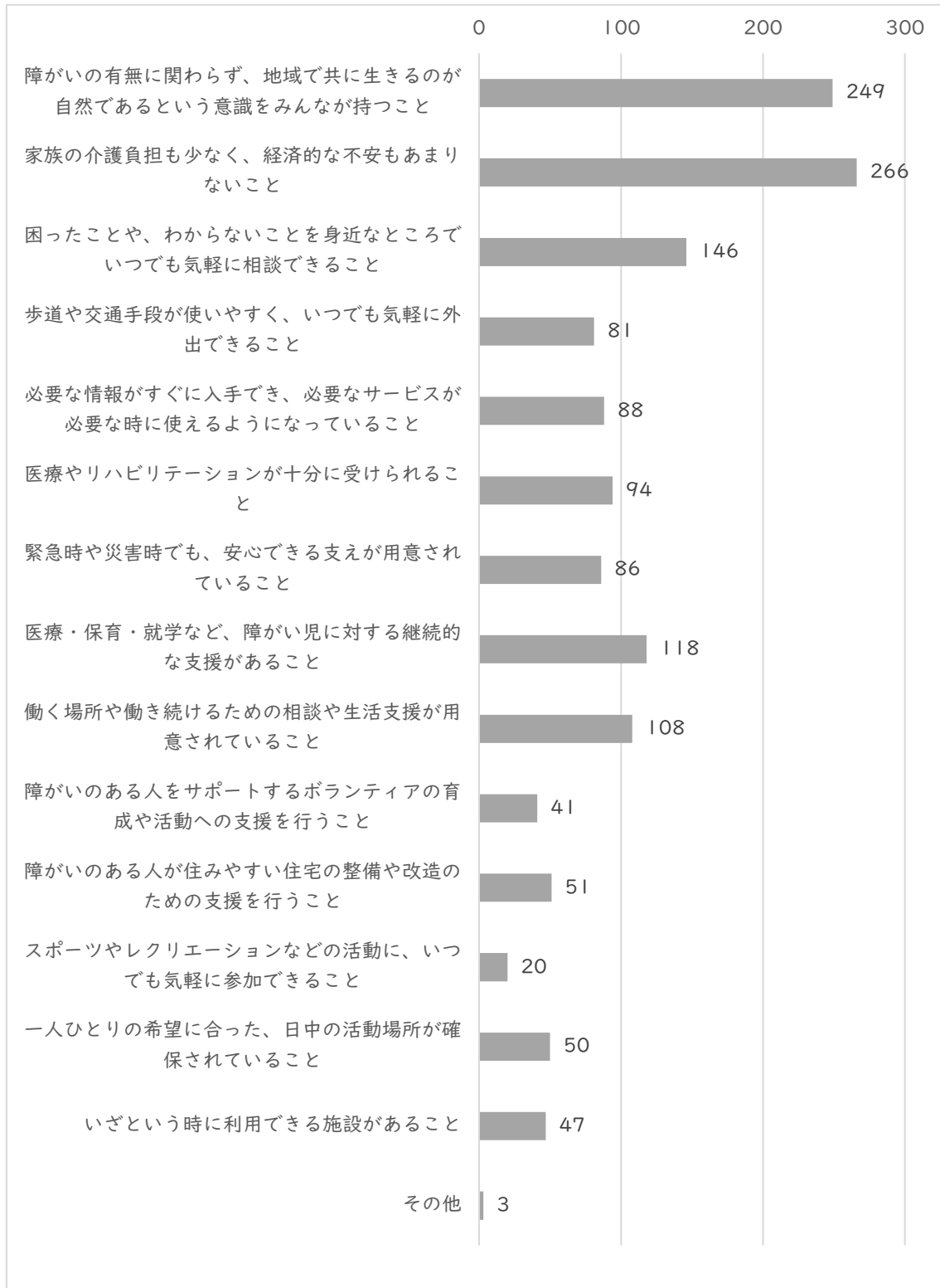
回答者のうち41%は、過去5年間で障がいのある人と関係をもったことがありませんでした。また、高齢者のほうが障がいのある人に手助けをしている割合が高いことが分かりました。

## 第2章 障がい福祉の現状

問 8 障がいのある人が、積極的に社会に参加できるようにするために、必要だと思うことはどのようなことですか。(特にあてはまるもの3つまで○)



問 9 障がい福祉の施策として、力をいれていくべきことは何だと思いますか。将来、あなた自身や家族が障がいを持った場合も考慮してお答えください。(特にあてはまるもの3つまで○)



## 第2章 障がい福祉の現状

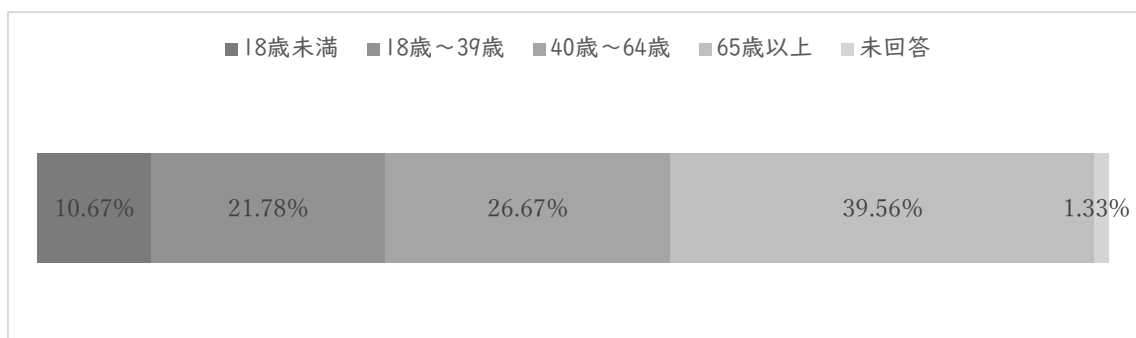
### 3. 障がい者向けアンケート調査結果

問 1 お答えいただくのは、どなたですか。

設問	人数	構成比
本人（障がいのある方）	132	58.67%
本人の家族	78	34.67%
本人の家族以外の介助者	15	6.67%
合計	225	100.00%

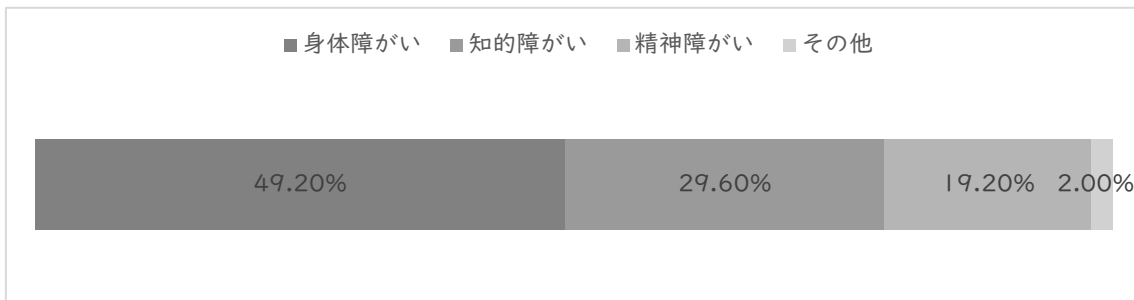
問 2 年齢は次のうちどれにあてはまりますか。（令和2年6月1日現在）

設問	人数	構成比
18歳未満	24	10.67%
18歳～39歳	49	21.78%
40歳～64歳	60	26.67%
65歳以上	89	39.56%
合計	222	100.00%



問 3 障がい種別をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

設問	人数	構成比
身体障がい	123	49.20%
知的障がい	74	29.60%
精神障がい	48	19.20%
その他	5	2.00%
合計	250	100.00%



問 4 現在の生活環境は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)

設問	人数	構成比
父母・祖父母・兄弟と同居	83	31.68%
夫または妻と同居	42	16.03%
子どもと同居	52	19.85%
一人で暮らしている	19	7.25%
グループホーム	26	9.92%
福祉施設	25	9.54%
病院に入院している	15	5.73%
合計	262	100.00%

問 5 今後、どのような暮らしがしたいですか。

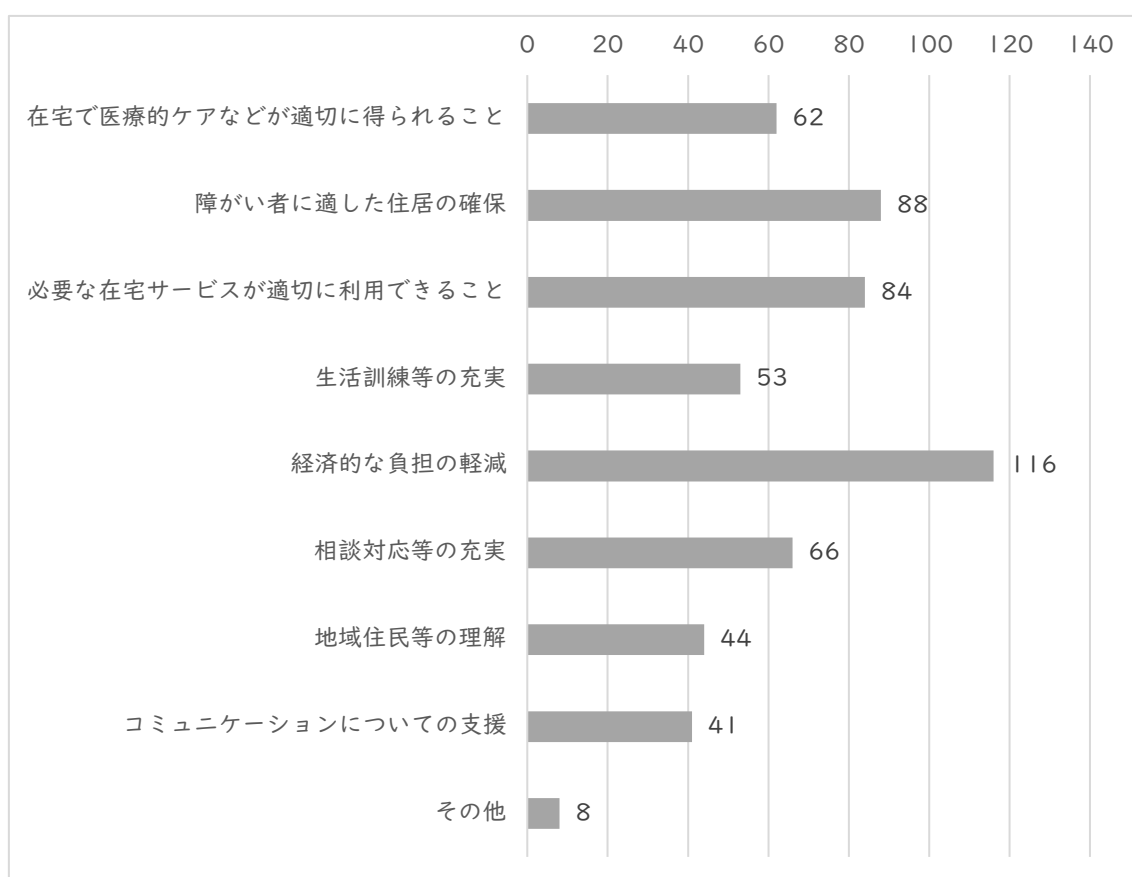
設問	一人で暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	福祉施設	グループホーム	その他	合計
父母・祖父母・兄弟と同居	0	59	3	6	3	71
夫または妻と同居	0	36	4	1	0	41
子どもと同居	1	43	6	0	1	51
一人で暮らしている	10	4	1	3	1	19
グループホーム	8	4	4	7	1	24
福祉施設	3	6	13	3	0	25
病院に入院している	5	4	2	2	2	15
合計	27	156	33	22	8	246



## 第2章 障がい福祉の現状

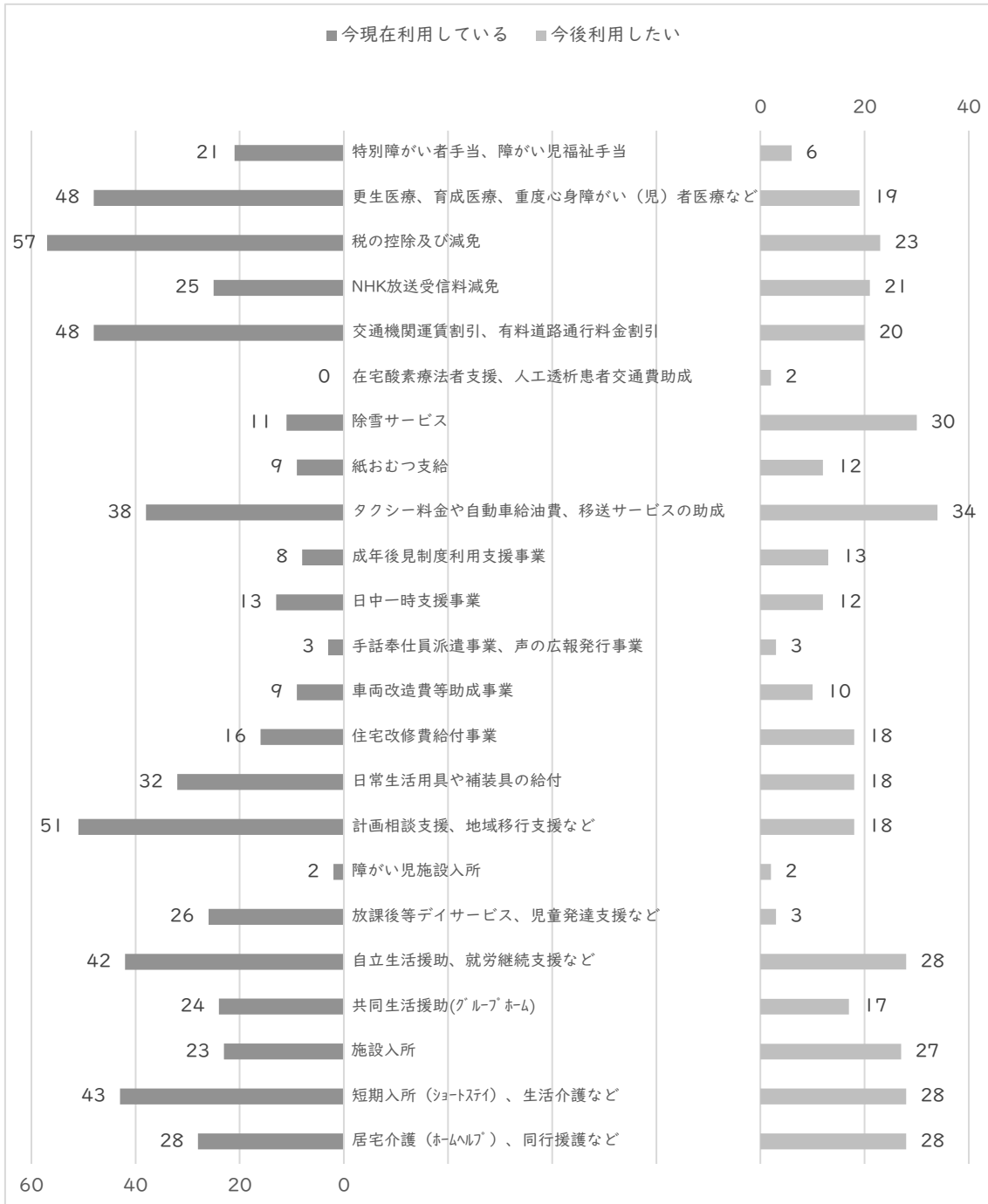
障がいのある人のうち、家族と離れて暮らしている人は全体の32%程度でした。また全体として現在の暮らしをそのまま継続したい傾向にあるようですが、家族と共に暮らすことを希望している人の割合も高いです。

**問 6** 希望する暮らしを送るためには、どんな支援があればよいと思いますか。(特にあてはまるもの3つに○)



問5のとおり、住み慣れた地域で家族とともに暮らすことを希望する人が多い中、在宅における福祉支援に関する要望と、経済的支援を求める声が多い結果となりました。

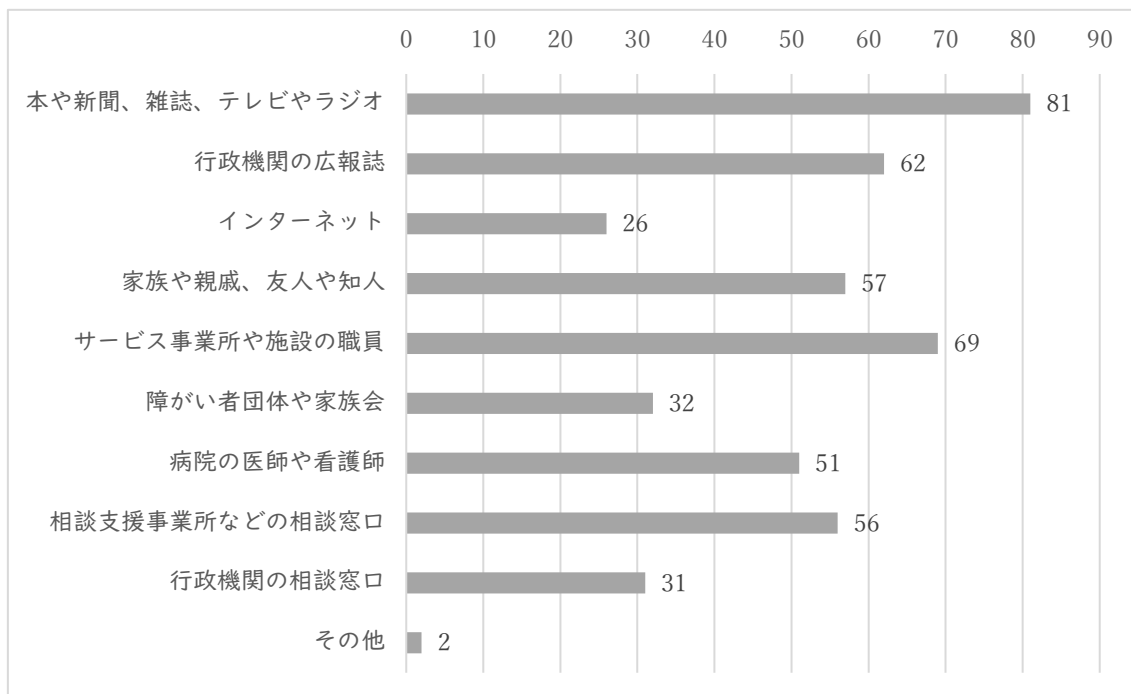
問 7 次の1から23の福祉サービス等で、現在利用しているものはありますか。また、今後利用したいと思うサービスはどれですか。あてはまるサービスの番号すべてを記入してください。



今後の福祉サービス利用意向については、移動や除雪など、生活に関係するニーズが高いことがわかりました。また、問5・6の傾向と同様に、在宅支援や居宅サービスに関連するニーズが高い結果となっています。

## 第2章 障がい福祉の現状

問 8 福祉サービス等について、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



問 9 火事や地震等の災害時に一人で避難できますか

設問	人数	構成比
できる	67	30.88%
できない	112	51.61%
わからない	38	17.51%
合計	217	100.00%

問 10 問9で、「2. できない」または「3. わからない」とお答えした方にお聞きします。家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただを助けてくれる人はいますか。

設問	人数	構成比
いる	42	28.00%
いない	51	34.00%
わからない	57	38.00%
合計	150	100.00%

災害時における対応では、回答者のうち、実に7割が避難できない、またはわからないと回答しており、そのうち7割が助けてくれる人がいない、またはわからないと回答しています。結果として、約半数の障がい者が単独では避難困難な状況であることがわかりました。

問 11 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(特に困ること3つまで○)

設問	人数	構成比
投薬や治療が受けられない	76	15.64%
補装具の使用が困難になる	23	4.73%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	22	4.53%
救助を求めることができない	45	9.26%
安全な所まで、迅速に避難することができない	109	22.43%
被害状況、避難場所の情報が入手できない	44	9.05%
周囲とコミュニケーションがとれない	58	11.93%
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	107	22.02%
その他	2	0.41%
合計	486	100.00%

問 12 「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」（障がい者差別解消条例）が、平成28年4月1日から施行されましたが、この条例を知っていますか。

設問	人数	構成比
知っている	50	23.15%
知らない	110	50.93%
聞いたことはあるが内容は知らない	56	25.93%

<参考 一般向けアンケート同設問>

設問	人数	構成比
知っている	35	6.77%
知らない	344	66.54%
聞いたことはあるが内容は知らない	138	26.69%

参考のとおり、一般向けアンケートの同設問に比べれば、障がいのある人における条例の認知度は高いものの、当事者であっても、8割近くが内容を認知していない状況にあることがわかりました。

## 第2章 障がい福祉の現状

問 13 社会の中に障がいのある人への偏見や差別または配慮のなさがあると思いますか。

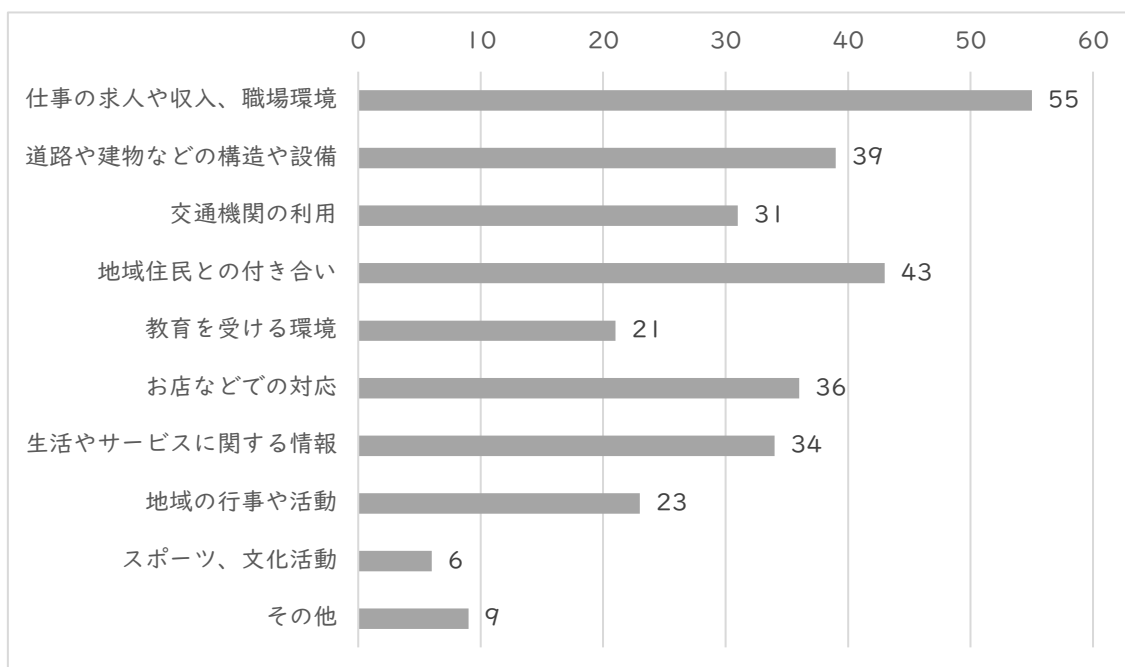
設問	人数	構成比
思う	122	56.74%
思わない	38	17.67%
わからない	55	25.58%

<参考 一般向けアンケート同設問>

設問	人数	構成比
思う	226	43.55%
思わない	124	23.89%
わからない	169	32.56%

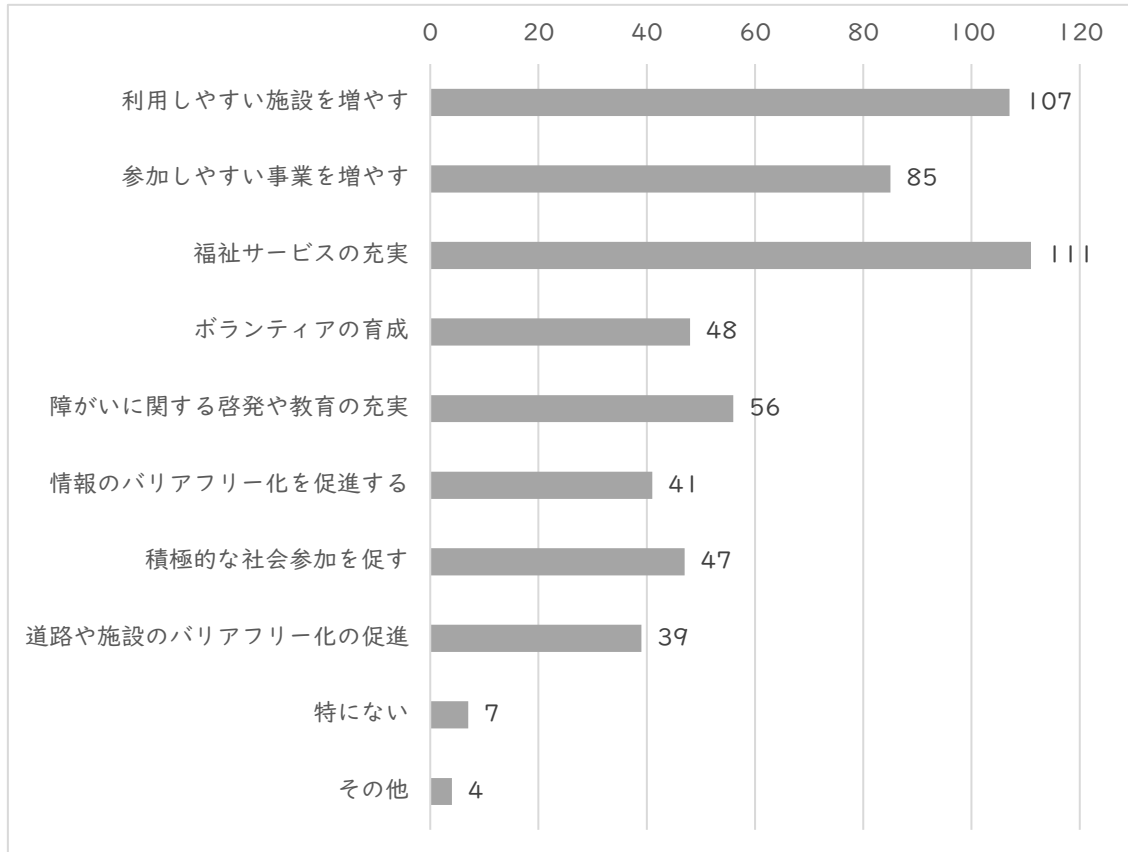
参考のとおり、一般向けアンケートの結果と比べると、障がいのある人のほうが、差別や偏見を感じており、当事者意識と第3者の意識の間にギャップがあることがわかりました。

問 14 問13で「1. 思う」と回答された方にお聞きします。どのようなところに偏見や差別または配慮のなさを感じますか。(特にあてはまるもの3つまで○)



一般向けアンケートの同設問と比較すると、当事者は、地域でのコミュニケーションやお店・生活に関連する部分で、差別や偏見を感じる場面が多いことがわかりました。

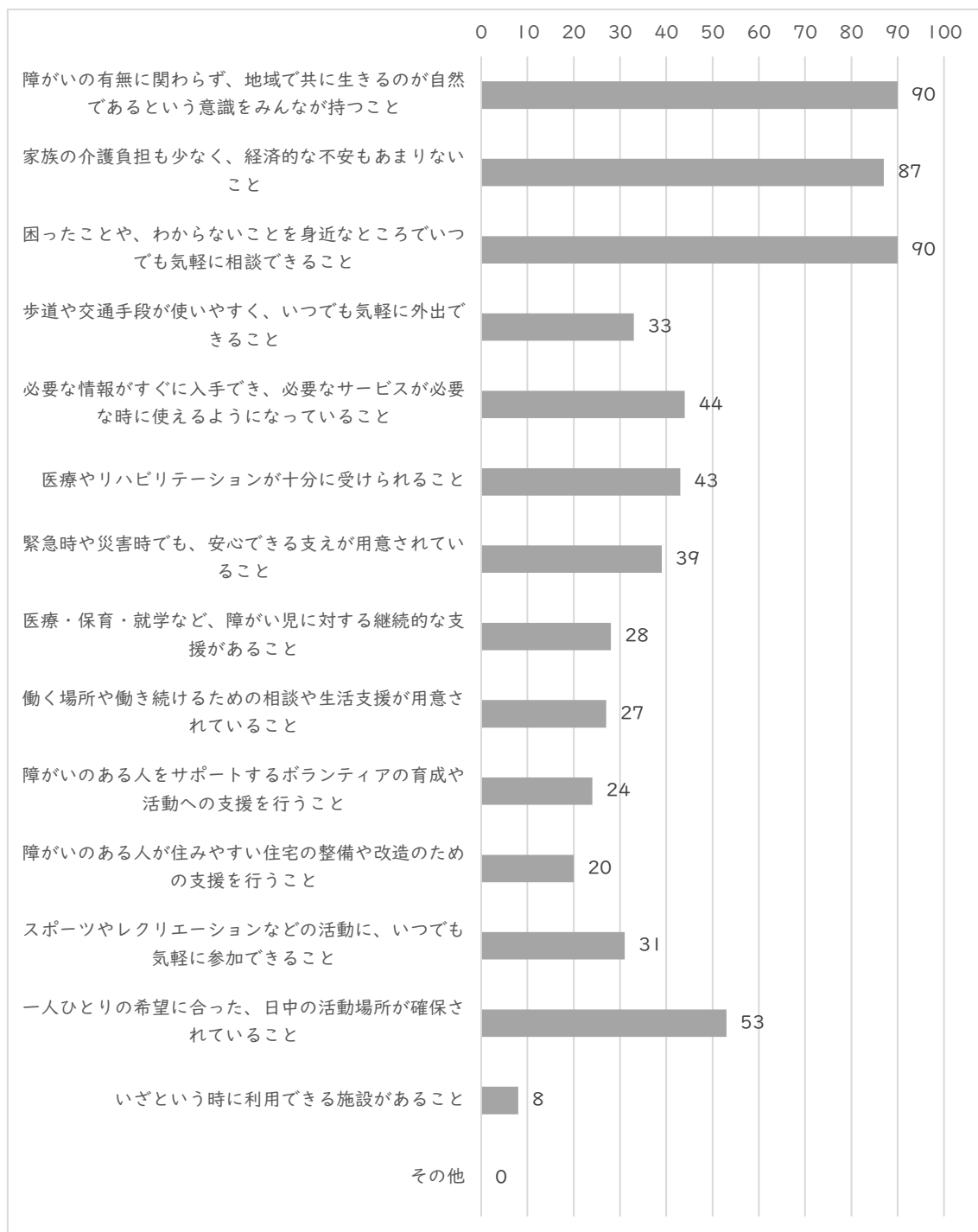
問 15 障がいのある人が、積極的に社会に参加できるようになるために、必要だと思うのはどのようなことですか。(特にあてはまること3つまで○)



一般向けアンケートの同設問では、施設に関する回答数が多い結果でしたが、障がいのある人では福祉サービスの充実を求める回答が多くありました。

## 第2章 障がい福祉の現状

問 16 障がい福祉の施策として、力をいれていくべきことは何だと思えますか。(特にあてはまること3つまで〇)



一般向けアンケートの同設問と比較して、相談支援に関する要望と、日中活動に関する要望が多い結果となりました。

### 3 障がい福祉事業所へのヒアリング結果からみる現状

計画策定に先立って、関係団体などへ聞き取りによる調査を実施しました。

調査内容	障がい福祉計画における活動指標に関する調査のほか、それぞれの事業所および団体における現状などを調査		
調査対象	最上郡内相談支援事業所、医療機関、公共交通機関、障がい者団体、障がい者就業・生活支援センター		
実施数	16か所	実施期間	令和2年6月上旬～7月上旬

この調査は、計画策定に係る基本的な事項の他、「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、基本指針という。）」で示される成果目標や活動指標について、地域の実情を勘案してこれらの数値を設定する必要があるため、相談支援事業所の相談支援専門員を中心に、精神医療や公共交通機関、障がい者就業・生活支援センターなど、活動指標に関連のある事業所や団体に、それぞれの項目でヒアリングを実施しました。

#### <凡例>

**基本指針** 基本指針において定められた成果目標に関する聴き取り事項で、「▶」以下  
**成果目標** は体制整備やサービス提供に関して、国が設定した目標値です。

**計画策定** 障がい者計画策定における参考として聴き取りを実施した事項です。

#### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

**基本指針** ▶令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行  
**成果目標** ▶令和5年度末の施設入所者数を元年度末時点から1.6%以上削減

#### ヒアリング結果

- ・障がい児の親は、自分たちの高齢化に合わせていずれ施設に入れたいと思っている。
- ・現状は短期入所を使いながら、施設の空き状況待ちとなっている。
- ・施設自体が小部屋化しており、入所定員が少なくなる傾向にある。
- ・65歳以降の障がい施設から介護施設への移行が進まない空きが生まれない。



- ・老々介護の現状があり、高齢の保護者から施設入所の要望がある。
- ・施設からグループホームに移行しても、施設に戻っていく場合が多い。
- ・施設とグループホームの中間的なものがないからうまく移行できないのだと感じる。
- ・グループホーム側で自立訓練などの体制整備を行うしかない。
- ・本人からの入所希望など、現状ニーズは多い。
- ・グループホームの夜間体制に不安があり、重度障がい・問題行動がある人は向かない。
- ・デイケアが無くなったのが地域にとってマイナス。
- ・地域生活への移行を長年進めているが、難しいのが現状。利用者の不安が大きい。
- ・施設から地域生活へ移行したい人には、居宅介護の体験などをしてもらっている。
- ・施設入所者の平均年齢が年々上がっており、高齢化とそれに伴う長期化が進んでいる。
- ・区分5・6の重度障がい者が殆どで、死亡退所以外はあまりないのが現状。
- ・身体、知的障がいと精神障がいと合わさった利用者が増えている傾向にある。
- ・入所者の障がいの重度化・高度化が進んでおり、長期化が進んでいる。

施設入所に関するニーズは依然として高く、アンケート調査結果においても同様の結果となっていました。しかしながら、死亡退所以外、殆ど退所が無い現状であり、潜在的な入所希望待機者が多く居ることがわかりました。

また、長期入所となる利用者が多いこともあり、本人に様々な能力が備わってきたとしても、生活環境の変化などを嫌い、地域移行が進まないという現状もあるようです。

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 基本指針** ▶精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 306日以上  
**成果目標** ▶入院後3か月時点の退院率69%以上、6か月時点86%一年時点92%以上

### ヒアリング結果

- ・長期入院者がグループホームに移行しても上手くいかない場合が多い。
- ・グループホームのほうが病院より意識的に緩いので、元通りになってしまう人が多い。
- ・入院中に必ず体験入所をしてもらっている。

<参考 市内精神病床の状況>

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの入院者数 261名

【内訳】 3か月以内で退院した患者数 73名、6か月以内で退院した患者数 42名、1年以内に退院した患者数 31名

令和2年3月31日時点で1年以上入院している患者数 74名

【内訳】 65歳未満 36名、65歳以上 38名

### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

**基本指針** ▶市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討する

#### ヒアリング結果

現状で緊急時対応が必要となる可能性がある利用者

- ・相談支援事業所 A 1名程度（相談ケース 157名／相談支援専門員 1名）
- ・相談支援事業所 B 1・2名程度（相談ケース 62名／相談支援専門員 1名）
- ・相談支援事業所 C 2名程度（相談ケース 158名／相談支援専門員 2名）
- ・相談支援事業所 D 0（相談ケース 220名／相談支援専門員 2名）
- ・相談支援事業所 E 0（相談ケース 193名／相談支援専門員 2名）
- ・相談支援事業所 F 自分も含めて数名（相談ケース 9人／相談支援専門員 1名）
- ・相談支援事業所 G 0（相談ケース 108名／相談支援専門員 2名）
- ・相談支援事業所 H 3・4名（相談ケース 100名／相談支援専門員 1名）
- ・相談支援事業所 I 2名（相談ケース 97名／相談支援専門員 1名）

現時点で、地域生活支援拠点で想定する緊急時対応の対象となる可能性がある障がい者のうち、既存のサービス（地域定着支援）の支給決定がない人は、数名程度だと想定されています。しかしながら、相談支援専門員を始めとする福祉人員不足により、拠点として対応することが難しい現状にあります。

### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

**基本指針** ▶就労移行支援事業の移行実績 1.3倍以上

**成果目標** ▶就労移行支援事業の移行者のうち就労定着支援事業利用者 70%以上

▶就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の70%以上

▶就労継続支援A型事業の一般就労への移行実績 1.26倍以上

▶就労継続支援B型事業の一般就労への移行実績 1.23倍以上

#### ヒアリング結果

- ・就労移行支援の2年間で移行は現状0件であり、加算などがないと運営が難しい。
- ・就労移行支援の現状としては、養護学校の生徒が就労Bのために利用する程度。
- ・就労移行支援のプログラムが、その人のあったものになっていない場合もある。
- ・身体的一般就労（そもそも可能な人は既に働いている）より、知的・精神が課題。

- ・ 定着率に関しては会社側の体制（助成金終了後）が重要。
- ・ 受入側企業の障がい者に対する特性理解が重要。
- ・ 一般就労で最も課題となるは、通勤手段の問題。
- ・ 一般企業と相談支援事業所（移行支援・就労継続支援事業所）との交流会などいいかも。
- ・ 会社送迎などがいないため、通勤手段が課題。
- ・ 企業側の受け入れ態勢（人員配置等）に問題がある場合もある。
- ・ 就労B型からの一般就労はなかなか困難である。
- ・ 実習受け入れ企業が固定化してきている。
- ・ 自力通勤を要件としている企業が多いため、通勤手段確保が問題。
- ・ 工業団地に公共交通機関がないため、冬場などは通勤が難しい。
- ・ 障がい者の最低賃金が低い現状にある。
- ・ 一般就労であっても、健常者と同条件となっていない場合がある。

障がいのある人が一般就労を考える上で、課題となるのが通勤手段の確保であることがわかりました。

法定の障がい者雇用者数が増加している現状ではありますが、運転免許所を取得することができない人にとっては、通勤そのものが難しいため、能力があっても福祉就労を選択している場合もあるようです。

## 5. 障がい児支援提供体制の整備

- |      |                              |
|------|------------------------------|
| 基本指針 | ▶ 児童発達支援センターを市内または地域に1か所以上設置 |
| 成果目標 | ▶ 保育所等訪問支援を利用できる体制の整備        |
|      | ▶ 重症心身障がい児を支援する事業所を1か所以上確保   |
|      | ▶ 医療的ケア児に関するコーディネーターを配置      |

### ヒアリング結果

- ・ 障がいの疑いのある児童について、保育所での様子や発達の状態、今後の支援について保護者に伝える際に難しさがあると聞く。
- ・ 保育所等における専門性の高い療育のための研修が必要。
- ・ 重症心身障がい児支援に関しては、作業療法士を雇用している。
- ・ 障がい児通所事業所の定員が常にいっぱいである。
- ・ 18歳以下の精神患者も見受けられるようになってきた印象がある。

最上郡内では、障がい児通所支援事業所が本市に集中しているため、各事業所共、常に定員上限となっており、新たな申請者が希望通りに利用できない状況が続いています。

また、日本の新生児医療の発達により、これまでであれば命を落としていた赤ちゃんを救うことが出来るようになったことに伴い、医療的なケアが必要な児童（医ケア児）や重症心身障がい児が増加することが想定されます。現状では圏域内の福祉資源で対応可能だと考えられていますが、将来的には医療型児童発達支援の整備などが必要となる可能性があります。

## 6. 相談支援体制の充実・強化

**基本指針** ▶ 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化  
**成果目標**

### ヒアリング結果

- ・ 包括支援センターが介護のみになっている。
- ・ 他市の事例のように、社会福祉協議会に基幹相談支援体制を整備してもいいのでは。
- ・ 新庄市からのみ相談支援業務の委託を受けているので、他市町村は断っている。
- ・ 他自治体では、基幹相談支援に行政職員や相談支援事業所職員を出向させている。

基幹相談支援センターの設置に関しては、最上地域の福祉資源に関する特性上、圏域で取り組んでいく必要があります。しかしながら、前記のとおり、相談支援専門員を始めとする福祉人員不足により、設置に関する課題は山積しているのが現状です。

## 7. 障がい者差別の現状

**計画策定** ▶ 相談支援実施時に寄せられる障がい者本人・保護者からの差別に関する情報  
 ▶ 障がい者本人が感じていると思われる差別意識に関する情報  
 ▶ 差別解消に向けた取り組みなど、好事例について

### ヒアリング結果

- ・ 精神障がいの人など、被害妄想で差別と感ずる場面もあるのでは。
- ・ 場合によっては障がい者であることを知らせるマークなどが必要。
- ・ 昔から比べると、障がい者が表にでる場面が増えたので、理解が進んでいる。
- ・ 差別に当たる行為を指導・研修する場が必要だと感じる。
- ・ 新庄市の現状は大変いいと思う。当事者としてはあまり差別を感じていない。
- ・ 全体として、障がい者に対する理解と啓蒙が必要。
- ・ 職員向けに研修会を実施したりしている。
- ・ 精神病院そのものに差別感情を抱いている人もいる。

- ・20年前から比べれば、昨今の差別意識は随分少なくなっている印象がある。
- ・施設として、利用者アンケートや委員会を立ち上げてセルフチェックをしている。

## 8. 生活支援に関して

- 計画策定** ▶障がい者に優しい除雪体制と除雪サービス（市単独事業）について  
▶移動手段の確保と市が行う助成事業について

### ヒアリング結果

- ・市町村によって金額が違うため、せめて圏域は統一してほしい。
- ・タクシー券をもっと欲しいという利用者が多い。
- ・手帳による一律ではなく、家庭環境に応じて配布してほしい。
- ・除雪サービスのニーズが非常に多い。
- ・肢体不自由者にはリフトカーなどの助成があるといい。
- ・障がいでも100円タクシーのようなものがあるといいのでは。
- ・他地域でデマンドタクシーがあるが、ニーズに合っていない。

## 9. 情報提供体制に関して

- 計画策定** ▶障がい者とその家族の情報取得方法およびICT利活用状況について  
▶聴覚・視覚障がい者の情報取得方法について

### ヒアリング結果

- ・聴覚障がい者のコミュニケーションにおいて手話通訳者の数が足りない。
- ・スマホなどの情報収集デバイスは、活用より問題のほうが大きい場合もある。
- ・新庄市の「障がい福祉サービスの手引き」が見やすい。圏域で作成してもいいと思う。
- ・「障がい福祉サービスの手引き」を全戸配布してはどうか。

## 10. 予防と早期発見体制に関して

- 計画策定** ▶障がい児の早期発見に関する課題

## ヒアリング結果

- ・山形県立こども医療療育センターが9か月待ちとなっている。
- ・市の担当者と、相談支援事業所・通所事業所も含めた支援体制が必要。
- ・学校からの指摘により初めて医療機関を受診する児童も多い。
- ・保育所、学校等の勧めで受診し、保護者は初めて認識するためショックが大きい。
- ・診断結果を受け入れられない場合や、家族間での考えが異なる場合がある。
- ・障がいに対する認識の違いで、療育が遅くなっている、または不適切になっている場合も見受けられる。

## 11. 障がい者雇用に関して

**計画策定** ▶障がい者雇用率が高い新庄の現状について

## ヒアリング結果

- ・就労支援A型の事業所（雇用者数）が多いため、全体の障がい者雇用率が高い。
- ・一般企業での雇用率は低い（特に知的、精神）
- ・就労定着支援に力を入れる必要がある。
- ・公共交通が貧弱なため、通勤のハードルが高いように感じる。
- ・かむてんバスの工業団地巡回や、福祉タクシー活用など、市の支援策が必要。
- ・県立養護学校があることがこの地域の特性。養護学校と共同での雇用対策が必要。
- ・A型事業所による障がい者雇用でも、知的や精神の人にとってはいいことだと思う。
- ・支援者が一般企業を見学することも必要。
- ・A型で学んだ技術を生かせる職場につないであげることが重要。
- ・一般就労への移行者は年々少なくなっている印象。
- ・理解のある企業が多いが、特に中小企業など、採算性を考慮すると雇用に至らない。
- ・精神障がい者からの相談が多いが、本人の気持ちが動くのでスムーズにいかない。
- ・欠勤や休みなどが増えるため、精神障がい者の就労定着が難しい。
- ・一般企業においてペナルティがあるから雇うというのは本末転倒だと感じる。
- ・能力をアピールする場が少ないように感じる。

## 12. バリアフリー化の推進について

**計画策定** ▶バリアフリーに関して、障がい者からの要望など。

## ヒアリング結果

- ・市内中心部などはバリアフリー化が進んでいる印象がある。

- ・ 公共施設など、整備はしているが役に立っていない場合がある。
- ・ 民間のバリアフリー化の進みが遅い。
- ・ 市民意識が変わってきているように感じる。
- ・ 建築基準法上のバリアフリーの定めだと運用上大変なこともある。
- ・ 一般飲食店でバリアフリー化しているところは数えるほどしかない。(都会でも同様)
- ・ 公共交通はバリアフリー化が遅れている。リフトカーなどのタクシーがあってもいい。
- ・ 障がい者用トイレがないため、採用辞退した事例がある。
- ・ バリアフリーも大切だが、施設設備のサイン(案内看板)が障がい者には重要。

### 13. 防災・防犯対策の推進

**計画策定** ▶ 災害時の安否確認、支援体制、ネットワーク化について

- ・ 殆どの場合、通所事業所で安否確認体制を調べている。
- ・ 地域生活支援拠点整備がこの防災・防犯対策のネットワーク化につながる。
- ・ 地域防災計画など、区長や民生委員などとも連携が必要。
- ・ 視覚、聴覚障がい者への災害情報伝達方法を確立することが重要。





第5次新庄市障がい者計画

## 第3章 計画策定に向けた課題と方針

## I 前計画の検証と課題

第4次新庄市障がい者計画において示した施策の方向性および、第5期新庄市障がい福祉計画・第1期新庄市障がい児福祉計画において成果目標とした事項において、現在まで実施状況が整っていないものや、目標と異なる方向性となっている部分があります。

これらについて検証を行い、下記のような課題があることがわかりました。

### 1. 相談支援体制の充実

地域における相談支援体制構築のため、第4次新庄市障がい者計画および第5期新庄市障がい福祉計画において、相談窓口の中心となる基幹相談支援センターの設置に取り組むこととしていました。しかしながら、新庄・最上地域においては、積極的な相談支援専門員の育成がなされてこなかったため、その人材が不足している現状にあります。

また、障がい福祉サービスの支給決定を行うには、指定相談支援事業所からのサービス等利用計画書の提出が必要であり、一人一人の相談支援専門員が抱える支援者の増加により、相談支援業務全体がひっ迫しています。

この状況を踏まえて、総合的・専門的な相談支援窓口である基幹相談支援センターを設置することが出来なかったのは、そもそもなり手となる人材確保が難しいという背景が考えられます。

参考：第2章再掲 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関するヒアリング結果から抜粋追記

#### 郡内相談支援事業所における現状

- ・相談支援事業所 A 相談ケース 157 名／相談員 1 名（内訳 専任 1 名）
- ・相談支援事業所 B 相談ケース 62 名／相談員 1 名（内訳 兼任 1 名）
- ・相談支援事業所 C 相談ケース 158 名／相談員 2 名（内訳 専任 1 名・兼任 1 名）
- ・相談支援事業所 D 相談ケース 220 名／相談員 2 名（内訳 専任 1 名・兼任 1 名）
- ・相談支援事業所 E 相談ケース 193 名／相談員 2 名（内訳 専任 1 名・兼任 1 名）
- ・相談支援事業所 F 相談ケース 9 名／相談員 1 名（内訳 兼任 1 名）
- ・相談支援事業所 G 相談ケース 108 名／相談員 2 名（内訳 兼任 2 名）
- ・相談支援事業所 H 相談ケース 100 名／相談員 1 名（内訳 兼任 1 名）
- ・相談支援事業所 I 相談ケース 97 名／相談員 1 名（内訳 専任 1 名）

### 2. 緊急時対応体制の整備

第4次新庄市障がい者計画では、災害の体制整備として災害時要援護者支援計画に基づ

き、支援が必要な人の情報収集および個々の支援計画の策定を進めてきました。しかしながら、実際の有事の際においては、避難所に避難することが難しい障がい者が多く、そういった人への対応と受け入れ先確保が課題となっています。

また、近年災害時に限らず、在宅の障がい者において、支援者が何らかの理由で居なくなった場合など、緊急的な対応が必要となる状況が見られるようになりました。少子高齢化が進んでいく状況においては、このような場合の対応を体系的に整備していく必要があります。

### 3. 障がいに関する啓発・広報活動

第4次新庄市障がい者計画および第5期新庄市障がい福祉計画では、障がいのある人に対する正しい理解や各種法制度周知のために、啓発・広報活動に取り組んでいくこととしておりました。これらを受け、各機関の広報紙を活用した広報活動や、官民共同で理解促進活動などに取り組んできました。

しかしながら、アンケート結果からも分かる通り、障がいのある人となない人の間に認識の違いなどが見られ、法制度に関する周知も足りない状況がわかりました。

障がい福祉施策を推進していく上で、障がいのある人のみならず、支援者を含めた市民全体の理解が重要であるため、これらの取り組みをさらに推進していく必要があります。

### 4. 情報格差（情報のバリアフリー）是正

第4次新庄市障がい者計画では、バリアフリー化の推進を掲げており、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」などの関係法令に基づき、公共施設の段差解消や障がい者用トイレの設置などを進めてきました。

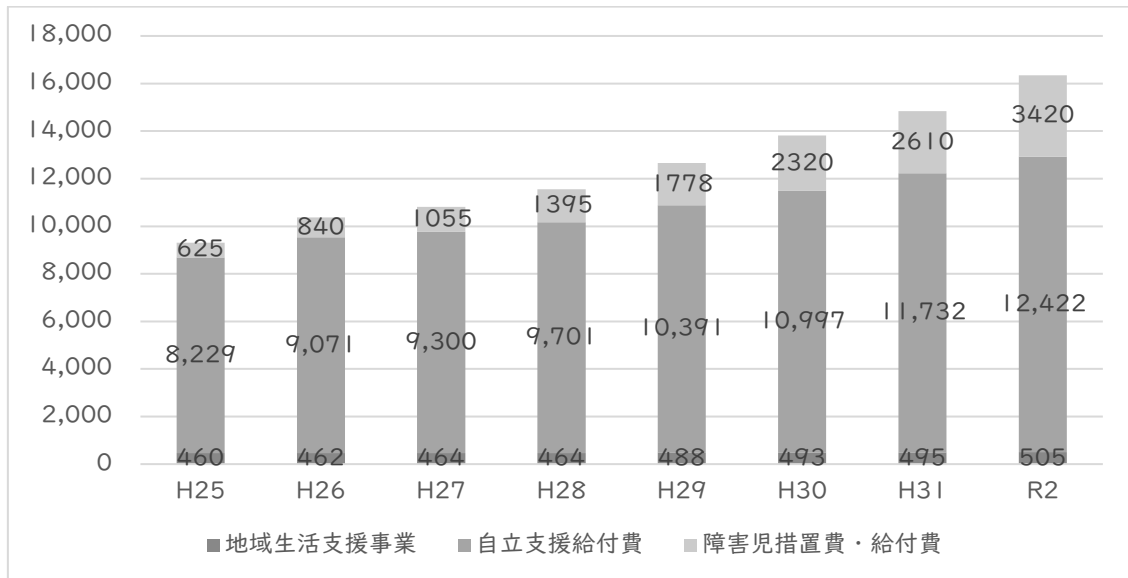
ハード面の整備は進んでおり、道路や施設などに関しては一定の成果を上げていますが、視覚・聴覚障がい者に対する情報伝達手段（情報のバリアフリー）など、ソフト面の整備に関しては、十分であるとは言えない状況です。声の広報発行事業や手話奉仕員派遣事業などを実施してはいるものの、今後はICTを積極的に活用し、緊急時情報などの伝達手段をさらに推進していく必要があります。

## 2 現状から見た課題の抽出

障がい福祉サービスにおける国の関係予算額は、平成25年度に9,314億円だったものが、令和2年度には1兆6,300億円と、7年間で約1.7倍に増加しています。本市の障がい福祉関連予算においても同様に、平成25年度7億2,674万円だったものが、令和2年度には11億86万円と約1.5倍に増加しています。

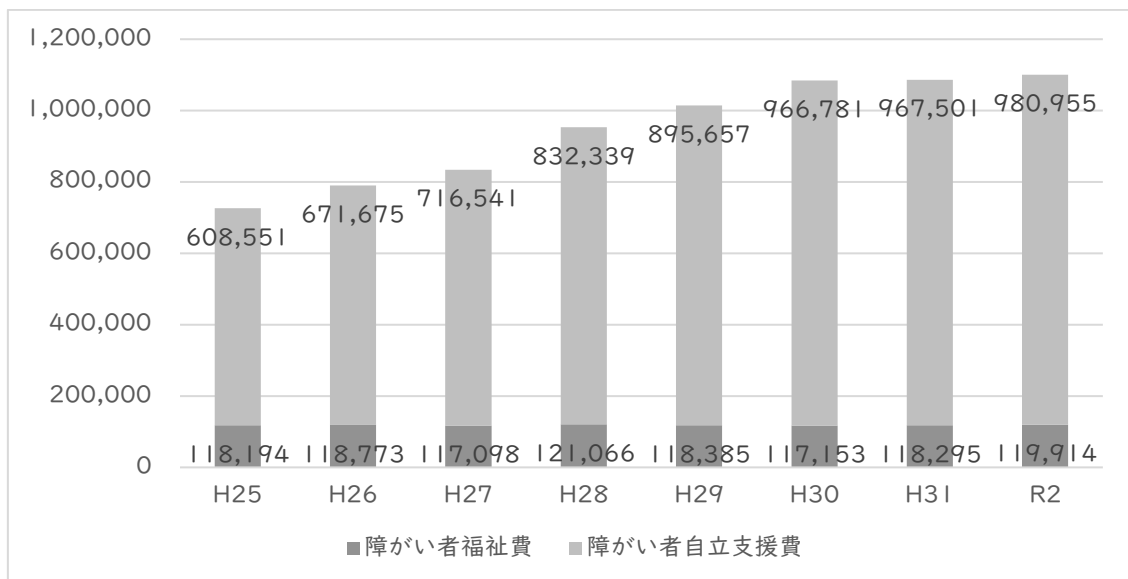
国の障がい福祉サービス等予算の推移

(単位：億円)



市の障がい福祉関連予算の推移

(単位：千円)



前記のとおり、障がい福祉関連の予算が増加している背景には、法制度の改正などにより、障がい福祉サービスの種類や対象者が増えたことによる利用者の増加や、医療の高度化による医療的ケア児者の増加などが挙げられます。また、障がい児におけるサービス全般の増加については、制度そのものの周知が進んだことも要因の一つだと考えられます。

このように、障がい福祉サービスの利用が増えるにつれ、高度多様化したニーズに対応していく必要も出てきます。

少子高齢化が進んだ社会において、暫くはこの流れが進むことが予測されており、限られた福祉資源を有効に活用しながら、障がい福祉施策を推進していく必要があります。

### 3 計画の基本的な方針

本計画においては、抽出されたそれぞれの課題を分類し、前計画からの課題となっている「相談支援体制の充実」「緊急時対応体制の整備（災害時に限らず）」「障がいに関する啓発・広報活動」「情報格差（情報のバリアフリー）是正」などを踏まえて、次の5つの基本方針として定めることとしました。

また、それぞれの基本方針毎に、その課題を解決するための取り組みを示します。

#### 基本方針Ⅰ 障がいの理解促進と差別解消

##### アンケート調査結果からの課題

一般向けアンケートと障がい者向けアンケートの同設問における認識の違いがあり、障がい者に関する理解が必要です。また、障がい者差別解消に関する法令の認知度も低く、合理的な配慮を周知啓蒙することも必要です。

障がいのある人と障がいのない人が関わる機会が少なく、理解促進のためにも、関わる事が出来る場の確保や、それらの取り組みに対する支援が必要です。

##### ヒアリング調査からの課題

家族や保護者の障がいに対する理解が必要であり、適切な支援を学ぶことが必要です。また、地域社会全体でも障がいに対する理解が必要です。

障がい者差別解消や権利擁護に向けた取り組みについては、福祉サービス事業所も含めた周知啓発が必要です。

▶課題解決に向けた取り組み

- (1) 障がいの理解促進と活動支援
- (2) 差別の解消と権利擁護の推進

基本方針 2	自立に向けた生活支援
--------	------------

アンケート調査結果からの課題

住み慣れた地域で家族と共に暮らすことを望む人が多いことから、在宅でも十分な医療的ケアや福祉サービスを受けられる体制を作ることが必要です。また、障がいのある人と暮らす家族の介護や、経済的負担の軽減が必要であり、手当や支援制度の周知と利用促進が必要です。その他、一人ひとりの希望に合った日中活動の場の確保が必要です。

ヒアリング調査からの課題

住み慣れた地域で暮らすために、入所施設や病院から地域生活に移行する前の訓練期間が必要です。また、さまざまなニーズに対応できるよう、日中活動の場を始めとする福祉サービス全般をより充実する必要があります。

▶課題解決に向けた取り組み

- (1) 障がい福祉サービスの充実
- (2) 経済的自立に向けた支援の充実

基本方針 3	安心・安全な生活環境の確保
--------	---------------

アンケート調査結果からの課題

在宅の障がい者については、災害時の支援が必要です。また、避難所においても福祉避難所の拡充と体制整備が必要です。また、障がい福祉サービスのほか、医療費に関しても負担軽減が必要です。そのほか、住み慣れた地域で自立した生活をおくるために、住居などのバリアフリー化に関する支援が必要です。

ヒアリング調査からの課題

災害時の緊急連絡網整備など、地域生活支援拠点の整備とあわせて進める必要があります。また、災害時のみならず、視覚・聴覚障がい者への情報伝達手段の確保が必要です。

➡課題解決に向けた取り組み

- (1) 防災・防犯対策の推進
- (2) バリアフリーの推進
- (3) 保健・医療サービスとの連携

基本方針4	早期療育と社会参加の推進
-------	--------------

アンケート調査結果からの課題

支援が必要な児童の数が増加している中、ニーズに応じた障がい児通所サービスが必要です。また、社会参加のために移動手段確保の支援と確保が必要です。

ヒアリング調査からの課題

早期療育のために医療・保健・福祉と連携した体制が必要です。

社会参加促進のためには、福祉的就労の場の充実と合わせて、一般就労への移行を促進する必要があります。また、就労支援のためには、就労先までの移動手段確保が必要です。合わせて一般企業側の障がい特性理解や、制度周知が必要です。

➡課題解決に向けた取り組み

- (1) 教育・保育・療育の充実
- (2) 雇用・就労の促進
- (3) 社会参加の機会の拡大

基本方針5	支援ネットワークの構築
-------	-------------

アンケート調査結果からの課題

困ったことなどを気軽に相談できる相談先が必要です。

ヒアリング調査からの課題

一人ひとりの希望にそった支援ができる様、地域全体の相談支援体制の整備と人材育成が必要です。また、災害時のみならず、緊急時の支援体制の整備が必要です。

➡課題解決に向けた取り組み

- (1) 相談・情報提供体制の充実
- (2) 最上地域自立支援協議会との連携

## 4 計画の体系

基本方針と課題解決に向けた取り組みについては、下記のとおりで、それぞれの基本方針を支援ネットワークの構築により連携させていく体系となります。

基本方針1	障がいの理解促進と 差別解消	(1) 差別の解消と権利擁護の推進 (2) 障がいの理解促進と活動支援
基本方針2	自立に向けた生活支援	(1) 障がい福祉サービスの充実 (2) 経済的自立に向けた支援の充実
基本方針3	安心・安全な生活環境 の確保	(1) 防災・防犯対策の推進 (2) バリアフリーの推進 (3) 保健・医療サービスとの連携
基本方針4	早期療育と社会参加 の推進	(1) 教育・保育・療育の充実 (2) 雇用・就労の促進 (3) 社会参加の機会の拡大

基本方針5  
支援ネットワークの構築  
(1) 相談・情報提供体制の充実  
(2) 最上地域自立支援協議会との連携



メモ欄

Ruled area for notes with horizontal dotted lines.

第5次新庄市障がい者計画

## 第4章 課題解決に向けた具体的な施策

## I 障がいの理解促進と差別解消

「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念に基づき、障がいのある人との関わり、障がいの特性、合理的な配慮の方法及び環境整備の必要性について周知するとともに、障がいのある人と障がいのない人が互いに交流する機会を推進します。

また、理解促進につながる活動を行っている団体等については、積極的にその活動を支援することにより、地域全体の福祉活動の活発化を促進します。

### 1. 障がいの理解促進と活動支援

- 「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」にもとづく理解促進活動の実施

障がい者の理解促進に関しては、市のみならず、さまざまな団体や事業者などと連携して実施する必要があります。そこで、民間福祉事業所と官民共同で行っている理解促進・研修啓発事業を、令和3年度以降さらに拡大し、条例に定める理念の啓発に努めます。

現在の実施状況<第2章再掲> (単位：人、円)

	年度	事業数	金額
<b>理解促進・研修啓発事業</b> 地域における障がい者や障がい福祉に対する正しい理解を促進する事業を実施（委託事業）	H29	1	150,000
	H30	1	150,000
	R1	1	150,000

- 障がい者団体活動の支援

障がいのある人やその家族が組織する団体の活動を支援することで、障がいのある人からの情報発信を促し、市民の理解や生活環境の改善を図っていくことが必要です。そこで、活動を支援するために補助を行い、活発化を促進します。

現在の実施状況<第2章再掲> (単位：団体、円)

	年度	団体数	金額
<b>身体障がい者団体育成助成事業</b> 市身体障がい者福祉協会が行う身体障がい者福祉事業に対して補助を実施	H29	1	100,000
	H30	1	100,000
	R1	1	100,000

● 地域における福祉活動の促進

地域での福祉活動を促進するために、障がい者やその家族、地域住民などが障がい者のために自発的に行う活動に対する支援を強化します。

現在の実施状況<第2章再掲>

(単位：団体、円)

自発的活動支援事業	年度	補助団体数	金額
障がい者やその家族、地域住民などによる、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活確立につながる自発的な取り組みを支援（補助事業）	H29	1	100,000
	H30	1	100,000
	R1	0	0

● ボランティア活動支援体制の充実

ボランティア活動に関する相談及び情報提供の充実、福祉ボランティアの養成、活動の促進に向け、新庄市社会福祉協議会が設置している「新庄市ボランティアセンター」および、関係機関における連携体制の更なる強化を行っていきます。

また、学校教育や生涯学習活動を通して、障がい及び障がい者への適切な理解を促進するとともに、ボランティア活動に対する取組みを推進します。

2. 差別の解消と権利擁護の推進

● 「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の推進

令和3年3月に制定した「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、条例の推進体制を確保し、継続的にその理念の啓発活動を行います。また、障がい者差別に関する相談窓口を成人福祉課に設置します。

● 障がい者虐待の防止に係る支援体制の充実

新庄市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会と連携し、情報交換や状況把握などを進めるとともに、積極的な啓発・広報活動を行います。

また、障がい者虐待についての通報・相談窓口を成人福祉課に設置し、法に基づいた対応を実施します。

県内の障がい福祉施設従事者による障がい者虐待

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	0件	1件	5件	2件	1件	1件	3件
人数	0人	8人	13人	2人	1人	1人	4人

県内の養護者による障がい者虐待

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	11件	12件	14件	11件	8件	9件	13件
人数	13人	12人	14人	11人	8人	9人	13人

参考 山形県資料「平成30年度の障がい者虐待状況について」

● 成年後見制度の利用の促進

判断能力が十分ではなく、後見人等の選任申立てを行う親族が居ない知的障がい者や精神障がい者の方など、審判請求が困難な場合に、市長が家庭裁判所に申立てを行うとともに経費の一部を助成することで、利用を促進します。また、市社会福祉協議会での法人後見の実施に向けた取組みに協力していきます。

現在の実施状況<第2章再掲>

(単位：人、円)

	年度	利用人数	金額
成年後見制度利用支援事業 成年後見の審判請求が困難な者 に対し経費の一部を助成	H29	0	0
	H30	0	0
	R1	2	112,650

2 自立に向けた生活支援

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、生活基盤の整備とともに、障がいのある人と支える家族に対して、適切な生活支援を行う必要があります。

しかしながら、高齢化や医療の高度化に伴って、障がい福祉サービスの受給者が増えるとともに、そのニーズも多様化・高度化しています。この現状に対応しながら、共生型事業所の推進など、適切に障がい福祉サービスの提供や提供量の確保に努める必要があります。

これらを踏まえて、障がい者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業などのほか、新庄市独自のサービスの充実に努めます。

1. 障がい福祉サービスの充実

● 在宅福祉サービス提供体制の充実

住み慣れた地域で家族とともに生活することを希望する人が多い現状を勘案し、障がい者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

などの居宅訪問系サービスの提供体制について、更なる充実を図ります。

参考：新庄市内の居宅訪問系サービス事業所一覧 令和2年3月末時点

(凡例：居/居宅介護、重/重度訪問介護、行/行動援護、同/同行援護)

名称	サービス種類	所在地
もみの木訪問介護事業所	居, 重, 行, 同	五日町字宮内 240-2
どんぐり	居, 重, 行, 同	本町 6-11
カイセイ居宅介護事業所	居, 重, 行, 同	末広町 7-4
ニチイケアセンター若葉	居, 重	若葉町 24-19 スプレム 21 1F
ケアワーク新庄	居, 重	上金沢町 9-37
SOMPO ケア 新庄金沢 訪問介護	居, 重	金沢 1863-1
新庄地域福祉事業所 ヘルパーステーションさんのほり	居, 重	大字鳥越 1013-37
訪問介護事業所のぞみ	居, 重	金沢 2575

● 日中活動に関するサービス提供体制の充実

新庄市は、他地域に比べて就労継続支援事業所が数多く存在しています。この特徴を生かして、障がいのある人が自分にあった日中活動の場を選択できるよう、生活介護や就労継続支援、就労定着支援など含めて、より一層のサービス充実を図ります。

参考：新庄市内の日中活動支援系サービス事業所一覧 令和2年3月末時点

(凡例：A・B/就労継続支援A型・B型、移・定/就労移行・定着支援、生/生活介護)

名称	サービス種類	所在地
ピースしみず	A	金沢 1790
ピース東山	A	金沢 1587-2
ピース五日町	A	五日町字清水川 1303-3 ユニオン五日町ビル 1F、2F
ピース本町	A, B, 移	本町 7 番 31 号ユニオン本町ビル
J u J u ・ マルシェ	A	本町 6-11
エポック	A	大字松本 277
シャイニー新庄升形	A	大字升形 1047-1
すぎのこハウス	B, 生	十日町 1400-4
さくらはうす	B, 生	大字鳥越字駒場 1345-5
障がい福祉サービス事業所 友愛園	B, 移, 生, 定	大字仁間字野際 285
大樹	B	十日町字高壇 1302-5

名称	サービス種類	所在地
フロンティア	B, 移	大字角沢 734-2
すてっぷハウス	B, 移	若葉町 2-2
JuJu・若葉	B	若葉町 9-53
ライムハウス（来夢家）	B, 移	十日町 2753-17
たんぼぼ作業所	B	堀端町 7-40
そら	生	大字鳥越 483-4
きずな	B, 生	若葉町 13-19

- 居住の場に関するサービス提供体制の充実

自立した生活を希望する方が、地域生活への移行に対応するために、地域における居住の場として、グループホームの整備等、サービス提供の充実を図ってきました。これらの成果もあって、新庄市内のグループホーム設置数は県内でも上位となっています。

今後は、障がいのある人のニーズに合わせて生活の場を選択できるよう、さらなる充実を図るとともに、安心安全な生活環境が整備されるよう働きかけていきます。

参考：新庄市内のグループホーム一覧 令和2年3月末時点

（凡例：包括/共同生活援助【包括型】、外部/共同生活援助【外部型】）

名称	サービス種類	所在地
グループホームピース第1ホーム	包括	下田町 6-6
グループホームピース第2ホーム	包括	大字松本 128-30
グループホームピース第3ホーム	包括	栄町 10-8
グループホームピース第4ホーム	包括	東谷地田町 17-2 2F
グループホームピース第5ホーム	包括	東谷地田町 17-2 1F
グループホームピース第6ホーム	包括	城南町 2-17
グループホームピース第7ホーム	包括	大町 8-13
グループホームピース第8ホーム	包括	宮内町 2-21
グループホームピース第9ホーム	包括	金沢1820-1 マルミツマンションMM21
グループホームピース第10ホーム	包括	五日町 1247-8
グループホームピース第11ホーム	包括	金沢1820-1 マルミツマンションMM21
グループホームピース第12ホーム	包括	金沢 2483
グループホームピース第13ホーム	包括	五日町 1250-16
グループホームピース第14ホーム	包括	五日町 1303-5
グループホームピース第15ホーム	包括	栄町 12-4

名称	サービス種類	所在地
グループホームピース第16ホーム	包括	金沢1820-1 マルミツマンションMM21
グループホームピース第17ホーム	包括	大字松本 264-10、264-46
グループホームピース第18ホーム	包括	金沢1820-1 マルミツマンションMM21
グループホームピース第19ホーム	包括	中道町 8-20
グループホームピース第20ホーム	包括	中道町 8-20
グループホームピース第21ホーム	包括	中道町 8-20
グループホームピース第22ホーム	包括	中道町 8-20
グループホームピース第23ホーム	包括	中道町 8-20
あじさい館（新庄）	包括	大町 2-59
グループホームくれよんはうす	包括	大字鳥越 483-4
グループホームあじさいの家	外部	大字福田 806
グループホームふぁーの木ホーム	外部	大字仁間 30-1
ポラリス（ポラリス）	外部	本町 6-11
ポラリス（つばさ）	外部	大町 3-34
ポラリス（すばる）	外部	沖の町 10-18
ポラリス（ジェミニ）	外部	本町 5-9
ポラリス（オリオン）	外部	若葉町 9-53
ポラリス（イーグル）	外部	万場町 2-14
グループホームあたしん家	外部	住吉町 1051-2
はやて	外部	大町 3-32

● 自立訓練等による地域生活移行支援体制の整備

現在、新庄市内および最上地域に自立訓練（生活訓練・機能訓練）サービスを提供している事業所はありません。しかしながら、入所施設や医療施設などに長期間入所・入院していた人が、グループホームなどでの共同生活に移行するには、その準備としてこれらのサービスを活用することが有効だとされています。

今後は、共同生活援助と合わせて、自立訓練サービスの整備促進および利用促進を図っていきます。

● 補装具・日常生活用具等の給付の充実

障がいの高度化にともなって、補装具や日常生活用具が必要な人が増加しています。そういった障がい者の日常生活を支援するため、給付品目の充実や制度の周知を図ります。



補装具費の給付状況<第2章再掲>

(単位:人、円)

年度	義肢	装具	補聴器	座位保持装置	車いす	その他	合計	金額
H29	4	7	16	3	23	2	55	8,266,528
H30	6	11	18	3	22	8	68	6,501,352
R1	3	18	16	4	19	3	63	6,061,759

軽度・中等度難聴児補聴器購入支援実施状況<第2章再掲>

(単位:件、円)

	年度	利用件数	金額
身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成する	H29	1	48,976
	H30	0	0
	R1	2	135,260

日常生活用具給付等事業実施状況<第2章再掲>

(単位:延月数、人、円)

	年度	ストーマ利用人数	その他(給付した用具名)利用人数	金額
身体障がい者に対して、ストーマ用装具などの日常生活用具を給付	H29	769	22(入浴補助用具、電気式たん吸引器等)	7,870,022
	H30	861	24(入浴補助用具、電気式たん吸引器等)	9,422,114
	R1	943	31(入浴補助用具、電気式たん吸引器等)	10,481,179

## 2. 経済的自立に向けた支援の充実

- 各種手当、給付等制度の周知と利用促進

障がいのある人の経済的自立を図る上で、所得補償は極めて重要な役割を果たしています。「障がい基礎年金」の制度や「特別障がい者手当」等の法に基づく手当のほか、心身障がい者扶養共済や在宅酸素療法者支援助成金、人工透析患者通院交通費助成金などの各種助成金について、障がいのある人が、制度を有効に活用ができるよう引き続き制度の周知を図っていきます。

### 3 安心・安全な生活環境の確保

近年頻発する大規模災害において、災害弱者である障がい者が安心して避難できる環境を作ることは非常に重要です。また、災害に備えるには、日頃からの心構えが必要であり、障がい者への防災知識の普及啓発を進めるとともに、防災への備えを意識しつづけることが必要です。

また、防犯については、障がいによって障がいの無い方よりも情報が得にくいなどの状況で様々な被害にあう例も多く、障がい者に対する防犯知識の普及と事故時の障がい者への援助について、知識の普及に努めることが必要です。

#### 1. 防災・防犯対策の推進

- 災害等における支援体制の整備

最上広域消防本部では、手話を必要とする方が、特定の様式で119番のファックスをすることにより救急・消防の通報ができる「119ファックス」を平成21年度より県内にさきがけて開始いたしました。

また、近年においては、スマートフォンなどの普及が進んでおり、フューチャーフォンを含めた携帯電話のウェブ画面上から通報し、チャットで状況のやり取りができるシステム「NET119」の運用を開始しています。これらの普及について、最上広域消防本部と連携して進めていきます。

また、「新庄市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、支援が必要な方の特定を行い、地域の方々との連携により避難行動要支援者名簿の作成・整備を推進します。

- 福祉避難所の拡充と体制整備

「新庄市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害等の緊急時における支援体制の拠点として障がい者の避難に対応した福祉避難所が設置されますが、その避難先までの移動手段などが課題となっています。

この解決のために、地域生活支援拠点の仕組みなどを活用し、緊急事態の支援体制と合わせて体制整備に努めます。

- 消費者トラブルの防止と防犯意識の啓発

消防、警察、防犯関係団体などとの連携を図り、協力しながら障がい者に対する防犯知識の普及対策を図っていきます。

2. バリアフリーの推進

● 公共施設等のバリアフリー化の推進

「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、多くの市民が利用する施設のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化に係る周知啓発を図ります。また、公園・道路などについて、障がい者用駐車場及びトイレの整備、公園内道路の舗装とバリアフリー化、歩道幅員確保を整備推進します。民間事業所等に関しては、「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を含めた合理的な配慮について周知啓発を進めます。

参考：市庁舎および生涯学習施設・体育施設のバリアフリー化の状況

施設名	ほじょ犬受入可	多目的トイレ	オストメイト対応	障がい者優先パーキング	ベビシート	ベビチェア	車いす対応エレベーター	聴覚情報
新庄市役所								
新庄市役所第2庁舎								
新庄市役所東庁舎								
ふるさと歴史センター								
新庄市民プラザ								
わくわく新庄								
新庄市民文化会館								
新庄市立図書館								
雪の里情報館								
山屋セミナーハウス								
新庄市立体育館								
新庄市民球場								
新庄市陸上競技場								

出展：山形県ユニバーサルデザイン施設情報やまがたバリアフリーMAP から抜粋追記

● 情報のバリアフリー化（音声・手話等）の推進

「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、市が発信する各種行政情報に関して、視覚障がい者に向けた新庄市公式ホームページの自動音声読み上げシステムの導入や、自動色調変換機能の導入など、ICT技術を活用した取り組みを推進するほか、視覚障がい者向けに実施している、声の広報発行事業に関しても引き続き実施していきます。

また、聴覚や音声機能、言語機能障がい者が、さまざまな場で円滑な意思疎通を図るために実施している、手話奉仕員派遣事業を継続して実施します。

併せて、手話人口の拡大を図るための研修事業のほか、学校教育や生涯学習活動を通して、手話に対する理解を深める取り組みを強化していきます。

新庄市が公的に放送するものや、広く市民に周知して実施するイベント、演劇等の文化的イベントなどにおいては、計画期間内に手話通訳者の配置や実施体制の整備を検討していきます。

現在の実施状況＜第2章再掲＞ 単位：人、円、者

年度	利用者数	金額	委託業者
<b>声の広報発行事業</b>			
重度の視覚障がい者で、同居の家族から市報、議会報等の情報を得ることが困難な方に、録音による市報及びお知らせ版、議会報を発行する（委託事業）			
H29	4	106,800	2
H30	4	106,800	2
R1	4	110,700	2

現在の実施状況＜第2章再掲＞ （単位：人、円）

年度	派遣人数	金額
<b>手話奉仕員派遣事業</b>		
聴覚、音声機能又は言語機能の障がい者が健常者との円滑な意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話奉仕員を派遣する（委託事業）		
H29	15	75,840
H30	16	75,840
R1	29	82,080

現在の実施状況＜第2章再掲＞ （単位：人、円）

年度	受講者数	金額
<b>手話奉仕員養成研修事業</b>		
手話人口の拡大と手話奉仕員の養成を図るため手話教室を開催する（委託事業）		
H29	17	100,000
H30	9	100,000
R1	13	100,000

● 住まいのバリアフリー化の推進

障がいのある人が、自宅で安全に居住できるよう、居宅におけるバリアフリーのための住宅改修に係る給付を継続して実施します。

現在の実施状況

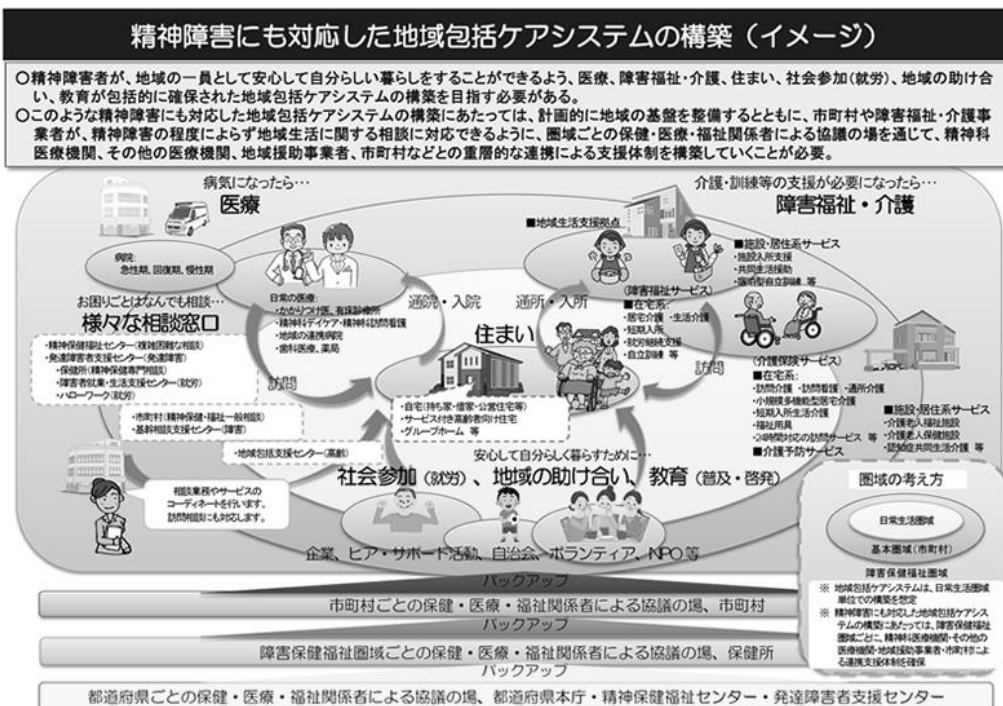
(単位：件、円)

居宅で生活している下肢・体幹・運動機能障がい等の身体障がい者が、バリアフリーのために住宅改修を行う場合、改修費費用のうち上限18万円まで助成します。	年度	件数	金額
	H29	3	460,779
	H30	0	0
	R1	4	585,878

3. 保健・医療サービスとの連携

● 精神医療に対応した地域包括ケアシステムの構築

最上地域自立支援協議会において、精神医療に対応した地域包括ケアシステムについて協議検討を実施していきます。



● 予防・早期発見体制の充実

障がいや、養育支援が必要なケースの早期発見のため、新庄市子育て世代包括支援センターの機能を活用し、妊産婦の健康相談や乳幼児に対する健康診査並び

に訪問指導等の適切な実施について推進を図ります。また、発育・発達に関する個別相談を継続実施します。支援が必要と判断したケースにおいては、支援計画を作成し、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を実施します。

また、中途障がいの大きな原因となる生活習慣病を予防するため、健康診査及び健康相談並びに訪問指導や各種健康教室の充実に努めます。その他、地域住民の疾病等の予防に関する理解を深めるため、食生活改善の指導講習会や「新庄かむてん健康マイレージ」の実施を通して、生活習慣改善のための普及啓発事業を展開します。

● 医療費の負担軽減制度の周知と利用の促進

更生医療、育成医療及び精神通院医療の自立支援医療制度、重度心身障がい児(者)医療等の各医療制度について、制度の周知と適切な利用の促進を図ります。

更生医療、育成医療、精神通院医療の状況 <第2章再掲> (単位：人、円)

	年度	支給決定者	金額	主な障がいの部位 (人数)
①更生医療 18歳以上の身体障がい者が手術などにより障がい除去又は軽減される場合にその負担を軽減する	H29	33	1,693,461	肢体体幹(6)、心臓(21)、じん臓(6)
	H30	52	4,003,478	肢体体幹(11)、心臓(33)、じん臓(8)
	RI	52	2,699,857	肢体体幹(12)、心臓(31)、じん臓(9)

	年度	支給決定者	金額	主な障がいの部位 (人数)
②育成医療 18歳未満の身体障がい者が手術などにより障がい除去又は軽減される場合にその負担を軽減する	H29	6	222,217	視覚(2)、音声等(2)、その他(2)
	H30	12	443,906	視覚(8)、音声等(2)、その他(2)
	RI	14	596,079	視覚(2)、心臓(6)、その他(6)

	年度	支給決定者	金額
③精神通院医療 精神障がい長期通院治療が必要な場合にその負担を軽減する	H29	356	事務経費のみ
	H30	379	事務経費のみ
	RI	397	事務経費のみ

## 4 早期療育と社会参加の推進

障がいのある人の社会参加を推進するためには、障がい者自身とその家族の地域社会への関わりや交流事業への参加などが近道であり、障がい者とその家族の主体的取組みとそれに対する支援が必要となります。また、障がい者が自立して生活していくためには、何よりも経済的な基盤が重要となりますが、障がい者の一般就労は、依然として厳しい状況に変わりはありません。

これらに関しては、様々な要因が考えられますが、いずれにしても移動手段の確保が大きな障壁となっているため、生活基盤としての整備と支援が重要です。

教育については、昨今、支援が必要な児童・生徒数が大幅に増加している現状であり、早期に必要な療育指導を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力が向上することを鑑みて、積極的な支援体制の整備を図ることが重要です。

また、保護者の子育て支援の観点からも、適切な障がい児通所支援が受けられる環境整備も必要となってきます。

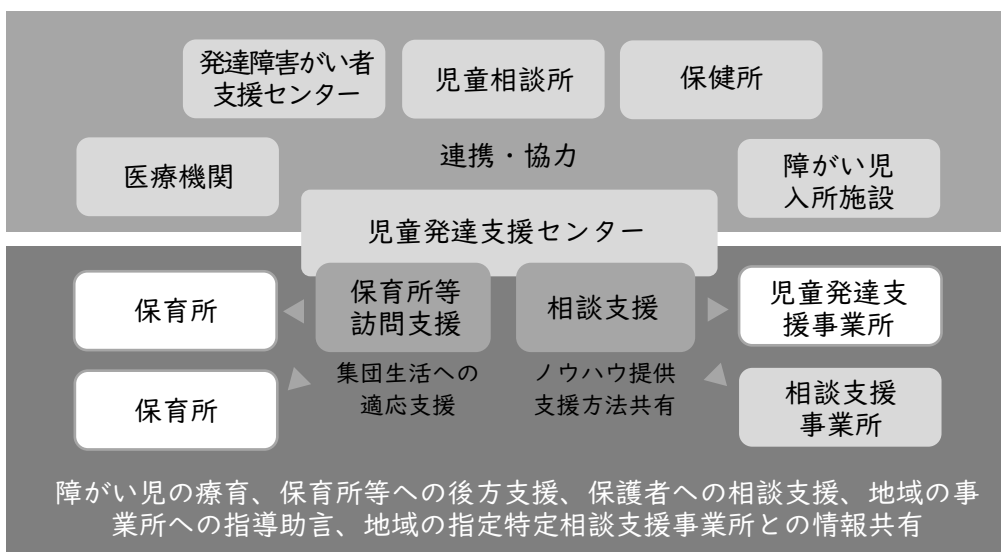
### 1. 教育・保育・療育の充実

- 児童発達支援センターの整備

新庄最上地域の障がい児支援の中核を担う機能として、児童発達支援センターの設置促進を図り、令和5年度末までに地域に1つ以上の設置を目指します。

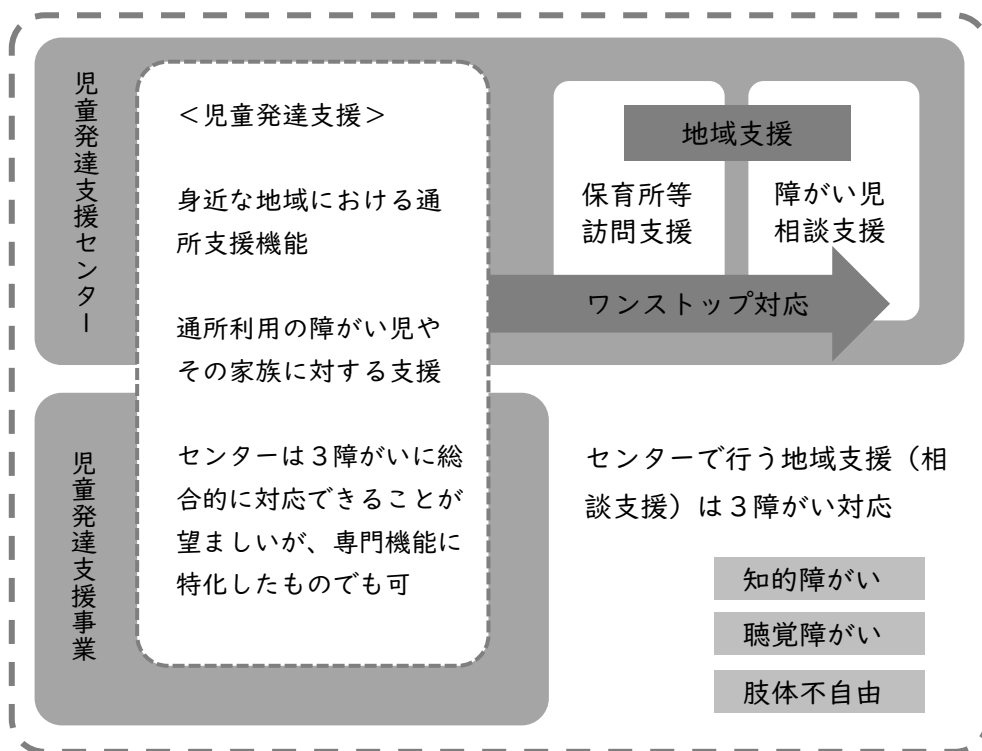
同時に、県と連携を図りながら、医療的なケアが必要な児童（医ケア児）の療育体制の確保も目指していきます。

参考：児童発達支援センターの概念図



参考：児童発達支援センターの機能概要

福祉型児童発達支援センターの例（医療機能を含むと、医療型児童発達支援センター）



● 早期療育のための体制整備

発達障がい等の特別な支援を必要とする児童に対する就学前からの早期支援等強化のため、養護教諭の資格を有する職員を配置し、訪問活動等、支援体制の拡充を図ります。また、新庄市子育て世代包括支援センターを核とした各種健診や保健師による赤ちゃん訪問事業との連携など、医療・保健・福祉が一体となった体制整備を図ります。

また、現在新庄最上地域にサービス提供事業所はありませんが、令和5年度末までに1か所以上、保育所等訪問事業の実施事業所を確保し、支援が必要な児童への療育体制を強化します。

参考：未就学児童等の早期療育のために実施している具体的な取り組み

- (1) 特別な支援を必要とする児童の状況について早期発見と早期療育を目的として、保育施設等への巡回訪問を実施
- ・ 公立保育所：月1～2回（年間14回）
  - ・ 民間立保育園：年間3回（7・11・2月）
  - ・ 幼稚園、認定こども園：年間2～3回（6・10・1月）
  - ・ 児童館、児童センター：年間2回



- ・ 新庄市地域子育て支援センター：栄養士と共に栄養子育て相談を実施

(2) 保護者への特別支援に関する情報の提供

特別な支援を必要とする児童の保護者のみならず、すべての保護者に発達障がい等についての理解を深めるため、毎月、市内保育施設に「保健だより」を配布しています。

(3) 保護者との面談

特別な支援を必要とする児童の保護者に対し、適切な支援体制を確立するため、保育施設等で行う保護者面談に参加し、専門的な視点から保護者と担当保育士等、両者の相互理解を深めるとともに、医療機関など必要な関係機関につないでいます。

(4) 関係各課との連携

特別な配慮を必要とする児童の情報を健康課や学校教育課など関係各課と共有化し、当該児童の発達段階に応じた適切な支援への連携強化と各担当者との相互理解を深めています。

(5) 「しんじょう生活サポートシート」の作成と活用

やまがたサポートファイルとは別に保護者の同意書付きでサポートシートを作成し、当該児童の支援体制の整備及び関係機関との連携や確実な引き継ぎに活用しています。

● 障がい児通所支援の拡大

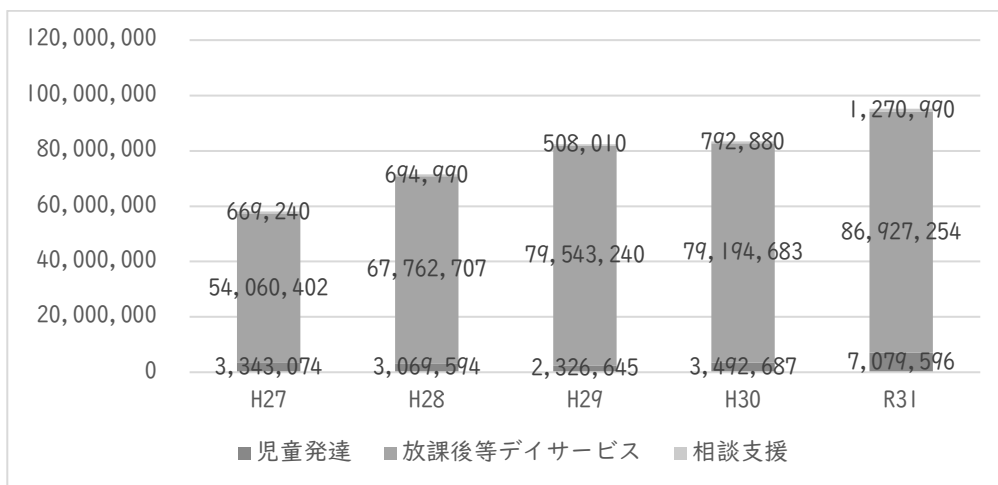
障がい児の通所給付費に関しては、平成27年から令和元年までの5年間で164%増と大幅に増加しています。全国的にも同様の傾向であり、少子化が進んでいる現状ではありますが、暫くは給付費の増加が続く見込みです。

現在、新庄市には下記の障がい児通所事業所が所在していますが、ほぼ定員上限に達している状況となっているため、早急に事業所の確保を図っていきます。

参考：新庄市内の障がい児通所支援事業所一覧 令和2年3月末時点

名称	サービス種類	所在地
キッズサポート ことばのつばさ	児, 放	若葉町 1-7
あおぞらはうす	児, 放	大字鳥越 483-4
くれよんはうす	放	金沢 1439-22
にじいろはうす	放	小田島町 2-35
アニマートしんじょう	放	大字鳥越字新町後 1003-4
デ イサービス オフハウスこんぺいとう	児, 放	住吉町 1-12
山形県立最上学園	短期入所	大字松本 55-1

参考：新庄市の障がい児通所給付費の推移（各年度決算額）



参考：障がい児通所給付サービス支給決定者数の推移（各年度4月1日時点）

サービス種類	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
児童発達支援	6	9	11	13	15	16
放課後等デイサービス	39	54	69	66	68	77
合計	45	63	80	79	83	93

## 2. 雇用・就労の促進

- 一般就労への移行促進

新庄最上地域の障がい者雇用率は高い水準を維持していますが、障がい者が望む職につけるよう、さらに雇用率を高めるために、最上障がい者就業・生活支援センターや新庄公共職業安定所等と連携を図りながら、関係機関・団体の雇用促進事業に協力していきます。また、市をはじめとする官公庁あるいは市内関係機関に対して、障がい者の雇用を働きかけていきます。

企業あるいは事業主の関心と理解を深めるため、知的障がい者職親支援事業など障がい者を雇用する場合の助成制度の周知、活用を図りながら、企業に対する情報提供や情報交換を進め、障がい者の雇用促進を目指します。

その他、就労移行支援や就労定着支援の支給決定により、一般就労への移行支援を推進します。

就労移行・定着支援の状況<第2章再掲>

(単位：件、円)

就労移行支援	年度	利用件数	金額
一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う	H29	171	28,715,062
	H30	131	16,368,530
	R1	94	10,699,600

就労定着支援(平成30年度新設)	年度	利用件数	金額
対面支援や、企業・関係機関との連絡調整などを通し、就労継続支援サービス等利用から一般就労へ移行した障がい者の生活面や就業面の支援を行う	H29	-	-
	H30	18	1,038,600
	R1	35	1,308,250

● 福祉的就労事業の充実

現在新庄市内には、一般就労が困難な障がい者の福祉的就労の場として、他地域に比べ多くの就労継続支援事業が存在しており、障がい者自身の選択の幅が増えてきました。今後は、就労継続B型事業所における工賃の増加などを目指し、事業所の収益拡大に協力していきます。

そのために、「障がい者優先調達推進法」に基づき、市として具体的な調達方針や実績を公表し、市が発注する物品購入や業務委託について障がい者施設の参入機会の拡大に努めます。また、多様な在宅福祉環境を維持するために、引き続き地域活動支援センターへの支援を推進していきます。

● 移動手段確保の支援

移動手段の確保は、障がい者のみならず、家族などを始めとした支援者にとっても、社会参加・就労・教育の様々な場面で重要な要素です。そこで、現在の移動手段確保事業の在り方を検討するとともに、助成額の引き上げを検討します。

移動手段確保事業の状況<第2章再掲>

(単位：枚、%、円)

①タクシー券の交付	年度	交付枚数 (人数)	使用枚数	使用率 (%)	金額
500円の助成券を年間20枚交付 ※平成29・30年度は620円の助成券を、身体1・2級、療育A、精神1級に15枚、身体3級の一部に12枚交付	H29	2,730 (186)	1,720	63	1,066,400
	H30	2,901 (198)	1,937	68	1,200,940
	R1	3,880 (194)	2,576	67	1,288,000

<b>②移送サービス券の交付</b> 1,000円の助成券を身体1・2級に24枚交付 ※平成29年度は2,000円の助成券を年間12枚交付、平成30年度からは、1,000円の助成券を24枚交付	年度	交付枚数 (人数)	使用枚数	使用率 (%)	金額
	H29	384 (32)	201	52	402,000
	H30	600 (25)	330	55	330,000
	R1	528 (22)	246	47	246,000
<b>③給油券の交付</b> 500円の助成券を年間8枚交付 ※平成29・30年度は330円の助成券を年間12枚交付	年度	交付枚数 (人数)	使用枚数	使用率 (%)	金額
	H29	864 (72)	840	97	277,200
	H30	756 (63)	753	99	248,490
	R1	640 (80)	618	97	309,000

### 3. 社会参加の機会の拡大

- スポーツ、文化活動等の振興

新庄市身体障がい者福祉協会と連携し、スポーツ教室・文化活動に関する事業を継続して実施します。合わせて、障がい者が参加する各種スポーツ大会、レクリエーション教室、文化芸術講座、作品展を支援するなど、スポーツ・文化活動の普及を図ります。

その他、スポーツ及び文化芸術活動を積極的に推進し、障がい者の生きがいを高めるとともに、自己表現や能力の開発及び社会参加を通じた生活の質を向上に努める事業を支援します。

スポーツ、文化活動等の振興の状況<第2章再掲>

(単位：人、円)

<b>障がい者スポーツ教室開催事業</b> 障がい者が種々の軽スポーツを親しみ、広く交流を深めるため、スポーツ教室を開催(委託事業)	年度	参加者数	金額
	H29	152	90,000
	H30	137	90,000
	R1	121	90,000

(単位：人、円)

<b>障がい者文化・芸術講座開催事業</b> 障がい者が楽しみながら行える文化・芸術等に係る講座を開催(委託事業)	年度	参加者数	金額
	H29	59	90,000
	H30	40	90,000
	R1	67	90,000

- 社会参加を支援する情報通信システムの普及

スマートフォンやタブレット端末などの普及に合わせて、防災・災害情報や防犯に関する情報など、インターネットを介して提供される各種情報に関して、周知と利用促進を行います。また、日常生活用具で支給可能なものについて、現状に即したものにできるように見直すとともに、積極的な活用を図っていきます。

視覚障がい者に対しては、図書館にある点字プリンターや図書読み取り機、音声録音機、音声パソコン等の活用を、図書館職員の協力のもと継続的に支援していくとともに、上記のとおり、日常生活用具の活用を図っていきます。

## 5 支援ネットワークの構築

具体的な施策として、様々な障がい福祉サービスを展開したとしても、それが必要な人に届かなければ意味を成しません。障がいのある人の相談機関としては、市役所のほか、新庄市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者相談員などがありますが、高度多様化しているニーズに対応していくためには、従来の在り方から、更に障がい者に寄り添った相談支援が必要となってきます。

そのためには、地域の福祉人材の確保と育成が重要であり、行政と関係機関が一体となって体系的にこれらを支援していく仕組みを構築していくことが必要です。

また、「親なき後の問題」など、少子高齢化による障がい者と保護者の不安を取り除くために、地域全体として体制整備を行っていく必要があります。

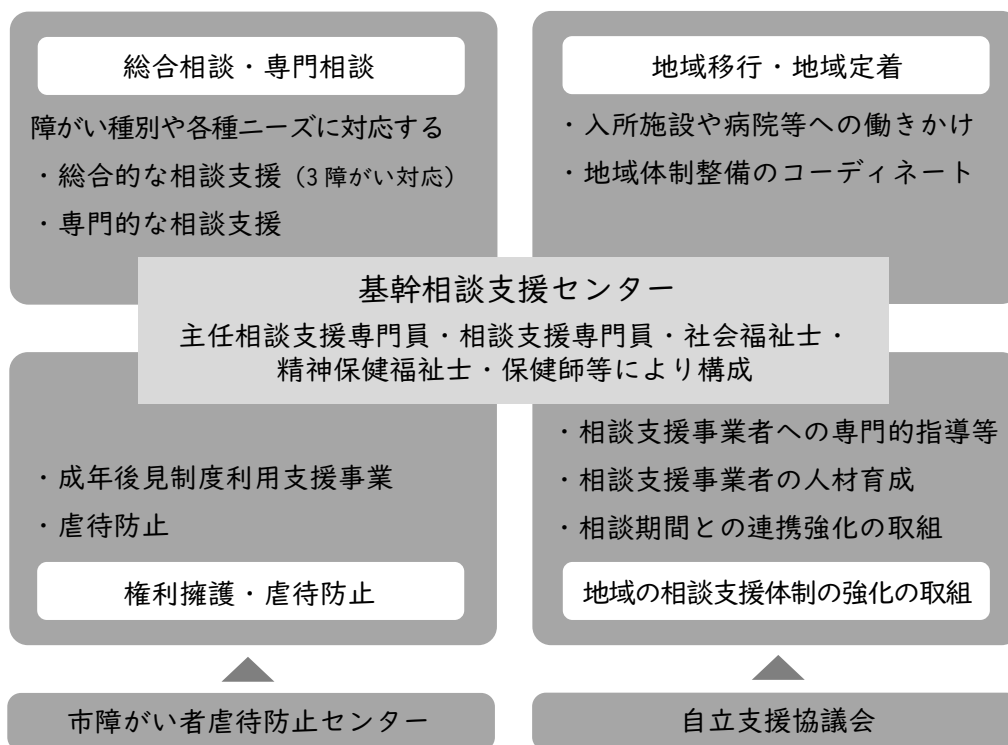
### 1. 相談・情報提供体制の充実

- 基幹相談支援センターの設置

相談支援事業に関しては、全国的に人材不足であり、障がい福祉サービス利用者が増加するにつれ、相談支援専門員一人当たりが抱えるケース数が急増している状況です。このままでは、円滑な計画相談が行えないなど、体制整備が急務となっています。

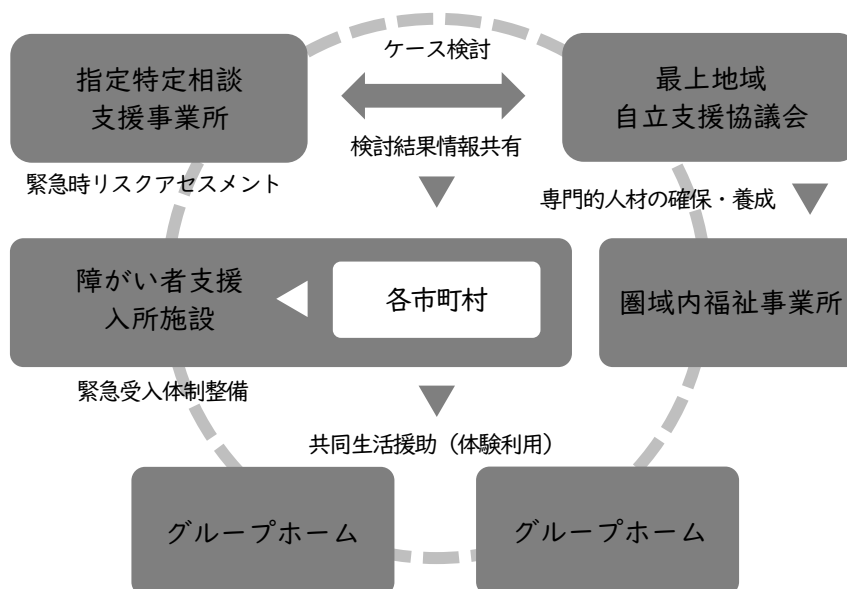
そこで、専門的な人員を配置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する地域の中核となる機関として、令和5年度末までに基幹相談支援センターを設置します。

参考：基幹相談支援センターの概要



- 地域の相談支援事業者の人材育成  
基幹相談支援センター設置後は、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を委託することとし、人材育成の支援に取り組みます。  
また、新庄市指定特定相談支援事業所の現状を鑑みて、一般相談支援の負担増が業務遂行の妨げとなっていることから、相談支援業務委託の在り方を今一度検討し、支援体制を強化します。
- 緊急時連携体制の整備  
令和2年度に設置した、地域生活支援拠点「MOGAMI 障がい児者支援ネットワーク」において、緊急時対応が必要な障がい者に関する関係機関の情報共有および、地域全体での受け入れ態勢の整備を継続して行います。  
災害時要援護者支援プランと合わせて、よりきめ細やかな対応が可能な仕組みを整備し、体制に関して年1回以上の検証・検討を実施します。

参考：地域生活支援拠点「MOGAMI 障がい児者支援ネットワーク」の概要



## 2. 最上地区自立支援協議会との連携

- 最上地区自立支援協議会における支援体制強化
 

保健、医療、教育、就労、福祉などの関係機関が、障がい者への支援について協議する最上地区自立支援協議会を通して、事業者、障がい者団体及び行政との連携強化を図ります。

その他、最上地区自立支援協議会相談支援専門部会において、参加機関の情報を共有することで相談支援に関する知識や技術の向上を図ります。また、困難ケースについては、最上地区自立支援協議会の個別支援会議により、個別の支援体制を確立し支援します。
- 圏域全体での情報発信の強化
 

障がい福祉サービスが広域化している現状において、圏域内の福祉資源を効果的に活用していくためには、自治体の枠にとらわれず地域全体としての情報発信が重要となってきます。

各自治体の障がい福祉施策に関する情報発信などについては、それぞれに広報紙やホームページ、ガイドブック等で発信していくとともに、最上地域全体としての利用者および事業者への情報発信について、連携して取り組みます。
- 圏域での取り組みの強化
 

地域生活支援拠点の他、精神医療に対応した地域包括ケアシステムの構築、基

幹相談支援センターの設置、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援事業所の確保など、最上地区自立支援協議会を協議の場とし、最上地域全体で連携して取り組みます。



第6期新庄市障がい福祉計画・第2期新庄市障がい児福祉計画

## 第5章 成果目標と障がい福祉サービス見込量等

## 障がい福祉計画と障がい児福祉計画

障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、共に障がい福祉サービス体制の確保とそれに関する業務の円滑な実施について定める計画であることから、この2つの計画を一体のものとして策定します。

参考：障がい者総合支援法及び児童福祉法による障がい福祉サービス一覧

障がい者総合支援法によるサービス等					
障がい者福祉サービス（自立支援給付）					
<table border="1"> <tr> <th>訪問系サービス</th> </tr> <tr> <td>                     (1) 居宅介護                      (2) 重度訪問支援                      (3) 同行援護                      (4) 行動援護                      (5) 重度障がい者等包括支援                 </td> </tr> </table>	訪問系サービス	(1) 居宅介護 (2) 重度訪問支援 (3) 同行援護 (4) 行動援護 (5) 重度障がい者等包括支援	<table border="1"> <tr> <th>居住系サービス</th> </tr> <tr> <td>                     (1) 自立生活援助                      (2) 共同生活援助                      (3) 施設入所支援                 </td> </tr> </table>	居住系サービス	(1) 自立生活援助 (2) 共同生活援助 (3) 施設入所支援
訪問系サービス					
(1) 居宅介護 (2) 重度訪問支援 (3) 同行援護 (4) 行動援護 (5) 重度障がい者等包括支援					
居住系サービス					
(1) 自立生活援助 (2) 共同生活援助 (3) 施設入所支援					
<table border="1"> <tr> <th>日中活動系サービス</th> </tr> <tr> <td>                     (1) 生活介護                      (2) 自立訓練                      (3) 就労移行支援                      (4) 就労継続支援A型                      (5) 就労継続支援B型                      (6) 就労定着支援                      (7) 療養介護                      (8) 短期入所                 </td> </tr> </table>	日中活動系サービス	(1) 生活介護 (2) 自立訓練 (3) 就労移行支援 (4) 就労継続支援A型 (5) 就労継続支援B型 (6) 就労定着支援 (7) 療養介護 (8) 短期入所	<table border="1"> <tr> <th>相談支援</th> </tr> <tr> <td>                     (1) 計画相談支援                      (2) 地域移行支援                      (3) 地域定着支援                 </td> </tr> </table>	相談支援	(1) 計画相談支援 (2) 地域移行支援 (3) 地域定着支援
日中活動系サービス					
(1) 生活介護 (2) 自立訓練 (3) 就労移行支援 (4) 就労継続支援A型 (5) 就労継続支援B型 (6) 就労定着支援 (7) 療養介護 (8) 短期入所					
相談支援					
(1) 計画相談支援 (2) 地域移行支援 (3) 地域定着支援					
	<table border="1"> <tr> <th>自立支援医療</th> </tr> <tr> <td>                     (1) 更生医療                      (2) 育成医療                      (3) 精神通院医療                 </td> </tr> </table>	自立支援医療	(1) 更生医療 (2) 育成医療 (3) 精神通院医療		
自立支援医療					
(1) 更生医療 (2) 育成医療 (3) 精神通院医療					
	<table border="1"> <tr> <th>補装具の支給・貸与</th> </tr> </table>	補装具の支給・貸与			
補装具の支給・貸与					
<table border="1"> <tr> <th>地域生活支援事業</th> </tr> <tr> <td>                     相談支援事業                      意思疎通支援事業                      日常生活用具給付事業                      成年後見人制度利用支援事業                 </td> </tr> </table>		地域生活支援事業	相談支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付事業 成年後見人制度利用支援事業		
地域生活支援事業					
相談支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付事業 成年後見人制度利用支援事業					
<table border="1"> <tr> <th>移動支援事業</th> </tr> <tr> <td>                     地域生活支援センター事業                      福祉ホーム事業                      日中一時支援事業など                 </td> </tr> </table>		移動支援事業	地域生活支援センター事業 福祉ホーム事業 日中一時支援事業など		
移動支援事業					
地域生活支援センター事業 福祉ホーム事業 日中一時支援事業など					
児童福祉法によるサービス等					
<table border="1"> <tr> <th>通所系サービス</th> </tr> <tr> <td>                     (1) 児童発達支援                      (2) 医療型児童発達支援                      (3) 放課後等                      (4) 居宅訪問型児童発達支援                      (5) 保育所等訪問支援                 </td> </tr> </table>	通所系サービス	(1) 児童発達支援 (2) 医療型児童発達支援 (3) 放課後等 (4) 居宅訪問型児童発達支援 (5) 保育所等訪問支援	<table border="1"> <tr> <th>相談支援</th> </tr> <tr> <td>                     (1) 障がい児相談支援                 </td> </tr> </table>	相談支援	(1) 障がい児相談支援
通所系サービス					
(1) 児童発達支援 (2) 医療型児童発達支援 (3) 放課後等 (4) 居宅訪問型児童発達支援 (5) 保育所等訪問支援					
相談支援					
(1) 障がい児相談支援					
	<table border="1"> <tr> <th>入所系サービス（県が実施）</th> </tr> <tr> <td>                     (1) 福祉型障がい児入所支援                      (2) 医療型障がい児入所支援                 </td> </tr> </table>	入所系サービス（県が実施）	(1) 福祉型障がい児入所支援 (2) 医療型障がい児入所支援		
入所系サービス（県が実施）					
(1) 福祉型障がい児入所支援 (2) 医療型障がい児入所支援					

## 2 計画の成果目標

この計画では、障がい者計画の施策を実現するにあたり、障がいのある方の自立支援や地域生活への移行、また地域における障がいのある児童の支援体制の構築などを進めるため、国の指針にもとづき次の点を成果目標として設定し、その目標を達成するため必要な活動指標を計画に見込みながら取り組みを進めます。

### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点で福祉施設に入所している人のうち、令和5年度末までに6人が地域生活に移行することを目指すとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を3人減少させることを目指します。また、障がい者の高度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制の整備を目指します。

### 2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点については、当市はもとより最上地域全体の状況も踏まえながら、複数の機関が分担して機能を担う体制（いわゆる面的な体制）を確保しつつ、最上地区自立支援協議会において年1回以上運用状況を検証及び検討します。

### 3. 福祉施設から一般就労への移行

令和5年度中に就労継続支援A型から一般就労に移行する人の数を4人、就労継続支援B型から5人の合計9人を目指すとともに、就労移行支援事業の利用者のうち一般就労へ移行する人の数を3人とすることを目指します。

あわせて、就労定着支援事業の利用者を7人とし、支援を開始した時点から1年後の職場定着率を7割とすることを目指します。

### 4. 障がい児支援の提供体制の整備等

国は、障がいのある児童への重層的な地域支援体制を構築するための児童発達支援センターや、保育所等訪問支援事業の実施、主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所について、令和5年度末までに各市町村又は各地域に最低1カ所確保することを指

針に掲げています。本市もこれを目指し、関係機関との協議の場を令和3年度までに設置します。

また、圏域全体で医療的ケア児のコーディネーターを養成するとともに、健康・福祉・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関が連携を図れるよう協議の場を設置します。

## 5. 相談支援体制の充実強化

総合的・専門的な相談支援の実施および、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言等による人材育成を行える体制を整備するため、令和5年度までに、基幹相談支援センターの設置を目指すこととし、最上地域全体の状況も踏まえながら、関係機関の協議の場を令和3年度までに設置します。

### 3 障がい福祉サービスの必要量の見込

成果目標の達成にあたり、その活動指標として、各種サービス等の必要量を次のように見込むものとします。必要量は、成果目標に掲げる項目の内容や、新庄市の現在の状況などを踏まえて算出しています。

実績値は年間値または年間値から算出した平均値ですが、令和2年度は令和2年4月から令和3年1月までの数値をもとにしています。

#### 1. 訪問系サービス

訪問系サービスに関しては、一部最上郡内においてサービス提供事業所がないものもありますが、近年の状況および、地域移行促進のため、全体的に増加を見込んでいます。

(1) 居宅介護 … ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、洗濯や掃除といった家事の援助などを行います。

居宅介護		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計画	480時間 (40人)	516時間 (43人)	540時間 (45人)	505時間 (36人)	566時間 (38人)	634時間 (40人)
	実績	362時間 (33人)	379時間 (36人)	451時間 (34人)			

前計画における見込数値よりも少ない実績値となっていますが、年平均6%程度の増加傾向にあるため、令和3年度以降も同様の伸び率を見込みます。

(2) 重度訪問介護 … 重度の障がいにより常に介護を必要とする方が対象です。ヘルパーが自宅訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、家事の援助のほか、外出する際の移動中の介護も総合的に行います。

重度訪問介護		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計画	645時間 (5人)	774時間 (6人)	903時間 (7人)	710時間 (7人)	710時間 (7人)	811時間 (8人)
	実績	631時間 (6人)	580時間 (6人)	609時間 (6人)			

前計画では増加を見込んでいましたが、実績値は減少傾向にあります。しかしながら、障がいの高度化に合わせて、支給決定者の増加が見込まれるため、段階的な支給量の増加を見込んでいます。

(3) 同行援護 … 視覚障がいにより移動が著しく困難な方が対象です。外出に付き添い、情報提供や移動中の援護などを行います。

同行援護		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計画	42時間 (7人)	48時間 (8人)	54時間 (9人)	36時間 (7人)	36時間 (7人)	42時間 (8人)
	実績	29時間 (6人)	35時間 (6人)	31時間 (6人)			

前計画における見込数値よりも少ない実績値となっていますが、今後、高齢化に伴う支給決定者数の増加を見込んでいるため、段階的な支給量の増加を見込んでいます。

(4) 行動援護 … 知的障がいや精神障がいにより常時介護が必要な方が対象で、行動時の危険を避けるための援護や、外出時に必要な援助などを行います。

行動援護		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計画	36時間 (1人)	36時間 (1人)	72時間 (2人)	36時間 (1人)	72時間 (2人)	108時間 (3人)
	実績	0時間 (0人)	0時間 (0人)	0時間 (0人)			

現在、支給決定および利用実績はありませんが、今後、地域移行の促進に伴って増加が見込まれるため、年1人の増加と1人当たり36時間/月の増加を見込みます。

(5) 重度障がい者等包括支援 … 障がい支援区分6、かつ意思疎通が困難な方が対象で、居宅介護や共同生活介護、就労継続支援などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

重度障がい者等包括支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計画	400時間 (1人)	400時間 (1人)	400時間 (1人)	400時間 (1人)	400時間 (1人)	400時間 (1人)
	実績	0時間 (0人)	0時間 (0人)	0時間 (0人)			

現在、最上地域においてサービス提供事業所はありませんが、障がいの重度化に対応していく必要があるため、前計画同様に年間1人の支給決定を見込みます。

## 2. 日中活動系サービス

日中活動における支援は、自立した生活と地域生活への移行に向けて非常に重要な意味を持ちます。新庄市の現状においても、全体として増加傾向となっていますが、今後も引き続き増加を見込んでいます。

(1) 生活介護 … 障がい支援区分3（施設入所者は4）以上の方が対象で、障がい者支援施設などにおいて、主として日中、日常生活上の支援や、身体機能・生活能力の維持向上に向けた支援を行います。

生活介護		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	2,000日 (100人)	2,060日 (103人)	2,100日 (105人)	1,975日 (103人)	2,000日 (104人)	2,025日 (105人)
	実績	1,882日 (99人)	1,895日 (100人)	1,949日 (102人)			

前計画における見込数値よりも少ない実績値となっており、微増傾向であるため、引き続き同程度の増加を見込んでいます。

(2) 自立訓練（機能訓練） … 身体障がいのある方のうち、入所施設や病院などを出て地域で自立した生活を行う上で一定の支援が必要な方が対象です。身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、家事等の訓練などを通じて、地域生活を営む力の向上を支援します。

自立訓練（機能訓練）		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	22日 (1人)	22日 (1人)	22日 (1人)	22日 (1人)	22日 (1人)	44日 (2人)
	実績	0日 (0人)	0日 (0人)	0日 (0人)			

現在、最上地域においてサービス提供事業所がないため、支給決定および利用実績はありませんが、地域移行促進のために令和5年度末までに2名の支給決定を見込みます。

(3) 自立訓練（生活訓練） … 知的または精神障がいのある方のうち、入所施設や病院などを出て地域で自立した生活を行う上で一定の支援が必要な方が対象です。食事や家事等、日常生活の能力向上に必要な訓練などを通じて、地域生活を営む力の向上を支援します。また、居住の場を提供しながら実施する宿泊型自立訓練もあります。

自立訓練（生活訓練）		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	22日 (1人)	22日 (1人)	22日 (1人)	44日 (2人)	66日 (3人)	88日 (4人)
	実績	0日 (0人)	23日 (1人)	26日 (2人)			

現在、最上地域においてサービス提供事業所はありませんが、令和2年度は、2名支給決定者がおり、他地域の事業所を利用しています。今後も引き続き、地域移行促進のために令和5年度末までに2名の増加を見込みます。

(4) 就労移行支援 … 一般就労などを希望する65歳未満の方が対象で、就労に必要な知識や能力の向上、企業における実習、その人にあった職場探しや就労後の職場定着の支援を行います。

就労移行支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	330日 (30人)	385日 (35人)	440日 (40人)	150日 (15人)	150日 (15人)	160日 (16人)
	実績	196日 (21人)	144日 (14人)	164日 (13人)			

前計画における見込数値よりも大幅に少ない実績値となっており、さまざまな課題が浮き彫りとなっています。障がい者計画の施策と連動し、成果目標の達成を目指します。

(5) 就労継続支援A型 … 一般企業等での就労が困難な方のうち、原則として適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場の提供とともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援A型		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	2,142日 (119人)	2,160日 (120人)	2,196日 (122人)	1,545日 (79人)	1,499日 (77人)	1,454日 (75人)
	実績	1,821日 (110人)	1,715日 (94人)	1,626日 (83人)			

近年、就労移行支援B型等へ移行する方が多い状況にあり、前計画における見込数値とは逆に大幅な減少傾向にありました。他のサービスへの移行がある程度落ち着くことが予測されるため、微減を見込んでいます。

(6) 就労継続支援B型 … 一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	1,615日 (95人)	1,632日 (95人)	1,666日 (98人)	2,191日 (132人)	2,300日 (139人)	2,369日 (143人)
	実績	1,623日 (105人)	1,812日 (116人)	2,048日 (124人)			

前計画における見込数値よりも大幅な増となっています。原因として、上記のとおり就労



継続支援A型からの移行などがありますが、ある程度落ち着くことが予測されるため、増加傾向はゆるやかになると見込んでいます。

(7) 就労定着支援 … 就労移行支援等を利用して一般就労した方に関し、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整など課題解決に向けた必要な支援を行います。

就労定着支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間利用者数	計画	1人	2人	3人	4人	5人	7人
	実績	4人	4人	2人			

前計画における見込数値よりも高い水準でしたが、近年減少傾向にあります。今後は、障がい者計画の施策と連動し、成果目標の達成を目指します。

### 3. 居住系サービス

入所施設からの地域移行促進のために、共同生活援助や在宅支援からの短期入所の増加などを見込んでいます。国が示す成果目標の達成を目指しますが、依然として施設入所に関するニーズが高い状況にあるため、障がい者計画の施策も踏まえた取り組みが必要です。

(1) 自立生活援助 … 入所施設や病院、グループホームなどを出てから一人暮らしを希望する方などが対象で、定期的な自宅訪問を通して、日常生活上の課題がないか、地域住民との関係は良好かなどを確認し、助言や関係機関との連絡調整を行います。

自立生活援助		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間利用者数	計画	1人	2人	3人	1人	2人	3人 (1人)
	実績	0人	0人	0人			

現在、最上地域においてサービス提供事業所はありませんが、住み慣れた地域で過ごすことを希望する人が多いため、支給決定者数の増加を見込みます。

※ ( ) 内の人数は、精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に向けた見込み量のうち、精神障がい者の内数です。

(2) 共同生活援助 … 共同生活を行う住居で、相談や、入浴、排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。

共同生活援助		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間利用者数	計画	70人	72人	75人	84人 (34人)	86人 (34人)	88人 (35人)
	実績	75人	82人	77人			

前計画における見込数値よりも高い水準にありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年度は減少傾向にあります。今後は、障がい者計画の施策と連動し、成果目標の達成を目指します。

※ ( ) 内の人数は、精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に向けた見込み量のうち、精神障がい者の内数です。

(3) 施設入所支援 … 原則支援区分4以上の方が対象で、施設に入所し、主として夜間、入浴や排せつ、食事の介助など、日常生活上の支援を行います。

施設入所支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間利用者数	計画	69人	68人	67人	69人	66人	63人
	実績	68人	66人	70人			

前計画において、国の基本指針に基づき減少を見込んでいましたが、現状では増加傾向にあります。今回改訂された基本指針においては、前計画で達成できなかった数値を足して見込むことが規定されているため、成果目標で定めたとおり、令和元年度末比較で3名の減少を見込みます。

(4) 療養介護 … 長期入院による医学的管理と常時介護が必要な方が対象です。入院による医学的管理のもと、食事、入浴などの介護や、機能訓練などを行います。

療養介護		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間利用者数	計画	9人	10人	10人	8人	9人	9人
	実績	9人	8人	8人			

前計画における見込数値とほぼ同等の水準にあり、今後も大きな変化は見込んでいません。

(5) 短期入所 … 家庭で介護する方が病気などのため、障がい者支援施設などへの短期間の入所が必要な方が対象です。入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活の支援を行います。

短期入所		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	24日 (6人)	28日 (7人)	32日 (8人)	70日 (15人)	82日 (17人)	94日 (19人)
	実績	64日 (11人)	65日 (15人)	44日 (7人)			

障がい児の利用が増えたことで、前計画における見込数値と比較して大幅に増加しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で利用減となっていますが、医療的なケアが必要な障がい児が増えている現状を踏まえて、引き続き増加を見込んでいます。

#### 4. 相談系サービス

前段の各種サービスの増加量を踏まえて、計画相談支援の見込み数等を設定します。

(1) 計画相談支援 … 障がい福祉サービスを利用する際に、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用の意向等を勘案し、「サービス等利用計画案」の作成やモニタリングを行います

計画相談支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用人数の合計	計画	39人	40人	40人	57人	61人	65人
	実績	40人	40人	53人			

計画相談支援に関しては、請求ベースで実績を積算しているため、実態とあっていない部分が見受けられます。この状況を改善しながら、今後に関しては、サービス量の増加に伴う支給決定者数の増加に合わせ、継続的な増加を見込んでいます。

(2) 地域移行支援 … 障がい者支援施設などを退所して地域生活を行う場合、必要な相談支援を行います。

地域移行支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用人数の合計	計画	1人	2人	3人	1人	2人	3人 (1人)
	実績	0人	0人	0人			

現在、支給決定および利用実績はありませんが、今後、地域移行の促進に伴って増加が見

込まれるため、段階的な増加を見込んでいます。

※（）内の人数は、精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に向けた見込み量のうち、精神障がい者の内数です。

（3）地域定着支援 … 居宅で単身生活をしている方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や訪問などの支援を行います。

地域定着支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの 利用人数の合計	計画	1人	2人	3人	2人	4人 (1人)	6人 (2人)
	実績	0人	0人	0人			

現在、支給決定および利用実績はありませんが、今後、地域生活支援拠点の機能整備が進んできた際には、地域定着支援による支給決定とあわせて対応を行うことが想定されるため、段階的な増加を見込んでいます。

※（）内の人数は、精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に向けた見込み量のうち、精神障がい者の内数です。

## 5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

障がい者計画において示したとおり、最上地域自立支援協議会を中心として、協議の場を設置します。また、令和5年度に改築移転される山形県立新庄病院とも連携した体制整備を目指します。

協議の場に関する具体的な回数の見込については、以下を想定しています。

	単位	元年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	
開催回数	回	0	1	1	4	4	
参加者数	人	0	24	24	22	25	
	保健	人			8	8	
	医療（精神科）	人		1	1	1	2
	医療（精神科以外）	人					2
	福祉	人		18	18	10	10
	介護	人				2	2
	当事者	人					

	家族	人					
	その他	人		5	5	1	1
目標設定及び評価の実施		回	0	1	1	1	1

## 6. 障がい児支援体制

障がい児に関する通所給付に関しては、年々増加しており、少子化が進んではいるものの、今後も暫くは同様な状況が続くことが予測されています。その為、全体的にサービス量は増加を見込んでいます。

(1) 児童発達支援 … 障がいのある就学前児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

児童発達支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	56日 (14人)	60日 (15人)	64日 (16人)	65日 (24人)	72日 (27人)	292日 (37人)
	実績	29日 (12人)	53日 (17人)	44日 (21人)			

年間利用者数は増加していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用控えがあり利用日数は減少しています。令和5年度に児童発達支援センターの設置を目指しており、それに応じたサービス量の増加を見込んでいます。

(2) 放課後等デイサービス … 就学中の障がいのある児童について、放課後や夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

放課後等デイサービス		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	660日 (60人)	693日 (63人)	715日 (65人)	874日 (86人)	918日 (90人)	963日 (95人)
	実績	746日 (63人)	793日 (75人)	677日 (71人)			

児童発達支援同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度のみ減少していますが、前計画の見込を超えて増加傾向にあります。今後も引き続き増加を見込んでいます。

(3) 保育所等訪問支援 … 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校など、児童が集団生活を行う施設に通う障がいのある児童が対象で、その施設を訪問して専門的な支援を行います。

保育所等訪問支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	2日 (1人)	2日 (1人)	4日 (2人)	2日 (1人)	34日 (17人)	60日 (30人)
	実績	0日 (0人)	0日 (0人)	0日 (0人)			

現在のところ、新庄最上地域にサービス提供事業所はありません。しかしながら、児童発達支援センターの設置後には、同センター併設事業所によるサービス提供が行われるため、支給量の増加を見込んでいます。

(4) 医療型児童発達支援 … 障がいのある児童を通所させて、障がいに応じた治療と併せて、日常生活の基本的動作の指導や、知識・技能の付与等の訓練を行います。

医療型児童発達支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	8日 (2人)	8日 (2人)	8日 (2人)	8日 (2人)	8日 (2人)	8日 (2人)
	実績	0日 (0人)	0日 (0人)	0日 (0人)			

現在のところ、新庄最上地域にサービス提供事業所はありません。今後、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、前計画同様に2人の利用を見込みます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援 … 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスに通うことが困難な児童に対して、支援員が自宅を訪問して発達支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計画	4日 (2人)	4日 (2人)	4日 (2人)	8日 (2人)	8日 (2人)	8日 (2人)
	実績	0日 (0人)	0日 (0人)	0日 (0人)			

現在のところ、新庄最上地域にサービス提供事業所はありません。医療型児童発達支援同様に、今後、医療的ケアが必要で通所することが出来ない児童が増えることが予測されるため、前計画同様に2人の利用を見込みます。

(6)障がい児相談支援 … 障がい児通所支援を利用する際に、障がいのある児童の心身の状況や環境、本人又は保護者の利用に関する意向等を勘察し、障がい児支援利用計画案の作成やモニタリングを行います。

障がい児相談支援		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1ヶ月あたりの利用人数の合計	計画	4人	5人	5人	8人	10人	16人
	実績	4人	5人	9人			

前計画の見込数値を超える実績となっており、支給決定者の増加とあわせて、今後も引き続き増加を見込んでいます。

## 7. 医療的ケア児等コーディネーター配置人数

現在新庄市内では2名の医療的ケア児等コーディネーターがおりますが、県と連携しながら積極的な育成を図ることで、今後も引き続き最低2名の配置状況を維持します。

## 8. 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置後は、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを実施していくこととなります。令和5年度中の設置を目指しており、それに伴って地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数は年間12回、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を年間4件、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数に関しても年間4回を見込んでいます。

## 9. 発達障がい者等に対する支援体制

平成28年度に発達障がい者支援法が改正され、発達障がい者の家族が地域から孤立し、その結果児童虐待につながってしまうことがないように、都道府県および市町村は発達障がい者の家族とその関係者に対し支援をするよう努めることとなりました。地域全体で障がいのある児童を支援することが求められ、児童にとって一番そばにいる支援者である保護者への支援の充実が望まれています。

このような状況において、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせるペアレント・プログラムの実施が有効であると考えられています。本市においては、ペアレント・プログラムを年間6回開催しており、子育てに難しさを感じている保護者及び保育士等支援者が年間20人受講しており、引き続き同様のプログラムで実施を予定しています。

また、毎月1回新庄市地域子育て支援センターにおいて子育て・栄養相談を実施しており、令和元年度78件の面談等を行っています。今後も引き続き同様の体制で実施を予定しています。

## 10. 地域生活支援事業の実施

障がい者総合支援法第77条では地方自治体が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で実施できる「地域生活支援事業」が定められています。本市では下記の事業を実施しており、次の通り事業実施を見込んでいますが、地域生活支援事業に対する国の支援の変化も考慮し、適切な財源確保と効果的な事業実施について随時検討していきます。

### ① 理解促進研修・啓発事業

障がいに対する正しい理解を促すための事業を実施します。

### ② 自発的活動支援事業

障がい者等が地域において自発的に行う活動を支援します。

### ③ 障がい者相談支援事業

障がいのある方の相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のための援助を行います。本市ではこの事業を委託実施していて当面現状を維持する見込みですが、今後の委託数や基幹相談支援センターの設置について、随時検討を進めていきます。

### ④ 地域自立支援協議会

困難ケースでの対応事例等を検討しながら、相談支援体制のあり方などを協議するとともに、任意事業である地域資源の開発などの取り組みも模索します。

### ⑤ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な方で身寄りがない方など、成年後見等の審判請求が困難な方がいる場合に制度利用を支援します。

### ⑥ 手話奉仕員派遣事業

聴覚、音声機能に障がいのある方に、手話奉仕員を派遣し意思の伝達を支援します。

### ⑦ 日常生活用具給付等事業

自立した日常生活に要する用具を、障がいの種別、程度に応じて給付又は貸与します。住宅改修費給付事業（重度の身体障がい者の居住環境改善）も含まれます。

### ⑧ 移動支援事業

障がいにより移動が困難な方の社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加



を支援します。

⑨ 地域活動支援センター

障がいのある方に対し、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等の便宜を図ります。当面現状を維持しますが、国の支援が交付税によるものとなったことも考慮し、今後のあり方についても検討します。

⑩ その他の事業

(ア)身体障がい者自立訓練支援事業

福祉ホームに居住している重度身体障がい者の生活介護サービスを支援します。

(イ)更生訓練費給付事業

更生訓練に必要な費用の支援を行います。

(ウ)日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し支援します。

(エ)知的障がい者職親委託事業

知的障がいのある方を一定期間、職親に預け、生活指導や技能習得訓練を支援します。

(オ)レクリエーション活動等支援事業

体力増強、交流、余暇等に資するため、また障がい者スポーツの普及のために支援します。

(カ)芸術文化活動振興事業

芸術・文化活動を振興し、創作意欲や社会参加の促進のために支援します。

(キ)声の広報等発行事業

視覚に障がいがある方に、市報などの行政情報をカセットテープに録音して、情報提供を行います。

(ク)奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話技術などの研修を行います。

(ケ)障がい者自動車改造費助成事業

使用する自動車の改造に要する経費の一部を助成します

地域生活支援事業の見込量

		H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
理解促進研修・啓発事業 単位：実施数	計画	1	1	2	2	2	2
	実績	1	1	1			
自発的活動支援事業 単位：実施数	計画	2	2	3	2	2	2
	実績	1	0	1			
障がい者相談支援事業 単位：委託数	計画	2	2	2	3	3	4
	実績	2	2	2			
地域自立支援協議会 単位：協議会実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	有			
成年後見制度利用支援事業 単位：利用者数	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	0	2	0			
手話奉仕員派遣事業 単位：年間利用件数	計画	25	25	25	15	20	25
	実績	9	13	11			
日常生活用具給付等事業 単位：年間利用件数							
介護・訓練支援用具	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	1	2	2			
自立生活支援用具	計画	5	5	5	3	4	5
	実績	5	1	1			
在宅療養等支援用具	計画	10	10	10	10	10	10
	実績	4	8	4			
情報・意思疎通支援用具	計画	10	10	10	10	10	10
	実績	5	7	3			
排泄管理支援用具	計画	80	80	80	90	95	105
	実績	82	88	82			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	0	4	0			
移動支援事業 1ヶ月あたりの利用時間の合計 (利用人数)	計画	200時間 (1人)	400時間 (2人)	400時間 (2人)	200時間 (1人)	400時間 (2人)	400時間 (2人)
	実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

		H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域活動支援センター 事業所設置数 (利用人数)	計画	1 (10人)	1 (10人)	1 (10人)	1 (8人)	1 (10人)	1 (10人)
	実績	1 (8人)	1 (8人)	1 (8人)			
身体障がい者自立訓練支援事業 単位：委託数	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	2	1	1			
更生訓練費給付事業 単位：利用人数	計画	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0			
日中一時支援事業 事業所設置数 (利用人数)	計画	7 (25人)	7 (25人)	8 (30人)	7 (30人)	8 (35人)	8 (35人)
	実績	7 (20人)	8 (26人)	7 (18人)			
知的障がい者職親委託事業 単位：利用人数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
レクリエーション活動等支援事業 (教室参加者)	計画	60	60	60	120	150	180
	実績	137	121	108			
芸術文化活動振興事業 単位：教室参加者	計画	30	30	30	30	60	80
	実績	40	67	39			
声の広報等発行事業 単位：利用者数	計画	10	10	10	6	6	6
	実績	4	4	4			
奉仕員養成研修事業 単位：利用者数	計画	15	16	17	20	20	25
	実績	16	17	17			
障がい者自動車改造費助成事業 単位：利用者数	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	2	0	1			

## 11. 障がい福祉サービス等の質の向上

都道府県が実施する障がい福祉に関する研修等への積極的な参加を推奨し、市職員については、年間のべ3名の参加を見込みます。

また、最上地区自立支援協議会において、年1回程度、構成自治体と事業所による障がい者自立支援審査支払システム審査結果等の共有および分析を行うことで、事業所の請求等の正確性を高める取り組みを行います。

## 4 障がい福祉サービスの必要量確保に向けた取り組み

各サービスの見込量に記載のあるように、本市及びその近隣に提供事業所が無いサービスがあるほか、地域移行が進む上で、居宅系や居住系などのサービスに不足が生じる可能性があります。最上地域において、これらのサービス提供事業所が本市に集中している状況であり、適切なサービス提供ができるよう地域内関係機関の協議・検討を活発化し、県とも連携しながら、サービス量確保に努めていきます。

また、近年特に増加傾向にある発達障がいを含む障がい児に対する支援については、ニーズに対応しきれない状況が続いているため、適切なサービス量確保に向け、関係機関が協議を行う場を通して検討を行っていきます。

その他、これまでも取り組みが進められてきた、障がい者の就労・雇用促進に関しては、就労系のサービス利用状況や障がい者雇用率の面で、県や全国平均と比べて良好な状況となっています。今後も、障がい者就業・生活支援センターを始めとする関係機関と一体となって、この状況の維持・拡大を目指します。加えて、特別支援学校との連携に関しては、児童生徒や保護者の希望に応じた就労や福祉サービス利用が円滑にできるよう、情報共有や協議の場への参加に今後も取り組みます。

最後に、必要なサービス提供量を確保するためには、最上地域の福祉資源に関する特性上、地域全体で数量見込を事業者等に示していく必要性もあります。今後は、最上地区自立支援協議会等を通じて、地域全体での必要量見込についても取り組んでいくとともに、これらを踏まえた情報について積極的な発信を行っていきます。



## 第6章 計画の推進

## 推進体制の確立

本計画における障がい者施策は、福祉分野のみでなく、保健、医療、教育、就業、生活環境など多くの行政分野にまたがっており、国、県、庁内関係各課や市社会福祉協議会、市身体障がい者福祉協会など関係機関・団体との連携を図りながら、計画の実施状況について定期的に把握、点検を行い、効果的な障がい者施策の推進に努めます。

### 1. 計画推進体制

本計画に基づく障がい者施策の着実な推進を図るため、施策の実施状況について新庄市障がい者福祉計画推進委員会において報告、協議するものとし、具体的に推進する施策においては、障がい者関係団体等からの意見・要望が反映された計画の推進体制を図ります。

### 2. 市民の理解と協力及び障がい者の積極的な取組み

本計画に基づく障がい者施策を推進し、障がいのある人もない人もお互いに違いを認め、人権を尊重しながら共に生きる地域社会を実現するためには、市民の障がい者の理解と協力が重要となってきます。そのため、今後、計画の周知や情報提供体制の充実強化を図り、障がい者に対する理解と協力を求めていきます。

また、本計画を実効性のあるものとするために、計画の着実な推進と事業内容の充実化に向けて、障がい者自らが積極的に取組むことが重要となります。そのため、計画の周知と併せて、各種関連情報の提供体制の充実を図るとともに、障がい者団体の組織強化と活動の活性化を促進します。

### 3. 国、県及び関係機関との連携

県及び関係機関との連携を強化し、協議、調整を行いながら計画の実効性を確保します。また、国の動向を踏まえ、補助事業の積極的導入を図りながら本計画を推進するとともに、制度の改善、拡充と財源確保などについて要望していきます。

### 4. 計画の見直し

令和6年度に新たな障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定するために見直しを予定しておりますが、その他にも、障がい者を取り巻く環境や国、県における施策動向などに急激な変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 2 計画の策定体制及び経過

## 1. 新庄市障がい者福祉計画推進委員会委員名簿（敬称略）


選出区分	職名	氏名
学識経験者	新庄市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	伊藤 啓作
	山形県司法書士会新庄支部 副会長	早坂 智佳子
障がい福祉サービスを利用する団体	新庄市身体障がい者福祉協会 事務局長	渡邊 千賀子
	新庄市手をつなぐ育成会 会長	中川 奈美
教育機関	山形県立新庄養護学校 教頭	古澤 智
障がい福祉サービスを提供する事業所	障がい福祉サービス事業所 友愛園園長	高橋 聖一
	PFC HOSPITAL 院長	池谷 龍一
	もみの木訪問介護事業所 管理者	高橋 三枝子
	特定非営利活動法人くれよんはうす 代表理事	齊藤 千恵子
行政機関	新庄公共職業安定所 統括職業指導官	遠藤 広美
	最上総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課 課長	青木 裕志

委員長 渡邊 千賀子 副委員長 早坂 智佳子

## 2. 計画策定までの主な経過

年月日	事項	内容
令和2年9月18日	第1回計画推進委員会	委員の委嘱、計画骨子の協議
令和2年11月4日	第2回計画推進委員会	計画（素案）検討
令和2年11月16日	市議会産業厚生委員協議会	計画（素案）説明
令和3年1月21日	第3回計画推進委員会	計画（案）検討
令和3年1月25日	山形県知事提出	計画（案）意見聴取
令和3年2月5日	市議会産業厚生委員協議会	計画（案）説明
令和3年2月8日	パブリックコメント実施	意見の公募
令和3年3月9日	パブリックコメント結果公表	意見の公表





# 障がい福祉に関する資料集

## 障がい者総合支援法によるサービス事業所一覧

新庄市内／令和3年1月1日時点／休止中のサービスは記載していません

居宅訪問系サービス（凡例：居/居宅介護、重/重度訪問介護、行/行動援護、同/同行援護）

名称	サービス種類	所在地	連絡先
もみの木訪問介護事業所	居, 重, 行, 同	996-0001 五日町字宮内 240-2	22-5790
どんぐり	居, 重, 行, 同	996-0027 本町 6-11	29-4556
カイセイ居宅介護事業所	居, 重, 行, 同	996-0031 末広町 7-4	29-2912
ニチイケアセンター若葉	居, 重	996-0025 若葉町 24-19 スプレム 21 1F	28-0050
ケアワーク新庄	居, 重	996-0032 上金沢町 9-37	28-8115
SOMPO ケア新庄金沢 訪問介護	居, 重	996-0002 金沢 1863-1	28-8266
新庄地域福祉事業所 ヘルパーステーションさんのほり	居, 重	996-0041 大字鳥越 1013-37	28-9371
訪問介護事業所・のぞみ	居, 重	996-0002 金沢 2575	23-5071

日中活動系サービス（凡例：A・B/就労継続支援A型・B型、移・定/就労移行・定着支援、生/生活介護）

名称	サービス種類	所在地	連絡先
ピースしみず	A	996-0002 金沢 1790	23-3790
ピース東山	A	996-0002 金沢 1587-2	32-0790
ピース五日町	A	996-0001 五日町字清水川 1303-3 ユニオン五日町ビル 1F、2F	29-3651
ピース本町	A, B, 移	996-0027 本町 7-31 ユニオン本町ビル	32-1461
JuJu・マルシェ	A	996-0027 本町 6-11	23-2345
エポック	A	996-0051 大字松本 277	32-1113
シャイニー新庄升形	A	996-0111 大字升形 1047-1	32-1727
すぎのこハウス	B, 生	996-0091 十日町 1400-4	29-4682
さくらはうす	B, 生	996-0041 大字鳥越字駒場 1345-5	23-1123
障がい福祉サービス事業所 友愛園	B, 移, 生	996-0054 大字仁間字野際 285	23-4516
最上就労定着支援事業所	定	996-0054 大字仁間字野際 285	23-4516
(株)フェイス指定障がい福祉サービス事業所 大樹	B	996-0091 十日町字高壇 1302-5	32-0908
フロンティア	B, 移	996-0052 大字角沢 734-2	32-1144
すてっぷハウス	B, 移	996-0025 若葉町 2-2	32-1800
JuJu・若葉	B	996-0025 若葉町 9-53	32-1551
ライムハウス（来夢家）	B, 移	996-0091 十日町 2753-17	32-0552
たんぽぽ作業所	B	996-0085 堀端町 7-40	23-8556
そら	生	996-0041 大字鳥越 483-4	22-3880
指定障がい福祉サービス事業所 きずな	B, 生	996-0025 若葉町 13-19	32-0508

## グループホーム（凡例：包括/共同生活援助【包括型】、外部/共同生活援助【外部型】）

名称	サービス種類	所在地	連絡先
グループホームピース第1ホーム	包括	996-0034 下田町 6-6	23-6027
グループホームピース第2ホーム	包括	996-0051 大字松本 128-30	23-6027
グループホームピース第3ホーム	包括	996-0073 栄町 10-8	23-6027
グループホームピース第4ホーム	包括	996-0011 東谷地田町 17-2 2F	23-6027
グループホームピース第5ホーム	包括	996-0011 東谷地田町 17-2 1F	23-6027
グループホームピース第6ホーム	包括	996-0077 城南町 2-17	23-6027
グループホームピース第7ホーム	包括	996-0026 大町 8-13	23-6027
グループホームピース第8ホーム	包括	996-0072 宮内町 2-21	23-6027
グループホームピース第9ホーム	包括	996-0002 金沢1820-1 マルミツマンションMM2I	23-6027
グループホームピース第10ホーム	包括	996-0001 五日町 1247-8	23-6027
グループホームピース第11ホーム	包括	996-0002 金沢1820-1 マルミツマンションMM2I	23-6027
グループホームピース第12ホーム	包括	996-0002 金沢 2483	23-6027
グループホームピース第13ホーム	包括	996-0001 五日町 1250-16	23-6027
グループホームピース第14ホーム	包括	996-0001 五日町 1303-5	23-6027
グループホームピース第15ホーム	包括	996-0073 栄町 12-4	23-6027
グループホームピース第16ホーム	包括	996-0002 金沢1820-1 マルミツマンションMM2I	23-6027
グループホームピース第17ホーム	包括	996-0051 大字松本 264-10、264-46	23-6027
グループホームピース第18ホーム	包括	996-0002 金沢1820-1 マルミツマンションMM2I	23-6027
グループホームピース第19ホーム	包括	996-0081 中道町 8-20 ハイツコンフォート	23-6027
グループホームピース第20ホーム	包括	996-0081 中道町 8-20 ハイツコンフォート	23-6027
グループホームピース第21ホーム	包括	996-0081 中道町 8-20 ハイツコンフォート	23-6027
グループホームピース第22ホーム	包括	996-0081 中道町 8-20 ハイツコンフォート	23-6027
グループホームピース第23ホーム	包括	996-0081 中道町 8-20 ハイツコンフォート	23-6027
あじさい館（新庄）	包括	996-0026 大町 2-59	32-1371
グループホームくれよんはうす	包括	996-0014 大字鳥越 483-4	22-3880
グループホームあじさいの家	外部	996-0053 大字福田 806	22-2047
グループホームふぁーの木ホーム	外部	996-0054 大字仁間 30-1	23-0370
ポラリス（ポラリス）	外部	996-0027 本町 6-11	29-4556
ポラリス（つばさ）	外部	996-0026 大町 3-34	32-0320
ポラリス（すばる）	外部	996-0023 沖の町 10-18	23-0032
ポラリス（ジェミニ）	外部	996-0027 本町 5-9	22-9212
ポラリス（オリオン）	外部	996-0025 若葉町 9-53	23-7744
ポラリス（イーグル）	外部	996-0028 万場町 2-14	23-3535
グループホームあたしん家	外部	996-0022 住吉町 1051-2	32-1118
はやて	外部	996-0022 大町 3-32	32-0510

地域生活支援事業など

名称	サービス種類	所在地	連絡先
スマイル	日中一時支援	996-0027 本町 6-11	29-4556
あたしん家	日中一時支援	996-0022 住吉町 1051-2	32-1118
ふぁーの木	地域活動 支援センター	996-0054 大字仁間 30-1	23-0370
最上障がい者就業・生活支援センター	就業・生活 支援センター	996-0085 堀端町 8-3	23-4528

## 児童福祉法によるサービス事業所一覧

最上郡内／令和3年1月1日時点／休止中のサービスは記載していません

(凡例：児/児童発達支援、放/放課後等デイサービス)

名称	サービス種類	所在地	連絡先
キッズサポート ことばのつばさ	児,放	996-0025 若葉町 1-7	77-4194
あおぞらはうす	児,放	996-0041 大字鳥越 483-4	22-3880
くれよんはうす	放	996-0002 金沢 1439-22	23-6681
にじいろはうす	放	996-0071 小田島町 2-35	23-1313
アニマートしんじょう	放	996-0041 大字鳥越字新町後 1003-4	32-0322
デｲサービス オープンハウスこんべいとう	児,放	996-0022 住吉町 1-12	29-2301
セラピーファームめぐたま	児,放	999-5402 金山町大字金山 2277	52-7017
山形県立最上学園 ※総合支援法に基づくが基本は児童が対象	短期入所 日中一時支援	996-0051 大字松本 55-1	22-1559

## 指定相談支援事業所一覧

新庄市内／令和3年1月1日時点

(凡例：相/指定特定相談支援、移/指定地域移行支援、定/指定地域定着支援、児/指定障がい児相談支援事業)

名称	サービス種類	所在地	連絡先
福祉サポートセンター山形	相,移,定,児	996-0027 本町 6-11	29-4556
ハート・のぞみ	相,移,定,児	996-0002 金沢 2575	23-5071
最上相談支援事業所	相,児	996-0054 大字仁間字野際 285	23-2172
指定相談支援事業所ピース	相,移,定,児	996-0027 本町 7-31 ユニオン本町ビル 402	32-0520
指定相談支援事業所すぎのこハウス	相	996-0091 十日町 1400-4	29-4682
相談支援事業所 ところ	相,児	996-0002 金沢 1439-22	23-6681

## 障がい者（児）福祉サービス一覧

市が実施している障がい者（児）を対象とした事業／令和2年度

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
・ <b>身体障がい者手帳交付</b> 各種の援助支援を受け易くする	・視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そして機能、肢体不自由、内部機能障がい者	・顔写真(4×3cm) ・県知事の指定する医師の診断書及び意見書 ・印鑑(15歳未満の者については保護者が代理申請)	成人福祉課 障がい福祉推進室
・ <b>療育手帳交付</b> 各種の援助支援を受け易くする	・中央児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい（児）者と判定された方	・健康保険証 ・顔写真(4×3cm) ・印鑑	成人福祉課 障がい福祉推進室  子育て推進課 子育て企画室 (18歳未満)
・ <b>精神障がい者保健福祉手帳交付</b> 各種の援助を受け易くする	・精神障がいのため長期にわたり日常生活に制約があり、障がい等級に該当する方	・精神保健指定医の診断書又は障がい年金証書の写し ・顔写真(4×3cm) ※任意 ・印鑑又は署名	成人福祉課 障がい福祉推進室
・ <b>自立支援医療（更生医療）</b> 障がいの軽減、除去に必要な医療を受けた場合の医療費の給付（自己負担1割。課税状況により月額上限あり）	・心臓機能障がい、腎臓機能障がい、肢体不自由等で身体障がい者手帳の交付を受けた18歳以上の方	・指定医療機関よりの意見書 ・身体障がい者手帳 ・健康保険証 ・印鑑	成人福祉課 障がい福祉推進室
・ <b>自立支援医療（育成医療）</b> 障がいの軽減、除去に必要な医療を受けた場合の医療費の給付（自己負担1割。課税状況により月額上限あり）	・手術等によって障がいの軽減、除去の効果が期待できる18歳未満の方	・指定医療機関よりの意見書 ・健康保険証 ・印鑑	成人福祉課 障がい福祉推進室
・ <b>自立支援医療（精神通院医療）</b> 精神障がい者が医療機関等に通院して精神障がいの医療を受ける場合、医療費を助成する（自己負担1割。課税状況により月額上限あり）	・診断書に基づき対象者と認められた方	・精神保健指定医の診断書 ・健康保険証 ・印鑑又は署名	成人福祉課 障がい福祉推進室
・ <b>補装具費の支給</b> 障がい者安全つえ、義眼、補聴器、義手、義足、車いす等の用具の交付及び修理にかかる費用の支給（課税状況により一部負担金あり）	・身体障がい者手帳所持者で、支給規定に該当する方	・指定医の意見書 ・身体障がい者手帳 ・見積書 ・印鑑	成人福祉課 障がい福祉推進室
・ <b>日常生活用具の給付</b> 浴槽、便器、盲人用時計等の給付、又は貸与（課税状況により一部負担金あり）	・身体障がい者手帳所持者で、給付規定に該当する方	・身体障がい者手帳 ・印鑑 ・（見積書） ・（医師意見書）	成人福祉課 障がい福祉推進室

障がい福祉に関する資料集

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<p>・<b>手話奉仕員派遣</b> 公的機関・医療機関等に外出するとき、手話奉仕員を派遣し、意思伝達手段を確保する</p>	<p>・身体障がい者手帳所持者で、聴覚・音声機能又は言語機能の障がい者</p>	<p>・身体障がい者手帳</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・<b>心身障がい者扶養共済</b> 心身障がい者を扶養している方を加入者とし、毎月掛金を払い込むことにより、加入者に万一のことがあった場合、障がい者に対し生涯にわたり年金を支給する</p>	<p>・知的障がい者及び身体障がい者、程度等級表1～3級までの方 ・精神又は身体の永続的な障がいにより、上記同等と認められる方</p>	<p>・加入者申込書 ・申込者告知書 ・障がい証明書 ・年金管理指定届書 ・住民票謄本 ・印鑑</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・<b>特別障がい者手当等</b> 月額 27,350 円支給 (20 歳未満は月額 14,880 円)</p>	<p>・重度の障がい者 ・重度の障がい児</p>	<p>・年金等の受給額がわかるもの ・所定の診断書 ・障がい者手帳 ・印鑑</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・<b>特別児童扶養手当</b> 月額 1 級 52,200 円 2 級 34,770 円 (所得制限あり)</p>	<p>・20 歳未満で重度の障がい児を監護し生計維持している方</p>	<p>・印鑑 ・戸籍謄本 ・住民票謄本 (必要な方のみ) ・所得証明書 (必要な方のみ) ・診断書 ・請求者名義の預金通帳 ・請求者、配偶者、扶養義務者、対象児童の個人番号がわかるもの</p>	<p>子育て推進課 子育て企画室</p>
<p>・<b>おむつの支給</b> 月額 8,000 円の範囲内で毎月支給する</p>	<p>・常時失禁状態にある重度心身障がい者で、本人及び生計中心者の所得税が非課税。在宅で寝たきりの方</p>	<p>・身体障がい者手帳 ・印鑑</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・<b>福祉タクシー助成</b> 移動の際に利用するタクシーの利用料金の一部を助成する 1 枚 500 円の助成券を年間 20 枚交付</p>	<p>・身体障がい者手帳 2 級以上所持者、又は療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者 ・身体障がい者手帳 3 級及び 4 級 (視覚、下肢、体幹、移動機能障がいの方)</p>	<p>・各種手帳 ・印鑑又は署名</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・<b>障がい者給油費助成</b> 移動の際に利用する自家用車給油費の一部を助成する 1 枚 500 円の助成券を年間 8 枚交付</p>	<p>・福祉タクシー助成と同様の対象者 ※福祉タクシー助成又は重度身体障がい者移送サービス助成を受けていない人</p>	<p>・各種手帳 ・自動車検査証 (車検証) または納税通知書 ・印鑑又は署名</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・<b>重度身体障がい者移送サービス助成</b> リフト付きの車両での移送が必要な方の利用料金の一部を助成する 1 枚 1,000 円の助成券を年間 24 枚交付</p>	<p>・身体障がい者手帳 1 級又は 2 級所持者 ・所得税 14 万円以下の世帯</p>	<p>・身体障がい者手帳 ・印鑑又は署名</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<p>・ <b>声の広報</b> 録音による市報、おしらせ版、市議会だよりを発行する</p>	<p>・ 重度の視覚障がい者で、同居の家族から市報等の情報を得ることが困難な方</p>	<p>・ 身体障がい者手帳</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・ <b>日中一時支援事業</b> 日中の活動の場を確保する</p>	<p>・ 各種手帳所持者</p>	<p>・ 各種手帳 ・ 印鑑</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・ <b>障がい者世帯除雪サービス</b> 心身障がい者世帯の屋根の雪おろしや玄関前通路の除雪を行う（利用者！割負担有り）</p>	<p>・ 心身障がい者のみの世帯で、自分で除雪することが困難な方 ・ 所得税非課税世帯</p>	<p>・ 各種手帳 ・ 印鑑</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・ <b>障がい者用自動車改造費助成事業</b> 障がい者が使用する自動車の改造に要する経費の一部を助成する（100,000円限度）</p>	<p>・ 身体障がい者手帳所持者で上肢、下肢、体幹又は運動機能障がいの方 ※自らが所有運転する自動車の操向装置、駆動装置等の改造に限る。</p>	<p>・ 身体障がい者手帳 ・ 改造見積書 ・ 自動車検査証 ・ 印鑑 ・ 運転免許証</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・ <b>重度身体障がい者介護用車両改造費等助成事業</b> 介護するために配慮した自動車を改造又は、購入する経費の一部を助成する（200,000円限度）</p>	<p>・ 身体障がい者手帳2級以上所持者で下肢及び移動機能障がいの方、体幹機能障がい3級以上の手帳所持者又は、当該障がい者と生計を一にしている方（所得制限有り）</p>	<p>・ 身体障がい者手帳 ・ 改造見積書（購入の場合は改造のない同型車との差額がわかる見積書） ・ 自動車検査証 ・ 印鑑 ・ 運転免許証</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・ <b>在宅酸素療法者支援事業</b> 在宅酸素療法を行う呼吸器障がいのある方に、酸素濃縮器の使用に要する経費の一部を助成する</p>	<p>・ 身体障がい者手帳（呼吸器障がい）を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方（1級・2級の方は除く）</p>	<p>・ 身体障がい者手帳 ・ 酸素濃縮器使用指示書又は酸素濃縮器使用証明書</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p>・ <b>人工透析患者通院交通費助成事業</b> じん臓機能に障がい有し、人工透析を受けている方の医療機関への通院に要した費用の一部を助成する（自宅から病院までの距離によって上限があります。）</p>	<p>・ 身体障がい者手帳（じん臓機能障がい）を所持し、医師の処方により人工透析を行っている方（本人及び生計中心者に納めるべき所得税のない方）</p>	<p>・ 身体障がい者手帳 ・ 人工透析通院報告書</p>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>

障がい者総合支援法や児童福祉法に基づく障がい福祉サービス

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者総合支援法に基づくサービス 介護給付 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援 訓練等給付 共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援</li> <li>児童福祉法に基づくサービス 児童発達支援、放課後等デイサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳所持者</li> <li>療育手帳所持者</li> <li>精神障がい者保健福祉手帳所持者、精神障がいによる障がい年金受給者、自立支援医療（精神通院医療）受給者</li> <li>18歳未満の場合 特別児童扶養手当等の受給者など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種手帳等</li> <li>印鑑又は署名</li> <li>※その他、医師の診断書等が必要となる場合があります</li> </ul>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の優遇制度

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道運賃の割引 身体障がい者・知的障がい者がJRを利用する場合に運賃の割引を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種身体障がい者手帳・療育手帳A…付添人1人と共に5割引（急行券を含む）</li> <li>第2種身体障がい者手帳療育手帳B…片道100km以上で本人のみ5割引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅券購入時</li> <li>身体障がい者手帳又は療育手帳</li> </ul>	<p>各駅窓口</p> <p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>バス運賃の割引 山交バス、庄内交通を利用する場合に身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳提示により運賃の割引を行う（一般路線5割引）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳所持者</li> <li>療育手帳所持者（第1種身体障がい者手帳・療育手帳Aの場合は付添人含む）</li> <li>精神障がい者保健福祉手帳所持者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス乗車時</li> <li>身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳（写真のあるもの）のいずれか</li> </ul>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー料金の割引 身体障がい者・知的障がい者が、山形県ハイヤー協会加入のタクシーを利用する場合に料金の割引を行う（1割引）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳所持者</li> <li>療育手帳保持者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー乗車時</li> <li>身体障がい者手帳又は療育手帳</li> </ul>	<p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>有料道路の通行料割引 身体障がい者手帳所持者で自ら運転する者、又は重度の身体障がい者・知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合に割引を行う（5割引）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳所持者で、運転免許証を所持し自ら運転を行う者</li> <li>第1種身体障がい者手帳・療育手帳Aの所持者を乗せて、介護者が運転する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳又は療育手帳</li> <li>運転免許証</li> <li>車検証</li> <li>ETCを利用する場合 ETCカード及びETC車載器番号の分かる書類</li> </ul>	<p>各有料道路管理会社</p> <p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>航空運賃割引 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者が国内線飛行機を利用する場合に割引を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者とその付添人1名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅券購入時</li> <li>身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか</li> </ul>	<p>各航空会社</p> <p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>



事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<p><b>・NHK 放送受信料の減免</b> 障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、一定の要件を満たす場合、放送受信料を減免する</p>	<p>(全額免除) ・障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯でかつ世帯構成員全員が住民税非課税世帯</p> <p>(半額免除) ・世帯主が受信契約者で、視聴覚障がい者、重度身体障がい者(1.2級)、重度知的障がい者(A)、重度精神障がい者(1級)のいずれか</p>	<p>・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか</p> <p>・印鑑</p>	成人福祉課 障がい福祉推進室
<p><b>・所得税、住民税控除</b> 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者について障がい者控除の対象となる</p>	<p>・身体障がい者手帳所持者</p> <p>・療育手帳所持者</p> <p>・精神障がい者保健福祉手帳所持者</p>	<p>申告時</p> <p>・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか</p>	<p>税務署 税務課課税室</p> <p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>
<p><b>・自動車税の減免</b> 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者の名義の車(特例あり)で、本人または同居する家族が当該障がい者の通院、通勤、通学等のために運転する車(軽自動車を含む1台)の自動車税を減免する</p>	<p>・障がい等級により制限がありますので、詳しくは申請先にお問い合わせください。</p> <p>申請先： 軽自動車…市税務課、 普通車…最上総合支庁税務課</p>	<p>・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか</p> <p>・印鑑</p> <p>・通院、通勤、通学等の証明書(家族等運転の場合)</p> <p>・自動車検査証</p> <p>・運転免許証</p> <p>普通車の場合</p> <p>・住民票謄本</p> <p>※その他、扶養義務者の源泉徴収票等が必要となる場合があります。</p>	<p>税務課課税室 (軽自動車)</p> <p>最上総合支庁税務課(普通車)</p> <p>成人福祉課 障がい福祉推進室</p>

※事業や優遇制度によっては、身体・知的・精神の各障がい者に難病等対象者を含む場合があります。また、印鑑に関しては、制度改正により署名に変更となる場合があるほか、各種手続きについてマイナンバーの分かる書類の提出が必要となる場合があります。

福祉医療

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<p>・ <b>未熟児養育医療</b> 1歳未満の未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対して医療費の自己負担分を助成する養育医療券を交付する</p> <p>医療機関での負担額 未熟児の属する世帯の階層区分に応じて定める額 (月額) 0円～229,400円 ※保険適用外の医療費は給付対象外で自己負担</p>	<p>・ 出生時体重が2,000グラム以下のもの</p> <p>・ 生活力が特に衰弱であって、次のような症状で医師が入院養育を必要と認めたもの 運動不安、体温、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸等</p>	<p>・ 養育医療給付申請書</p> <p>・ 養育医療意見書</p> <p>・ 世帯調書</p> <p>・ 子の健康保険証</p> <p>・ 印鑑</p> <p>・ 子育て支援医療充当依頼書</p> <p>・ (必要に応じて)所得税額等を証明する書類</p> <p>・ 請求者、配偶者、扶養義務者、児童の個人番号のわかるもの</p> <p>・ その他</p>	<p>子育て推進課 子育て企画室</p>
<p>・ <b>重度心身障がい(児)者医療</b> 重度の障がいがある対象者に対して医療費の自己負担分を助成する医療証を交付する</p> <p>医療機関での負担額 【所得税課税者及びその被扶養者】 医療費の1割 ただし、医療機関等ごとに次の額を限度とする 入院外 14,000円/月 (年間上限144,000円) 入院 57,600円/月 (多数回44,400円) 【所得税非課税者及びその被扶養者】 無料</p> <p>※入院時の食事代や保険適用外の医療費は給付対象外で自己負担</p>	<p>・ 市民税所得割の額が23万5千円に満たない次に該当する者</p> <p>・ 身体障がい者手帳1,2級所持者</p> <p>・ 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者</p> <p>・ 療育手帳A所持者</p> <p>・ 公的年金障がい等級1級受給権者</p> <p>・ 特別児童扶養手当1級程度の20歳以上の者</p>	<p>・ 各種手帳</p> <p>・ 公的年金受給権者は障がい年金の今年の支払通知書</p> <p>・ 特別児童扶養手当受給者は特別児童扶養手当1級証書</p> <p>・ 健康保険証</p> <p>・ 印鑑</p> <p>・ その他</p>	<p>子育て推進課 子育て企画室</p>

## 用語集

本計画において記載している用語について解説します

### あ行

育成医療	18歳未満の身体障がい者が手術などにより、障がい除去又は軽減される場合にその負担を軽減する制度。
医療型児童発達支援	障がいのある児童を通所させて、日常生活の基本的動作の指導や、知識・技能の付与等の訓練を行うことと併せて、障がいに応じた治療を行うサービス。
医療的ケア児者	気管切開による人工呼吸器や、痰の吸引、経管栄養などの医療的なケアが必要な障がい児および障がい者。
移動支援事業	障がいにより移動が困難な方の社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加を支援する制度。

### か行

共生型サービス	同一の事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供できるように、どちらかのサービスを提供している事業所が、もう一方のサービスも提供しやすくなるようにする制度。
共同生活援助【包括型】	共同生活を行う住居で、相談や、入浴、排せつ、食事の介護その他必要な支援を行うサービスで、介護サービスを当該事業所の従業員が行うもの。
共同生活援助【外部型】	共同生活を行う住居で、相談や、入浴、排せつ、食事の介護その他必要な支援を行うサービスで、介護サービスを外部の居宅介護事業者に委託するもの
居宅介護	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、洗濯や掃除といった家事の援助などを行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスに通うことが困難な児童に対して、支援員が自宅を訪問して発達支援を行うサービス。
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する際に、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用の意向等を勘案し、「サービス等利用計画案」の作成やモニタリングを行うサービス。
高次脳機能障がい	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの脳機能の障がい。
更生医療	18歳以上の身体障がい者が手術などにより障がい除去又は軽減される場合にその負担を軽減する制度。

## 障がい福祉に関する資料集

行動援護	知的障がいや精神障がいにより常時介護が必要な方が対象で、行動時の危険を避けるための援護や、外出時に必要な援助などを行うサービス。
合理的配慮	障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために必要な配慮のうち、過度の負担にならない範囲で提供できるものこと。※120頁で合理的な配慮の一例を紹介。
声の広報発行事業	視覚に障がいがある方に、市報などの行政情報をカセットテープに録音して、情報提供する事業。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的に、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ支援する機関。
子育て支援センター	子育て中の親子が相互に交流し、専任の保育士等が子育てに関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行う機関。
グループホーム	共同生活援助事業を行う施設のこと。

## さ行

災害時要援護者避難支援プラン	災害時に、避難の援助が必要な高齢者や障がい者等に関する情報の共有と、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制などを整備するための計画。
座位保持装置	障がいにより、適切な姿勢で座ることが難しい人について、それらを補助し、適切な姿勢で座ることを保持する機能が付いた椅子。
施設入所支援	原則支援区分4以上の方が対象で、施設に入所し、主として夜間、入浴や排せつ、食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス。
児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるよう見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などがある人の相談・支援を行う人。
児童発達支援	障がいのある就学前児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。
児童福祉法	18歳未満の児童の健全な育成、児童の福祉の保証とその積極的増進を基本精神とする総合的法律で昭和22年に制定された。
社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
就労移行支援	一般就労などを希望する65歳未満の方が対象で、就労に必要な知識や能力の向上、企業における実習、その人にあった職場探しや就労後の職場定着の支援を行うサービス。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方のうち、原則として適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場の提供とともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した方に関し、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整など課題解決に向けた必要な支援を行うサービス。
就学猶予・免除	治療又は生命・健康維持のため療育に専念することが必要で、教育を受けることが困難または不可能な児童について、保護者の就学義務を猶予・免除すること。
手話奉仕員	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者で、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するボランティア。
重症心身障がい児者	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある人のことで、医学的な診断名ではなく、行政上の取扱いのための用語。
重度心身障がい(児)者医療	身体または精神に著しい障がいを持つ者を対象とし、医療の確保、生活の安定、子どもの健全な育成を目的として、医療費等の自己負担額を軽減する制度。
重度訪問介護	重度の障がいにより常に介護を必要とする方が対象。ヘルパーが自宅訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、家事の援助のほか、外出する際の移動中の介護も総合的に行うサービス。
障がい支援区分	障がいのある人の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
障がい者基本法	障がい者福祉施策の基本となる事項と国および地方自治体の責務を規定したもので、昭和45年に制定された心身障がい者対策基本法が平成5年に改正され現在の名称となった。
障がい者虐待防止センター	障がいのある人の虐待の発見に関する通報、又は虐待を受けた障がいのある人からの届出の受理や、擁護者による障がいのある人の虐待の防止及び虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談、指導、助言を行う機関。
障がい者雇用促進法	障がい者の安定した就労を実現するための具体的な方策を定めた法律で、事業主に一定割合以上雇用することを義務づけている。昭和35年に身体障がい者雇用促進法として制定され、昭和62年に現行法に改称された。正式名称を「障がい者の雇用の促進等に関する法律」という。
障がい者差別解消法	国連の「障がい者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として平成25年に制定され、平成28年から施行した法律。障がい者の不当な差別の禁止と合理的な配慮の提供を国や地方自治体に義務付けた。正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という。
障がい者就業・生活支援センター	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、就業に関する相談支援、障がいの特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言、障がいのある人の日常生活・地域生活に関する助言及び関係機関との連絡調整を行う機関。
障がい者総合支援法	障がい者や障がい児、難病患者が地域社会において、基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むために、福祉サービスの給付や地域での生活支援に関わる人材育成などの総合的てきな支援を行うことを定めた法律で、平成18年に施行された障がい者自立支援法を平成24年に改正・

	改称された。正式名称を「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。
障がい者相談員	身体障害者福祉法第12条の3に規定する身体障害者相談員及び知的障害者福祉法第15条の2に規定する知的障害者相談員で、身体障がいのある人、知的障がいのある人、又はその障がいのある人を現に保護する者の相談に応じ、必要な援助を行う者。
障がい者手帳	身体障がいのある人に交付される身体障がい者手帳、知的障がいのある人に交付される療育手帳、精神障がいのある人に交付される精神障がい者保健福祉手帳があり、それぞれの障がいのある人に対して福祉サービスや優遇制度がある。
障がい者優先調達推進法	国や地方自治体等が障がい者の関わる製品やサービスを優先的に購入するように義務付けた法律で、平成25年に施行された。正式名称を「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する際に、障がいのある児童の心身の状況や環境、本人又は保護者の利用に関する意向等を勘案し、障がい児支援利用計画案の作成やモニタリングを行うサービス。
障がい特性	身体障がいや知的障がい、精神障がいなどの障がい種別ごとの特徴や、それに応じて生じる社会的障壁などのこと。
消費生活センター	訪問販売によるトラブル、高齢者や若者を狙った悪質商法、架空請求、不当請求等の消費生活に関する相談を受ける機関。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある方のうち、入所施設や病院などを出て地域で自立した生活を行う上で一定の支援が必要な方が対象で、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、家事等の訓練などを通じて、地域生活を営む力の向上を支援するサービス。
自立訓練（生活訓練）	知的または精神障がいのある方のうち、入所施設や病院などを出て地域で自立した生活を行う上で一定の支援が必要な方が対象で、食事や家事等、日常生活の能力向上に必要な訓練などを通じて、地域生活を営む力の向上を支援するサービス。
自立支援協議会	障がい者自立支援法等の一部改正により、平成24年から設置が法制化された。地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく話し合いの場。新庄市は、最上地域の8市町村で構成された最上地区自立支援協議会の構成団体となっている。
自立生活援助	入所施設や病院、グループホームなどを出てから一人暮らしを希望する方などが対象で、定期的な自宅訪問を通して、日常生活上の課題がないか、地域住民との関係は良好かなどを確認し、助言や関係機関との連絡調整を行うサービス。
しんじょう生活サポートシート	発達障がいなどの支援が必要な人が状況や必要な配慮などの情報をファイリングしていく「やまがたサポートファイル」を補完したもので、新庄市独自に未就学時期の情報を詳細に記載することができる。これらの情報により、就学後などに必要な支援を受けやすくするもの。

ストーマ	消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便または尿を排泄するために造設された排泄口のこと。ストーマを持つ人をオストメイトという。
生活介護	障がい支援区分3（施設入所者は4）以上の方が対象で、障がい者支援施設などにおいて、主として日中、日常生活上の支援や、身体機能・生活能力の維持向上に向けた支援を行うサービス。
精神通院医療	精神障がい者で長期通院治療が必要な場合にその負担を軽減する制度。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が不十分な方を保護し、支援するため、家庭裁判所の裁定により、弁護士や司法書士等が本人に代わって財産管理、契約等を行う制度
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な方で身寄りがない方など、成年後見等の審判請求が困難な方がいる場合に制度利用を支援する事業。
相談支援専門員	障がいのある人が障がい福祉サービスを利用する際に必要となるサービス等利用計画の作成の他、日常生活及び社会生活等における障がいのある人の総合的な相談支援を行う者で、実務経験と研修の受講等により資格を得ることができる。

## た行

短期入所	家庭で介護する方が病気などのため、障がい者支援施設などへの短期間の入所が必要な方が対象です。入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活の支援を行うサービス。
地域活動支援センター	障がい者が通う施設であり、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する機関。
地域移行支援	障がい者支援施設などを退所して地域生活を行う場合、必要な相談支援を行うサービス。
地域定着支援	居宅で単身生活をしている方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や訪問などの支援を行うサービス。
地域包括ケアシステム	介護が必要であったり、疾患を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援等が一体的に提供される仕組みのこと。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき作成する計画で、平常時からの災害に対する備えと、災害発生時における適切な対応を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための計画である。
聴覚平衡	聴覚障がい・平衡障がいのことで、聴覚障がいは耳が聞こえないまたは聞こえづらいこと、平衡障がいは身体的な障がいは無いが、目を閉じて直立することや、直線を歩くとよろめいてしまうことをいう。身体障がい者手帳における障がい名。
通級	義務教育における特別支援教育の制度の一つで、通常の学級に在籍しながら個別的に特別支援教育を受けることをいう。

デイケア	介護保険におけるデイケアと、精神科デイケアがある。精神科デイケアは精神科での日帰りリハビリテーションで、精神的な疾患で社会活動に困難を感じている人が決まった時間に通院し、文化活動や運動などの日中活動を行うことをいう。
デマンドタクシー	乗合タクシーのことで、一般的なタクシー車両でバスのように停留所から乗り降りを行うものや、自宅前まで来てくれるものがある。路線バスとはことなり、事前の登録と予約があったときのみ運行を行う。
特別支援学級	障がいの程度が比較的軽い児童生徒を対象に、小中学校に設置している学級で、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、肢体不自由、病弱等の特別支援学級がある。
特別支援学校	学校教育法で定められた、障がい児等を対象とした学校のことで、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上や生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につけることができるようにすることを目的としている。山形県内には12校（分校等含まず）設置されている。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方が対象で、外出に付き添い、情報提供や移動中の援護などを行うサービス。

## な行

内部障がい	心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸機能障がいなどの、体の内部の機能に関する障がいのこと。
難病	原因不明で治療方法が確立されておらず、慢性化する病気の総称。介助のための家族の負担や、精神的・経済的な負担が大きく、生活に大きな支障をもたらす。平成25年4月に施行された障がい者総合支援法では、難病等が新たに「障がい者」の範囲に加えられた。
日常生活用具給付事業	自立した日常生活に要する用具を、障がいの種別、程度に応じて給付又は貸与する制度。住宅改修費給付事業（重度の身体障がい者の居住環境改善）も含まれる。
日中一時支援事業	地域生活支援事業で市町村が実施する制度で、日中における活動の場を確保し支援するもの。
脳原性移動	脳性麻痺などで、乳幼児期以前の脳病変による移動障がい。主に歩行に関する障がいで身体障がい者手帳の障がい名。
脳原性上肢	脳性麻痺などで、乳幼児期以前の脳病変による上肢障がい。主に腕や指先に関する障がいで身体障がい者手帳の障がい名。

## は行



発達障がい	外見からはわからない脳機能障がいで、コミュニケーションに困難さがあり、限定された行動、興味、反復行動などが起こる自閉症スペクトラム(ASD)や、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障がい(LD)、注意力欠如・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥・多動性障がい(ADHD)などがある。
発達障がい者支援法	平成 16 年に成立した発達障がい者を支援するための法律で、この法律により、療育のための障がい児福祉サービス等が利用しやすくなった。
発達障がい者支援センター	発達障がいの早期発見、早期の発達支援等を図るため、発達障がいのある人とその家族に対し、専門的な相談、助言及び就労支援等を行うとともに、医療等の業務を行う関係機関との連絡調整や、医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等に対し、発達障がいについての情報提供及び研修を行う機関。
避難行動要支援者名簿	災害時要援護者避難支援プランに基づき作成される名簿で、民生委員等による聴き取り調査などの結果から援助が必要な人をリスト化したもの。
パブリックコメント	行政機関が条例や各種計画等を制定または策定するにあたって、ホームページ等を通じて素案を示し、これについて住民から提出いただいた意見や情報を考慮して意思決定を行う制度。
バリアフリー	障がい者などが社会生活を送る上でバリア（障壁）となるものを除去すること。建物や道路の段差等の物理的障壁を解消する物理的バリアフリーのほか、情報バリアフリー、心のバリアフリーなど障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的障壁を除去することも含む。
福祉就労	障がいなどの理由で企業等での就労が難しい方のために、働く場を提供するサービス全般をさす。
福祉タクシー	リフトカーなど要介護状態の対象者専用の車両を使ったタクシー。ヘルパー資格を持たない運転手で、乗降介助を行わないものを福祉タクシーという。
福祉避難所	災害発生時に一般の避難所では避難生活を送ることが困難な障がい者や高齢者等を対象に、バリアフリーやプライバシーの確保を図り、医療、介護などに関して特別な配慮を提供する避難施設のこと。新庄市では、特別養護老人ホームなど数か所と避難所設置に関する協定を締結している。
福祉ホーム	住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、保育士や保健師、福祉事業所の職員等の支援者が効率的に支援できるよう設定されたプログラム。
ペアレントメンター	発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者で、同じ発達障がいのある子どもをもつ保護者に対し、共感的なサポートを行う。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校など、児童が集団生活を行う施設に通う障がいのある児童が対象で、その施設を訪問して専門的な支援を行うサービス。

## 障がい福祉に関する資料集

放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある児童について、放課後や夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。
包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、新庄市では平成18年度に新庄市地域包括支援センターを新庄市社会福祉協議会内に設置した。
法定雇用率	障がい者雇用促進法により、事業主が雇用する労働者に占める身体障がい者、知的障がい者（精神障がい者を含む）の割合が一定率以上になるよう義務付けているもので、その率を法定雇用率という。
補装具	障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものをいう。義肢、装具、車いすなどがある。

### ま行

---

民生委員	民生委員法により厚生労働大臣が委嘱する者で、報酬を得ないで住民の生活状況の把握や援助を必要とする者が自立できるよう相談、助言、その他の援助を行い、また、福祉サービス等を必要とする者への情報提供及び行政や社会福祉事業者等との連携等を行う。
------	--

### や行

---

要約筆記者	発言者の話を聞いて、その内容を要約し、文字で表す者。手書きで要約筆記する者とパソコンを使用して要約筆記を行う者がいる。
-------	---

### ら行

---

療育	発達の遅れや発達障がいのある子どもに対して、その特性にあった支援計画を実施することにより、子どもの発達と自立および社会参加を支援する取り組みのこと。
療養介護	長期入院による医学的管理と常時介護が必要な方が対象です。入院による医学的管理のもと、食事、入浴などの介護や、機能訓練などを行うサービス。
リハビリテーション	障がいや、事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・職業的・社会的能力を回復・向上させることで、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のこと。

## 障がいに関するマークの一例

内閣府および山形県などにおいて紹介されているものから抜粋して紹介します。



障がい者のための  
国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に示すための世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用について、ご理解、ご協力をお願いします。また、このマークは「すべての障がい者を対象」としたもので、特に車イスを利用する障がい者に限定したものではありません。

問い合わせ 公益財団法人  
日本障がい者リハビリテーション協会  
TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523



盲人のための  
国際シンボルマーク

世界盲人連合で制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物や設備、機器に付けられます。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ 社会福祉法人日本盲人福祉委員会  
TEL:03-5291-7885



身体障がい者標識  
(身体障がい者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ 警察庁交通局交通企画課  
TEL:03-3581-0141 (代)



聴覚障がい者標識  
(聴覚障がい者マーク)

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ 警察庁交通局交通企画課  
TEL:03-3581-0141 (代)



ほじょ犬マーク

「身体障がい者補助犬法」において、公共の施設や交通機関のほか、デパート、スーパー、ホテルなどの民間施設では、身体障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障がい者補助犬を同伴することを受け入れる義務があります。

ほじょ犬マークはこの法律の啓発のためのマークです。

問い合わせ 厚生労働省社会・援護局  
障がい保健福祉部企画課自立支援振興室  
TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237



耳マーク

耳の聞こえが不自由なことを表すと同時に、耳が聞こえない、聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない、聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法などへの配慮についてご協力をお願いします。

問い合わせ 一般社団法人  
全国日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046



### オストメイト用設備／ オストメイト

オストメイトとは、人工肛門、人工膀胱を増設している排泄機能に障がいのある人のことです。

このマークは、オストメイト対応のトイレであることをおおよび、オストメイトであることを表しています。このマークを見かけた場合は、身体内部に障がいのある人であることをおおよび、その配慮がされたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。

問い合わせ 公益財団法人  
交通エコロジー・モビリティ財団  
TEL:03-3221-6673 FAX:03-3221-6674



### ハート・プラスマーク

身体内部に障がいがある人を表すマークです。心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能などの内部障がいがある人は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受ける場合があります。

このマークを着用されている人を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ 特定非営利活動法人ハート・プラスの会  
TEL:080-4824-9928



### 白杖 SOS シグナル 普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50cm 程度に掲げている視覚障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという運動の普及啓発シンボルマークです。

駅のホームや路上などで、視覚障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によるサインを示していなくても、声をかけて支援をお願いします。

問い合わせ 岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課  
TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613



### 山形県ヘルプマーク

内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることが出来るマークです。

このマークを身に付けている人を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、配慮をお願いします。

問い合わせ 山形県健康福祉部障がい福祉課  
TEL:023-630-2211 FAX:023-630-2111



### 山形県身体障がい者等用 駐車施設利用証

県内の公共施設や民間施設などに設けられている、障がい者等用駐車施設について、県が利用証を交付し、利用できる人を明らかにすることで、適正な利用を促進するためのものです。

障がい者等用駐車施設を本当に必要とする方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 山形県地域福祉推進課  
TEL:023-630-2268



### 新庄市サポートマーク

障がいに関するマークは、障がい者が日常生活上、さまざまな配慮や支援が必要であることを周囲に知らせるためのものですが、逆に周囲の人に配慮や支援が必要であれば気軽に声をかけてもらいたい、という意味を表示するものが「新庄市サポートマーク」です。

このマークを身に付けている人には、お困り事など、気軽にお声がけください。

問い合わせ 新庄市成人福祉課障がい福祉推進室  
TEL:0233-22-2111(代)

## 合理的配慮の一例

内閣府「合理的配慮具体例データ集 合理的配慮サーチ」から抜粋。

### 障がい種別の合理的配慮の具体例

種別	具体例
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う</li> <li>● 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う</li> <li>● 障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う</li> </ul>
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 驚かせることのないように正面から「私は〇〇ですが何かお手伝いしましょうか？」と声をかける</li> <li>● 「こちら」「あちら」などの指示語ではなく「30センチ右」「2歩前」というように位置関係を分かりやすく伝える</li> <li>● 資料を拡大文字や点字によって作成したり、資料の内容を読み上げて伝えたりする</li> <li>● パソコンなどで読上機能を使えるように資料のテキスト形式データを提供する</li> <li>● 本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する</li> </ul>
聴覚・言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 筆談、手話、コミュニケーションボードなどの目で見て分かる方法を用いて意思疎通を行う</li> <li>● 字幕や手話などの見やすさを考慮して座席配置を決める</li> <li>● 窓口で順番を知らせるときには、アナウンスだけでなく身振りなどによっても伝える</li> <li>● 難聴者がいるときには、ゆっくりはっきりと話したり、複数の発言が交錯しないようにしたりする</li> <li>● 言語障がいにより聞き取りにくい場合に分かったふりをせず、内容を確認して本人の意向に沿うようにする</li> </ul>
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいの程度（全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴）に応じたコミュニケーション方法を確認して用いる</li> <li>● 手のひらに○、×、文字などを書いて周囲の状況を伝える</li> <li>● 模型などを用いて触覚によって把握できるようにする</li> </ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高い所に陳列された商品を取って渡す</li> <li>● 列に並んで順番を待つことが難しいときには、列から外れて順番を待てるようにする</li> <li>● 脊髄損傷などにより体温調整が損なわれているときには、エアコンなどの室温調整に配慮する</li> <li>● 本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する</li> </ul>
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ゆっくりはっきりと話したり、コミュニケーションボードなどを用いたりして意思疎通を行う</li> <li>● 資料を簡潔な文章によって作成したり、文章にルビを付したりする</li> <li>● 実物、写真、絵などの視覚的に分かりやすいものを用いて説明する</li> </ul>
精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 細かく決まった時間や多人数の集団で行動することが難しいときには、時間やルールなどの柔軟な運用を行うようにする</li> <li>● 曖昧な情報や一度に複数の情報を伝えると対応できないときには、具体的な内容や優先順位を示すようにする</li> <li>● 情緒不安定になりそうなときには、別室などの落ち着ける場所で休めるようにする</li> </ul>
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 書籍やノートなどを用いた読み書きに困難があるときには、タブレットなどの補助具を用いることができるようにする</li> <li>● 感覚過敏があるときには、それを和らげるための対処（例えば聴覚過敏に耳栓使用）を行えるようにする</li> <li>● 作業手順や道具配置などにこだわりがあるときには、一定のものを決めておくようにする</li> </ul>
内部障がい・難病	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 症状に波があるので、症状に応じた柔軟な対応を行うようにする</li> <li>● 継続的な通院や服薬が必要なときには、休暇や休憩などについて配慮する</li> <li>● ペースメーカーや人工呼吸器などが必要なときには、それらの機器の使用について配慮する</li> </ul>

生活場面別の合理的配慮の具体例

場面	具体例
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 段差がある場合に補助したり、高いところにある資料を取って渡したりする</li> <li>● 会場の座席などを障がい者の特性に応じた位置取りにする</li> <li>● 疲労や緊張などに配慮して休憩できるようにする</li> <li>● 筆談、読み上げ、手話などを用いて意思疎通する</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて雑音を軽減する</li> <li>● 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らす</li> <li>● 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する</li> <li>● 意思疎通のために絵や写真カード、ICT 機器（タブレット端末等）を活用する</li> <li>● 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する</li> </ul>
雇用・就業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務指示・連絡に際して、筆談やメール等を利用する</li> <li>● 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行う</li> <li>● 感覚過敏を緩和するためのサングラスの着用や耳栓の使用、体温調整しやすい服装の着用を認める等の対応を行う</li> <li>● 本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整する</li> <li>● 本人のプライバシーに配慮した上で、他の職員に対し、障がいの内容や必要な配慮等を説明する</li> </ul>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 券売機の利用が難しい場合、操作を手伝ったり、窓口で対応したりする（鉄道）</li> <li>● 停留所名表示器などの設置のほか、肉声による音声案内をこまめに行う（バス）</li> <li>● 車いす等の大きな荷物のトランクへの収納の手助けを行う（タクシー）</li> <li>● 障がいのある利用者のベルト着用などの安全確認を手伝う（飛行機）</li> <li>● 障がいの特性を理解した上で、適切な移動を行えるようにする</li> </ul>
医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする</li> <li>● 車いすの利用者が利用しやすいようカウンターの高さを配慮する</li> <li>● 患者が待ちやすい近くの場所で待てるようにする</li> <li>● 外見上、障がい者と分かりづらい患者の受付票に連絡カードを添付するなど、スタッフ間の連絡体制を工夫する</li> <li>● 障がいの特性に応じた時間調整など、ルール、慣行を柔軟に変更する</li> </ul>

買物、飲食店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 段差がある場合に補助したり、高いところにある商品を取って渡したりする</li> <li>● メニューや商品表示を分かりやすく説明したり、写真を活用して説明したりする</li> <li>● ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く（手書き文字）など、コミュニケーションにおいて工夫する</li> <li>● 金額が分かるようにレジスターや電卓の表示板を見やすいように向けたり、紙等を書いたりして示すようにする</li> <li>● 本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する</li> </ul>
災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 列に並んで順番を待つことが難しいときには、列から外れて順番を待てるようにする</li> <li>● 細かく決まった時間や多人数の集団で行動することが難しいときには、時間やルールなどの柔軟な運用を行うようにする</li> <li>● 曖昧な情報や一度に複数の情報を伝えると対応できないときには、具体的な内容や優先順位を示すようにする</li> <li>● 情緒不安定になりそうなどときには、別室などの落ち着ける場所で休めるようにする</li> <li>● ペースメーカーや人工呼吸器などが必要なときには、それらの機器の使用について配慮する</li> </ul>

#### 不当な差別的扱いの具体例

- 障がいを理由に、窓口での対応を拒んだり、順序を後回しにしたりする
- 障がいを理由に、資料やパンフレットなどの提供、説明会やシンポジウムなどへの出席を拒む
- 障がいを理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件を付けたたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりする
- 本人を無視して介助者だけに話しかける
- 合理的配慮の提供を受けたことを理由に、試験などにおいて評価対象から除外したり評価に差をつけたりする



# 新庄市障がい福祉総合計画

計画年度令和3年度～8年度

発 行

山形県新庄市  
成人福祉課障がい福祉推進室

〒996-8501

山形県新庄市沖の町10番37号

Tel.0233-22-2111（代表）

Fax.0233-23-2469

[seijinhukusi@city.shinjo.yamagata.jp](mailto:seijinhukusi@city.shinjo.yamagata.jp)

この計画書では、誰にとっても見やすく読みやすいように開発された、ユニバーサルデザインフォント（モリサワ UD フォント）を使用しています。